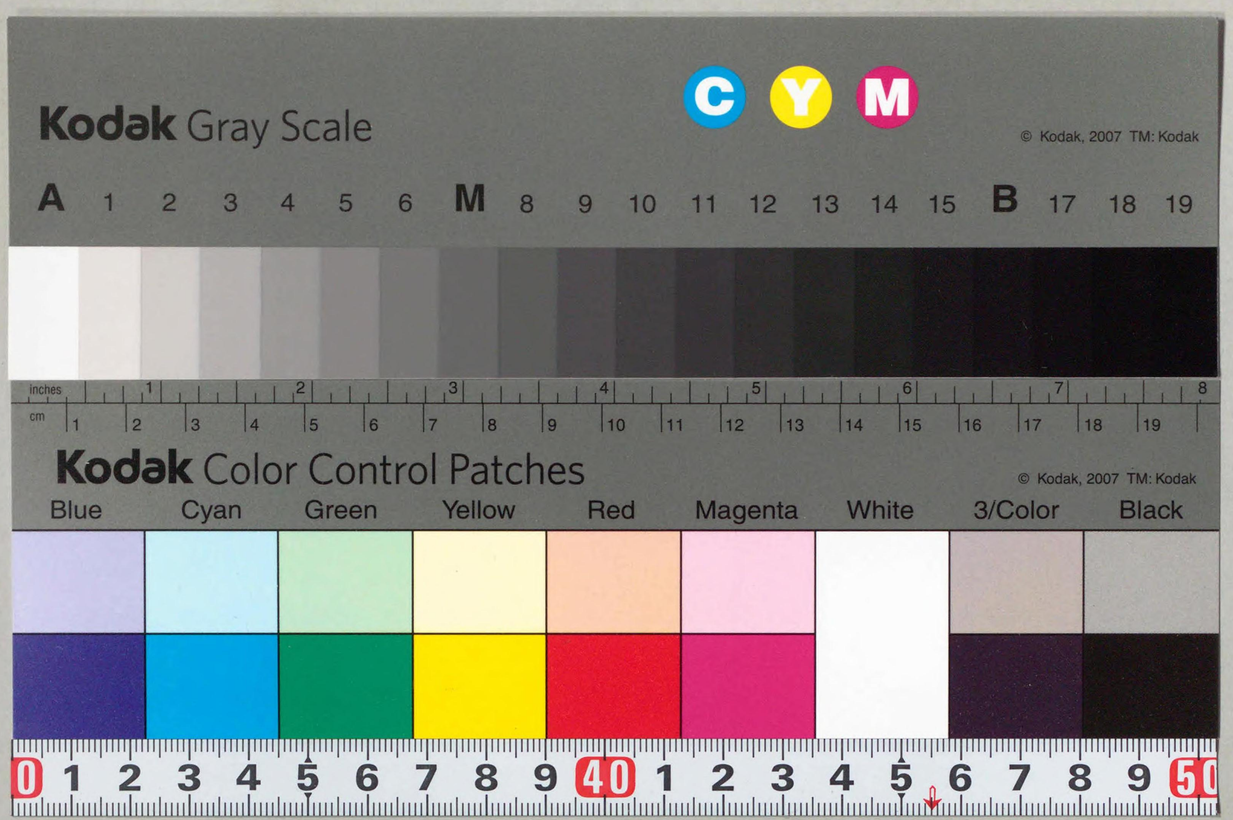
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

最高裁判所裁判集

昭和三〇年五月
刑事第一〇五号

最高裁判所

CZ
2711
12

國會圖書館
50.4.17

1018536

最高裁判所裁判集（刑事）

凡例

一、本裁判集には、最高裁判所における判決、決定のうちの重要なものを集録した。

一、集録の順序は、裁判の日の前後により、裁判の日が同一のものは上告事件、非常上告事件、再審請求事件、其の他の事件の順序とし、且つ、同種の事件にあつては事件番号の順序とした。

一、末尾に本号集録事件の番号別索引と、本号集録期間内になされた最高裁判所の判決、決定の全部についての目次を附した。

最高裁判所裁判集（刑事第一〇五号）目次

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷結果	二審又は原審	頁
昭和三〇年(あ)二九	公職選挙法違反	清藤榮	昭和三〇年五・九	二棄却	仙台高秋田支	一
昭和二七年(あ)六一〇	行進及び集団示威運動に関する徳山市公安条令違反	佐々木正見	五・一〇	三棄却	広島高	九
昭和二八年(あ)二八一四	薬事法違反覚せい剤取締法違反	近藤増治外二名	五・一〇	三棄却	東京高	一七
昭和二八年(あ)二八二七	暴力行為等処罰に関する法律違反、不法監察	亘政吉外四名	五・一〇	三棄却	東京高	三五
昭和二八年(あ)二八五九	業務上過失致死傷、道路交通取締法違反	丁精一	五・一〇	三棄却	福岡高宮崎支	四七
昭和二八年(あ)二九三〇	詐欺	原明夫	五・一〇	三棄却	東京高	五九
昭和二八年(あ)四二六六	公職選挙法違反	矢口勝亀外三名	五・一〇	三棄却	東京高	七五
昭和二八年(あ)四三八一	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	和田栄治外二名	五・一〇	三破棄差戻	高松高	八一
昭和二八年(あ)四八三〇	賍物故買	山元成根	五・一〇	三棄却	福岡高宮崎支	一二三

昭和二九年(あ)一三三九	公職選挙法違反	平野平治	五・一〇	三	乗却	仙台高	一三二
昭和二九年(あ)一七一三	公職選挙法違反	高野新太郎	五・一〇	三	乗却	仙台高	一四五
昭和二九年(あ)一七八五	公職選挙法違反	坂口善八外二名	五・一〇	三	乗却	福岡高	一四九
昭和二九年(あ)一八一一	公職選挙法違反	阿部峰次郎外二名	五・一〇	三	乗却	福岡高	一五九
昭和二九年(あ)二五六七	公職選挙法違反	中井晃	五・一〇	三	乗却	大阪高	一六三
昭和二九年(あ)三九八一	窃盗	松本学	五・一〇	三	乗却	東京高	一六七
昭和二九年(あ)四一八八	自殺幇助	西村玉雄	五・一〇	三	乗却	大阪高	一七七
昭和二八年(あ)三七〇三	覚せい剤取締法違反麻薬取締法違反	岩城新之助	五・一一	二	乗却	東京高	一九七
昭和三〇年(あ)六五	公職選挙法違反	内川一利	五・一一	二	乗却	福岡高	二〇五
昭和二九年(あ)四	公職選挙法違反	野原正勝外一名	五・一二	一	破棄自判	仙台高	二〇九
昭和二九年(あ)三五七六	業務上横領	臼井松太郎	五・一二	一	乗却	東京高	三九一

昭和二九年(あ)三九七七	窃盗	小沢勇造	五・一二	一	乗却	東京高	三九七
昭和二九年(あ)四一五二	自転車競技法	白石元一外二名	五・一二	一	乗却	大阪高	四〇一
昭和二九年(あ)二四一二	公職選挙法違反	市井栄作外二名	五・一三	二	乗却	大阪高	四〇九
昭和二九年(あ)三〇四五	公職選挙法違反	鎮西喜久雄外九名	五・一三	二	乗却	東京高	四二七
昭和二九年(あ)三五七二	公職選挙法違反	菅谷政志外一名	五・一三	二	乗却	東京高	四四九
昭和二九年(あ)三九〇三	尊属殺人、放火	斎藤清光	五・一三	二	乗却	仙台高	四五七
昭和二九年(あ)三九二九	公職選挙法違反	井上正信外一名	五・一三	二	乗却	大阪高	四六五
昭和二八年(あ)三〇四二	公務執行妨害、傷害	金鎬聖外一名	五・一七	三	乗却	福岡高	四六九
昭和二八年(あ)三一九八	物品税法違反	中川麟太郎外一名	五・一七	三	乗却	東京高	四七五
昭和三〇年(あ)八三	食糧管理法違反	相沢登美子	五・一七	三	乗却	広島高岡山支	四九三
昭和三〇年(あ)九一	詐欺、私文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使	岡田治三右ェ門	五・一七	三	乗却	仙台高	四九七

昭和二九年(あ)三〇三〇	公職選挙法違反	椎	名	隆 外四名	五・一九	一	破棄自判	東京高	五〇七
昭和二九年(あ)一五八四	公職選挙法違反	岡	本	寿 一	五・二〇	二棄却		広島高	五三三
昭和二九年(あ)一六三七	公職選挙法違反	三	好	与一郎 外三名	五・二〇	二棄却		広島高	五四三
昭和二九年(あ)二一九四	公職選挙法違反	松	本	義 雄	五・二〇	二棄却		広島高岡山支	六六七
昭和二九年(あ)二四〇四	公職選挙法違反	鶴	田	耕 章	五・二〇	二棄却		仙台高秋田支	六七五
昭和二九年(あ)二五八〇	公職選挙法違反	千	家	善 夫	五・二〇	二棄却		大阪高	六九七
昭和二九年(あ)二六〇八	公職選挙法違反	住	安	嘉一 外四名	五・二〇	二棄却		東京高	七〇三
昭和二九年(あ)二八一七	公職選挙法違反	昆		義 尚	五・二〇	二棄却		仙台高	七一一
昭和二九年(あ)二九〇一	公職選挙法違反、偽証	松	八重	義 雄 外四名	五・二〇	二棄却		福岡高宮崎支	七一五
昭和二九年(あ)三〇四〇	公職選挙法違反	山	浦	喜武太郎	五・二〇	二棄却		東京高	七二九
昭和二九年(あ)三二五三	公職選挙法違反	小	畑	竹四郎	五・二〇	二棄却		大阪高	七三五

昭和二九年(あ)三四三一	公職選挙法違反	中	村	匡	五・二〇	二棄却	東京高	七三九
昭和二九年(あ)三八九一	公職選挙法違反	清	水	加保太郎 外二名	五・二〇	二棄却	東京高	七五三
昭和二九年(あ)四〇五七	公職選挙法違反	浅	田	延 治 外一名	五・二〇	二棄却	大阪高	七六一
昭和二九年(あ)四〇七三	公職選挙法違反	中	島	袈裟重 外二名	五・二〇	二棄却	東京高	七六七
昭和二九年(あ) 四四〇	出入国管理令違反、横領	朴		春 守	五・二〇	二棄却	広島高	七七九
昭和二九年(あ) 五二六	窃盗	金		栄 石	五・二〇	二棄却	仙台高	七八七
昭和二九年(あ) 五八〇	強盗	ヘース・イパネス		外二名	五・二〇	二棄却	東京高	八〇七
昭和二九年(あ) 五九七	公職選挙法違反	石	田	次 男	五・二〇	二棄却	高松高	八一五
昭和二七年(あ)二〇一九	貸金業等の取締に関する法律違反	楠		政 吉	五・二四	三棄却	大阪高	八一九
昭和二八年(あ) 一四七	歯科医師法違反	吉	野		五・二四	三棄却	高松高	八二五
昭和二八年(あ)三一八〇	有毒飲食物等取締令違反	李		万 洙	五・二四	三棄却	東京高	八三九

昭和二八年(あ)三三七三	医師法違反、詐欺、同未遂	浅越勝雄	五・二四	三乗	却	大阪高	八五一
昭和二九年(あ)一五七〇	公職選挙法違反	安原忠外一名	五・二四	三乗	却	広島高	八五五
昭和二九年(あ)一九八五	公職選挙法違反	堀井逸郎	五・二四	三乗	却	仙台高秋田支	九一九
昭和二九年(あ)二一六八	公職選挙法違反	胡子義雄	五・二四	三乗	却	広島高	九二五
昭和二九年(あ)三二三八	公職選挙法違反	松島彖吉	五・二四	三乗	却	大阪高	九三一
昭和二九年(あ)三三四四	賍物牙保	重田三郎	五・二四	三乗	却	東京高	九三九
昭和二九年(あ)三八三七	傷害致死	高野武雄	五・二四	三乗	却	仙台高	九四七
昭和二九年(あ)三九〇四	窃盗、同未遂	姜徳寿外二名	五・二四	三乗	却	名古屋高	九五五
昭和二九年(あ)四〇〇二	窃盗	西川武雄	五・二四	三乗	却	東京高	九六三
昭和三〇年(す)一三四	強姦致傷被告事件につきなした上告棄却の決定に対する即時抗告	申立人大石力	五・二四	三乗	却	最高裁	一〇〇七
昭和二八年(あ)四二七二	有価証券偽造	合田忠之	五・二五	大乗	却	広島高岡山支	一〇〇九

昭和二八年(あ)五三七三	取引高税違反	大宮製紙株式会社	五・二五	二乗	却	東京高	一〇二一
昭和三〇年(あ)一三四	業務上横領、横領	稲上美明	五・二五	二乗	却	札幌高	一〇二七
昭和二八年(あ)三三三八	偽造紙幣行使	川野五夫	五・二六	二乗	却	福岡高宮崎支	一〇三三
昭和二九年(あ)三九三六	傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反	石崎光夫外一名	五・二六	一乗	却	東京高	一〇三七
昭和三〇年(あ)三五四	麻薬取締法違反、犯人蔵匿	田中力太	五・二八	二乗	却	札幌高	一〇四三
昭和二七年(あ)一五九	貸金業等の取締に関する法律違反	佐藤信英	五・三一	三乗	却	仙台高秋田支	一〇四九
昭和二八年(あ)二二七二	窃盗	吉田一三	五・三一	三乗	却	大阪高	一〇六三
昭和二八年(あ)四二六〇	公職選挙法違反	大島邦三郎	五・三一	三乗	却	東京高	一〇六七
昭和二八年(あ)四八九二	公職選挙法違反	西島好夫	五・三一	二乗	却	名古屋高	一〇七七
昭和二九年(れ)二三	強盗	牧田久男	五・三一	三乗	却	東京高	一〇九一
昭和二九年(あ)二一九五	公職選挙法違反	福政義孝	五・三一	三乗	却	広島高岡山支	一〇九七

昭和二九年(あ)二六一〇	公職選挙法違反	小俣昌男	五・三一	三棄却	東京高	一一〇五
昭和二九年(あ)二七〇九	公職選挙法違反	桐生富次 外三名	五・三一	三棄却	東京高	一一〇九
昭和二九年(あ)二七二八	公職選挙法違反	井上太七 外一名	五・三一	三棄却	東京高	一一一七
昭和二九年(あ)三四三八	公職選挙法違反	安原文吾	五・三一	三棄却	広島高	一一二五
昭和二九年(あ)三四五七	公職選挙法違反	米田伝	五・三一	三棄却	福岡高宮崎支	一一四七
昭和二九年(あ)三五四五	殺人未遂ロバート・エフ・ビューダ		五・三一	三棄却	東京高	一一五五
昭和二九年(あ)三六二九	公職選挙法違反	立花清 外五名	五・三一	三棄却	大阪高	一一七二
昭和二九年(あ)三六九〇	公職選挙法違反	後藤義孝 外三名	五・三一	三棄却	広島高岡山支	一一八一
昭和三〇年(あ)二六一	現住建造物等放火	橋口重春	五・三一	三棄却	福岡高	一一九七
昭和三〇年(し)二二	公務員職権濫用被疑事件につきなした審判請求棄却決定に対する特別抗告	抗告人 前川伊重郎	五・三一	三棄却	富山地	一二〇三

昭和三〇年(あ)第二九号

決定

本籍　青森県黒石市大字前町二六番地

住居　同県同市大字市の町二一番地

歯科医師　清藤栄

明治四五年一月一日生

右公職選挙法違反被告事件について昭和二九年一〇月二六日仙台高等裁判所秋田支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人小山内績の上告趣意第一点は、憲法違反をいうが、その実質は事実誤認及び単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由とならない（なお、記録に徴すれば、判示犯罪事実は挙示する証拠により優に肯認できるのであつて、所論の如き経験則違背乃至証拠によらないで事実を認定した違法も存しない）。同第二点は単なる訴訟法違反の主張であつて、適法な上告理由とならない（又原判決が第一審判決判示第二の金員交付について、公職選挙法二二一条一項五号の交付罪の成立を認め、しかも第一審判決破棄の理由とならないと判示した点は正当である。昭和二八年(あ)第四九五〇号、同二九年六月一九日当裁判所第二小法廷決定参照）。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

昭和三〇年五月九日決定　昭和三〇年(あ)第二九号

昭和三〇年五月九日決定　昭和三〇年(あ)第二九号

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年五月九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

裁判官　池田克

昭和三〇年(あ)第二九号

弁護人小山内績の上告趣意

右の者に対する公職選挙法違反被告事件に付、上告理由を左の如く開陳致します。

一、控訴審は、第一審判決に事実の誤認があるとの、別紙控意書記載の被告人の主張を排斥した。

而して、原判決は第一の事実に於ては、「被告人は清造に対し、後日費用を支弁すべきにつき、投票獲得のため、参集の者に饗応せしむべきことを依頼し」、と判示した、即ち被告人が積極的に饗応を依頼し、その費用等を供与したと判示した。

然るに第二事実に於ては、原判決が措信し得るものとして援用した小山伝造の検察官に対する供述調書（第二回の(八)に依れば、被告人か別紙控訴趣意書に引用したように、被告人は小山等の懇請に対し「金をやつても効果がねえんぢやねえか」と言つたのである。

且つ、第一の事実は告示間もなくの事であり、第二の事実は、投票日の前々日の事である、同一の人間が、告示間もなくの時は饗応に積極的であり、投票日切迫に至り、買収に消極的であるという事は常識上考えられない、又、第一の事実に於ては二十数票（饗応を受けたという者の数に相当する票数）の獲得に付て積極的であり、第二の事実に於ては数拾票（原判決の認定）の獲得に付て、消極的であるという事になり、斯る事は到底考えられない。

即ち原判決は、別紙控訴趣意書記載の如く、第一審判決と同様、不合理、且つ経験則に反した事実認定を為したもので、之即ち証拠によらずして、事実の認定を為したものと謂うべく、憲法第三八条違反の違法がある。

二、第一審判決は第二事実を供与罪とし、当該罰条を適用したのに対し原審は之を交付罪と認定して、当該罰条を適用し

被告人　清藤栄

た、この場合、原審は第一審を破毀し、自判すべきに拘らず、単に控訴棄却の判決を為したは違法である。

控訴趣意書（抜粋）

原判決は事実誤認の違法があります。

㈠ 原判決認定の第一事実は、福士栄が昭和二十七年九月七日頃清藤志郎候補の選挙運動として、自宅に於て山谷伝太郎外二十数名の有権者を饗応した事に対する、報酬並に饗応費として、被告人が同年九月十七日頃福士栄に金五千円を供与したと謂うのである。

而して検察官の主張によれば、右饗応は被告人の依頼に係るというのである（第一回公判調書）

(1) 然し投票獲得の為饗応するのは普通投票期日が切迫してからである、選挙運動に従事するものは緒戦、中盤戦を経て、所謂終盤戦に入つてから、形勢を観望して、実弾を行使すると言われている昭和二十七年十一月一日執行の衆議院議員総選挙は同年九月五日に告示された（検察官に対する福士栄の第一回供述調書、公職選挙法第一三一条第四号）故に九月七日は清藤志郎が立候補届出をした日がその翌日で未だ形勢が全く不明の時であつた。

その際に於て清藤栄が饗応を依頼したとすれば同人は極めて常識はづれの人間と謂わなければならない、同人が左様な人間でない事は明白であるから九月七日に饗応を依頼した等という事は全然ない事である。

(2) 福士栄及八木橋清造の検察官に対する各一回供述調書によれば清藤栄か福士栄に頼んだ事になつている、然し福士栄は表庭で清藤栄に直接のませてくれと頼まれたと言い、（同調書(六)）八木橋清造は、福士方からタクシーの所迄の途中で、清藤栄から話され、引返して、福士栄にその旨伝えたと述べて（同調書(五)）供述内容が異る。真実の供述でないから、斯様に違うので右供述調書は信用を措く事が出来ない。

(3) 福士栄は九月七日に清藤栄か来る前から一斗の酒を用意していた（前調書(六)）清藤栄から頼まれたから集つた者に酒

を出したのではない事は之でも判る。

福士栄はその前藤崎堰土地改良区の代議員に当選した、その御礼の意味と翌二十八年執行の光田寺村農業協同組合の理事選挙に投票して貰う為め酒を出したのである、（土地改良法及農業協同組合法による選挙には公職選挙法の適用がなく、買収饗応は処罰されない）（福士栄に対する事件に於ける同人の公判廷に於ける供述）

(4) 福士栄は昭和二十七年九月十七日頃清藤方に行つて金五千円を受取つたが、之は清藤五郎から受取つたので、清藤栄から受取つたのではない、（清藤五郎の証言）福士栄は清藤栄に会つたのは九月七日が初めてであるから同人の顔を良く覚えていなかつたのである、取調当局は九月七日に清藤栄が福士方に行つて饗応を依頼したとの誤つた前提の下に取調べを進めたので、金の交付者を清藤栄だと無理に言わしめたのである、（関係者が不本意の供述をした事は八木橋清造及福士栄の証言により明である）

前述の如く九月七日に饗応依頼の事実があり得ないので、この五千円は固より饗応費でない、正当な選挙費用である。福士栄は五所川原町方面に赴いて、その内大部分を選挙運動費用に使つたのである。

㈡ 原判決認定第二の事実は、被告人が昭和二十七年九月三十日頃清藤候補の運動員横山福次郎に対し、同候補の為め南津軽郡竹舗村居住の有権者の投票取纏方の運動を依頼し、その買収等の運動資金として金五千円を供与したとうのである。

(1) 小山伝造の検察官に対する第二回供述調書（㈧問答）によれば九月二十九日小山等は清藤方で「（竹舘でも他の候補が喰込んでいる、今夜の話では飲みたいという人もあるから一つ何んとか金を持つて行く様にして呉れい）と話すと、栄も二郎も、（金をやつても効果がねえんぢやねえか）と、いゝました。私は（出せるものなら出してくれ）と、いゝました。栄は（今夜は遅いから明日の朝迄考えさせてくれ）というので三人は帰りました」というので、被告人は婉曲

に饗応の金を出す事を断つたのである。

(2) 然し小山は後藤秀雄に対し自腹を切つて金三千五百円の運動費を出しているし、（小山伝造の供述調書）横山福次郎は九月二十日頃清藤栄等が竹舘の斎藤旅館で飲食した酒肴料三千百五十円を立替えている（横山福次郎の検察官に対する第一回供述調書）㈤問答）様な熱心な支持者であるので、運動費用を全然出さない訳にいかず、清藤五郎から翌朝、横山福次郎に之を合法的選挙運動に使つてくれといつて五千円渡したのである。（証人清藤五郎の証言）それ故に小山は自動車の上で横山から五千円受取つて来た事を聞いて、「不足だあ」と言つたのである横山福次郎の検察官に対する第一回供述調書㈡問答）

(3) 而して佐藤喜代一の検察官に対する第一回供述調書によれば大旦那（小林唯四郎）小林長次郎、木村歳一等は各三十票宛獲得出来るとの事である処、㈨問答）、大旦那の話では一日一人二百円の手間を貰わなければならない㈩問答）即ち一人二百円なければ買収出来ないというのであるから、九〇票であれば一万八千円の金かなければならない事になり、到底買収という事は出来ないので、小山等は足代即ち運動の実費の意味で、小林長次郎に四千円を（木村歳一に対する分を含めて）、小林唯四郎に千円を交付したのである。

(4) 横山福次郎は極度の近眼で、且つ九月三十日頃清藤方に行つた際には相当酔つていたので（清藤五郎の証言）金五千円を何人から渡されたものか判らなかつたものである。

以上の如き次第で検察官に対する関係者の供述調書は必ずしも真実を現わしているという事は出来ない。

(三) 以上の如く原判決挙示の証拠を詳細に点検すると、原判決の認定は極めて不合理であり、非常識であり、重大な事実の誤認ある事を疑はしめる。

金銭の支出を命ずる者と、出納を司る者が同一であると、往々間違が起るので、官庁及会社に於ては此の二者を厳重に

区別している、清藤志郎の選挙事務所に於ても、此の二者を区別し、被告人は現金出納には関係しなかつたのである。出納を司つたのは清藤五郎及津島弘康である、然るに被告人方は兄弟が七人でその内六人同居し、しかも良く似ているので、良く間違われる。（清藤五郎及津島弘康の証言）被告人は本件金銭授受に関係していないのに、右の様な事情から間違われたのである。

以上

昭和二七年(あ)第六一〇号

判　決

本　籍　山口県豊浦郡阿川村四八二〇番地
住　居　下松市都町　政元戒三方
　　無　職
　　佐々木　正　見
　　大正一一年二月四日生

右行進及び集団示威運動に関する徳山市公安条例違反被告事件について昭和二六年一二月四日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人の上告趣意は、本件徳山市条例は憲法一一条二一条に違反するに拘らずこれによつて被告人を有罪としたことは本当であると主張し、弁護人君野駿平の上告趣意第一点は、右条例は憲法二一条に違反し無効であるから、同条例を適用処断したことは憲法三一条に違反するというのであり、同第二点は、原審が右条例を合憲と判断したことは憲法一二条二一条の解釈を誤つたものであるというのである。

しかしながら、行列行進又は公衆の集団示威運動といえども、公共の秩序を保持し、又は公共の福祉が著しく侵されることを防止するため、特定の場所又は方法につき、合理的かつ明確な基準の下に、予じめ許可を受けしめ又は届出をなさしめ

てこのような場合にはこれを禁止することができる旨の規定を条例に設けても、これをもつて直ちに憲法の保障する国民の自由を不当に制限するものと解することができないことは、すでに当裁判所大法廷判決の判示したところである（昭和二六年(あ)三一八八号同二九年一一月二四日大法廷判決）。そして、本件徳山市条例の内容は右判示の制約を具えているものと認め得るので違憲でないこと、前記大法廷判決の趣旨に徴し明らかである。それ故、同条例の違憲であることを論拠とする所論はすべて理由がない。

よつて刑訴四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二七年(あ)第六一〇号

被告人の上告趣意

被告人　佐々木　正　見

広島高等裁判所にて懲役一年執行猶予三年の言渡しを受けましたが、徳山市公安条令そのものが憲法違反であり、特に憲法第十一条及び第二十一条及び第二十一条と甚しく矛盾する条令に依つて有罪に処せられた事は不当であると考えますので、此処に無罪を主張し上告致します。

以　上

昭和二七年(あ)第六一〇号

被告人　佐々木　正　見

弁護人君野駿平の上告趣意

第一点　原判決は無効なる法令を適用し憲法第三十一条に違反したるものである。

原判決は行進及び集団示威運動に関する徳山市条例（以下単に条例と称する）を適用して被告人を処断したが、右条例は次に述べる通り憲法第二十一条の保障する国民の集会言論の自由を侵害する違憲無効の条例である。

一　本条例は憲法第二十一条に保障された国民の集会、言論の自由即ち政治的意見表現の自由を侵害し、国民主権の原理に真向から挑戦しこれを根底から覆えし、国民に対する警察的監視を実現し一握りの小数支配者の為に国民を奴隷化しようと企図する悪ラツな弾圧条例である。

二　条例第一条は「行進又は集団示威運動で、(イ)道路又は公共の場所を占拠又は行進し、(ロ)他の公衆の個人的権利及び道路の使用を排除又は妨害するべきものは公安委員会の許可を受けないでこれを行つてはならない」と規定する。この規定は(イ)及び(ロ)の如き紛飾を凝らしてその真の意図を大衆の眼から蔽わんとしているが、目的は一切の特に批判的な人民の行進、デモを禁圧するにあることは明かである。即ち(イ)及び(ロ)の条件は全くのノンセンスであつて、一切の政治的行進、デモは公安委員会の許可なくして行われないということが唯一の意味である。大衆の政治的意思の表現たる行進、デモは多数の集合に便利で且つ金のかゝらぬ道路若しくは公共の広場建物等を利用するは当然であり、又それ以外に如何なる場所があり得るか。政治的意思の表現である以上無人の曠野で演説をし行進しデモを行うことはノンセンスであり、従てデモ、行進が(ロ)の条件を常に具備する「虞」あることは当然である。かく見れば条例第一条は一切の政治的集

会行進、デモの挙行を取締官憲たる公安委員会の許可に繋らしめたものであることは争う余地はない。国民の集会言論の自由は憲法第二十一条により絶対無条件的に保障されている。この政治的自由こそが民主々義の唯一無二の基盤であり支柱であるからである。人民が主権者であり人民の自由なる意思によつて政治が変革され得るという国民主権の原則が憲法第二十一条の規定を根拠づけている。この条項が民主々義憲法の眼目である。同じく自由権といつても第二十二条の規定の如く「公共の福祉に反しない限り」という字句が存在しないのはその意味である。しかるに条例第一条はこの言論、集会の自由を人民の手から剝奪して小数の警察官僚の手中に委ねたのである。

許可ということは禁止と表裏をなしている。成る程条例第四条第一項は公安委員会は「公安に差迫つた危険を及ぼす虞のない」デモや行進は許可しなければならない旨を規定しているが、これは取締官庁の恣意から民衆を保護する何等の保障になり得ないこと、恰も財産を盗賊に預けてその保管を期待する如きものである。

小数権力者の許可に繋らしめられた自由は最早や自由ではない。条例第一条は単に憲法第二十一条に保障された自由権を制限したに止るものでなくこれを完全に否定し去つたものである。

このように条例は民主的自由に警察的原理をおき替え、解放された人民を再び牢獄へ繋ごうとするファシズムの露骨なる現われであり憲法に違反し無効である。

従つてこの無効なる条例に基いて被告人を処断したる原判決は憲法第三十一条に違反したものである。

第二点　原判決は憲法第十二条同第二十一条の解釈を誤りたる違法がある。

原判決は第一点所論の如く悪質違憲の条例を合憲と判断した。その理由はいとも簡単である。即ち「憲法第二十一条の保障する集会及び言論の自由は国民の無制約な恣意のまゝに許されるのではなく、常に公共の福祉によつて調整されねばならないこと憲法第十二条に明かである」というにある。何という軽薄なる独断的謬見であるか。事はしかく明かではない。原審裁判所は明かに浅薄なる民主々義の理解をもとにして憲法第二十一条の意義に味到することなく公共の福祉を民主的自由の対立概念として、自由に対する制約の原理として使用している。民主々義の苛烈なる意味を知る為に我々には有名な言葉を知つている。「私は君の意見には反対だ。しかし君がその意見を述べる自由を私は死を以て護ろう。」これはヴォルテールの言葉である。更に「かりに遠い将来において、プロレタリア独裁に表明される信念が社会の支配的多数者によつて受入れられることになれば、彼等は彼等のチャンスを与えられ彼等の志を達するべきだとするのが言論自由の唯一意味である」(Holmes, dissenting in Gitlow v. New York 1925) これが憲法の精神であり、その第二十一条の規定のよつて立つところの精神である。原判決は「公共の福祉による調整」なる文句を使用しているが「調整」にあらずして「制限」であることは条例第一条の「許可」という警察的原理を認めた点に明かである。

公共の福祉は国民の自由と権利に対する対立物ではない。国民の自由と権利を徹底的に護り実現することの中に公共の福祉の増大向上があるとするのが憲法のよつてたつ民主々義の精神であり、これは人民の自由なる意思に基く政治が究極に於て人民の幸福を齎らすという民主々義の原理とつながるものである。憲法第十二条は権利の行使に当つてこの事を自覚することを要請し、そういう倫理的責任の負担を求めたに過ぎないものであつて、公共の福祉の名の下に国民の憲法上保障された政治的自由其の他の自由を一般的に制限する法的根拠を与えたものではない。この事は憲法第二十一条と同第二十二条の規定の相異を見れば明瞭である。

公共の福祉により自由を制限する場合は第二十二条の如く各個別的に明示されてあるのである。従て憲法第二十一条による政治的自由の保障は絶対的無制約的のものであつて、仮りに第十二条と第二十一条を強いて関連せしめるならば公共の福祉による制約は言論集会の自由に対して加えられるべきでなく、政治的主権の原理を護る為に個人の私権に対して忍容を求むべきなのである。試みに問え、「君は政治的自由を奪われることと、行進、デモに一時的に道路交通を妨害される

のと何れを選ぶか」と。大衆は残らず後者を選ぶであろう。それが公共の福祉の意味なのである。この場合前者を選ぶものありとすればそれは大衆を奴隷化し支配し搾取することに利益を感ずる小数の者であろう。

公共の福祉は国民の自由と権利に対立する概念ではない。これを対立物に転化するならば、かつて「公益優先」「滅私奉公」の合言葉が国民を窮乏と奴隷の道へかりたてた如く、狂暴なファッシズムの人民弾圧の武器となるであろう。

原判決が憲法第十二条同第二十一条の解釈を誤りたること明白である。

以　上

昭和二八年(あ)第二八一四号

判　決

本　籍　新潟県中頸城郡米山村大字鉢崎一八三番地
住　居　横浜市港北区日吉本町一六四五番地　淡河方
無　職　近藤増治　明治四〇年四月二三日生

本　籍　水戸市常盤町五九三四番地
住　居　東京都豊島区千早町二丁目三〇番地　小湊方
会社員　西野一男　大正一四年八月二七日生

本　籍　朝鮮慶尚北道遠城郡玄鳳面上洞
住　居　東京都中野区野方町一丁目八五九番地　野方荘内
無　職　岩谷こと　郭九岩　大正一二年九月二一日生

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二八年(あ)第二八一四号

一

右近藤増治及び郭九岩に対する薬事法違反、西野一男に対する薬事法違反各被告事件について昭和二八年三月四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人近藤増治の弁護人村尾元良の上告趣意について。

論旨は違憲の語を用いてはいるが、その実質は量刑不当の主張に外ならないから、適法な上告理由とならない。

被告人西野一男の弁護人八坂甚六郎の上告趣意第一点について。

原判決は、第一審判決の「事実判示の順序を逐い挙示する証拠を逐次検閲するときは少くとも何れの証拠により何れの事実が認定されたかはこれを明らかにすることが出来る」ので、この点に刑訴法違背はない旨を判示している。所論援用の判例もかような場合を違法とする趣旨を含むものとは解されないから、判例違反を主張する論旨は採用することができない。

同第二点について。

論旨は第一及び第二審相被告人遠藤英男に関することであつて被告人西野一男に関する主張ではないから、上告理由として不適法である。

同第三点について。

論旨は量刑不当の主張であつて適法な上告理由とならない。

被告人郭九岩の弁護人山崎一男の上告趣意第一点について。

所論の事項については当裁判所の判例が存するのであるから、名古屋高等裁判所金沢支部の判例を援用して判例違反を主張する論旨は、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。そうして原判決が当裁判所の判例に違背するものでないことは、前記八坂弁護人の上告趣意第一点について説明したとおりである。(なお原判決は、論旨がいうように、事実と証拠との関聯の存在が「想像し得る程度に明らかであれば足る」との見解をとつているのではない。論旨は原判決を誤解し、誤解を前提として立論している。)

同第二点について。

論旨は量刑不当の主張であつて適法な上告理由とならない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二八年(あ)第二八一四号

被告人　近藤増治

弁護人村尾元良ノ上告趣意

第二審東京高等裁判所ニ於テ実刑ニ処シタルハ憲法第十三条人権保障ニ干スル規定ノ侵犯ナリ。

被告人ハ戦後満洲ヨリノ引揚者ニシテ家ナク職ナク多衆ノ子女ヲ擁シ悪友ニ誘惑セラレ生キンカタメニ食糧獲得ノタメニ本件ニ連座シタルハ刑法第三十七条緊急状態ニシテ此ニ実刑ヲ科シテ懲役ニ服セシムルハ憲法違反ナリ、被告人本件ヲ苦ニシテ精神ニ異状ヲ来タシ精神分裂症ニ罹リ松沢脳病院ニ入院加養ヲ受ケ在ル現状ナリ、人間ハ自己ノ幸福追及ノタメ最大限ノ権利ヲ要求スル、フランスノジャン・ジャク・ロソー学者ノ唱フル如ク天賦ノ人権ニシテ之ニ反スル学理ト社会組織ハ資本主義経済組織ニ其ノ弊害ヲ力説セラルル所以ナリ、判官諸公ニシテ此点ニ留意セラレ原判決ヲ破毀シ長期五ケ年間ノ執行猶予ヲ賜ラン事ヲ情願スル次第ナリ。

以上

昭和二八年(あ)第二八一四号

弁護人八坂甚六郎の上告趣意

第壱　原判決は刑事訴訟法第四百五条第二号の事由がある。

原判決は貴庁昭和二五年(あ)第七七三号昭和二六年四月一七日判決に反する。

即ち右判決は「第一審判決は証拠の標目を一括挙示しており、従つて判文上は証拠と事実との関聯は明かでないが記録と照し合せて見ればどの証拠によつてどの事実が認定されたが極めて明白である」場合は刑訴三一七条及び三三五条一項に反するものでないとしてゐる。

而して旧刑事訴訟法に於ては事実と証拠との形式的関聯を示すことに多く意を用ひなかつたがこれは証拠の内容を掲示することによつて間接に形式的関聯は判明したからで、新刑事訴訟法の規定のもとに於ては右内容の掲示を省略するようになれば自然形式的関聯を示すに十分の注意を注がねばならないことになるから数個の犯罪事実認定の証拠を挙示するに数多の証拠の標目を一括挙示しても判文上は証拠と事実の関聯性が明かでなくても記録と照し合せてその関聯性が「極めて明白である場合」に限り容認されるのであつて、当該判決を為した裁判所以外の上級裁判所又は被告人が標目が一括挙示された証拠の中から数個の犯罪事実の関聯性を明かにすることが出来たとしても（実は之は当該判決を為した裁判所が標目を一括挙示した証拠と認定した事実との間の関聯性を上級裁判所又は被告人が推測することが出来ることに不過いので）場合によつては当該判決を為した裁判所の為した証拠と事実の結び付けと異なつた結び付けを為して、以て当該判決を為した裁判所の結び付けを明かにし得たとして批判するの危険を避け、同時に証拠より事実を認定するに際し（一件記録に徴し明かなり、証拠と事実との関聯性については上訴者又は上級裁判所に於て宜敷く研究を試みよと言つた態度に

被告人　西野一男

ならずして）宜敷慎重たるべきを貴庁が下級裁判所に期待されたものと考へられる。

然るに本件の如く、被告人は五人、罪名は薬事法違反と覚醒剤取締法違反のものとあり、共犯関係に於ても種々の組合せあり又犯行の時期に於ても相違があり、誠に錯雑せる事実関係にして（現に原審判決は主文の前の件名の表示に於て「右四名に対する薬事法違反、覚醒剤取締法違反遠藤……」として遠藤英男、西野一男も覚醒剤取締法違反にて起訴されたるかの如く誤解せる程である）斯る犯罪事実認定の証拠の標目を一括挙示せるは原判決の自認する通り「判文上事実と証拠との関聯を求めるに聊か困難である」に止まらず大いに困難を極め「原判決（第一審判決）の事実判示の順序を逐ひ挙示する証拠を逐次検閲するときは少くとも何れの事実が認定されたか明かにすることが出来る」と言うてゐるけれ共明かにすることが出来たとされる関聯性が各人各様に種々の結び付けが考へられる程で斯くては極めて明白の程度に至らず貴庁が「極めて明白なる場合」には数個の犯罪事実認定の証拠の標目を一括挙示するも刑訴第三三五条一項に違反しないとする前掲判例に副はない。

第弐　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認があつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する。（但刑事訴訟法第四百十一条）

原審は本弁護人が提出したる控訴趣意書第二に於て、本件記録には言渡された判決書の編綴がなく、本件記録に編綴したる判決書の外観を呈せるものは言渡されず、言渡された判決は控訴趣意書に添付の判決謄本の写しの通りなりと主張したのに対し職権を以て調査するとして原審判決あつたものであるが判決後本件記録を閲覧すると原審はその裁判長名義で第一審裁判所に昭和弐拾八年壱月参拾日附「被告事件についての照会」と言ふ標目の文書（本件記録編綴）で照会し、之に対して第一審裁判所判事高原富蔵名義で照会者宛「被告事件について回答」なる標目の文書を以て昭和弐拾八年弐月四日及同年参月弐日の弐回に回答してゐる（本件記録編綴）。而して之等は勿論証拠調を経たものでない。

右照会は「原本領収前……内容の異なる判決謄本を作成……交付した事実がありますかあればその経緯等詳細」と言ふのであつて本件記録に編綴しある外観上の判決書の原本自体に就てそれが果して言渡された判決を忠実に文書化したものであるか、その交付の時期は何時か等何等照会するところなく、是等の点は当然外観上の通りなることを予断し何等疑はず、従而照会をせざりしものの様である。この照会に対し二月四日附の回答をした上更に三月二日（即ち約一月を経て）回答した事情は不明であるがこの回答が事実通りに回答したものとすると、

一、昭和二十七年七月十二日判決草稿に基いて判決の言渡があり

二、その判決草稿をタイプした

三、判決主文の内被告人遠藤英男を懲役一年とある懲役二年と誤つてタイプし原本として訂正すべき個所があつた

四、未だ訂正もせず勿論裁判官の署名押印のないものを書記官室に保管してゐる内

五、書記官補が不用意にも原本として訂正すべき個所を訂正せずそのまゝ判決謄本を作成して交付した

と言ふことになる。即ち判決草稿に基いて言渡を為しその判決草稿をタイプせしめた、誤つてタイプし原本として訂正すべき個所があつたと言ふのであるから、言渡の判決の草稿であり且之をタイプせしむる位であるから（勿論タイプを誤つた懲役の一年が二年と誤りたる「一」と「二」の誤りその他の誤字、脱字程度はあつても）言渡された判決はこのタイプされた（回答に言ふ―未だ訂正もせず勿論裁判官の署名押印のない）ものと同一内容であつた筈である。而して保管中のこのタイプされたものをそのまゝ判決謄本として未訂正で作成交付したのであると言ふのであるから添付の判決謄本はタイプの誤り以外は言渡された判決の通りの筈である。然るに記録に編綴されてゐる（外観上の）判決書と謄本とは「一」と「二」とのタイプの誤り以外に理由の部分に十箇所や二十箇所に足らざる相違がありその何れもが文意の通ずるものであるとは決してタイプの誤りに非ざるは明かである。そうすると回答に言ふタイプの誤り以外は判決謄本通りに判決が言渡

されたと考へる外ないにも拘らず、原審判決は理由の弁護人八坂甚六郎の控訴趣意書第一の二及第二について　の部分の中に「……『懲役二年……』と一を二と誤つてタイプし尚原本として訂正すべき個所があつたにも拘らず未だ訂正せず……」と記述して回答にない尚の一字を挿入し以て宛然「一」を「二」と誤つた外にもタイプの誤りがあつたと回答せるか或は更に草稿自体が修正さるべかりしに修正せず誤つて之をタイプせしめたのであると回答せるかの如く錯覚してゐることを示してゐる。而して前記の様に判決謄本と（外観上の）判決書との差異は「一」と「二」との差異の外はタイプの誤りと考へられず何れも文意の脈絡のある文章自体の差異であり判決謄本の通りに出来てゐた判決草稿に基いて外観上の判決書の如く宣告することが実際上不可能であることを考へると、原審は審理不尽の結果判決に影響を及ぼすべき重大なる事実誤認があることは明かで原判決は之を破棄しなければ著しく正義に反する。

第参　原判決は刑の量定が甚だしく不当でありこれを破棄しなければ著しく正義に反する。（但刑法第四一一条）

被告人西野は比較的に恵まれた境遇に育つて専門学校を卒業して間もなく応召し、昭和二十二年一月復員し同年四月頃中央ウスイ電気株式会社に入社したが翌年二月に同社が解散の憂目に遭つて之を辞め同年五月結核、梅毒、寄生虫の駆除を夢みて東京保険衛生協会なる財団法人を設けて私財を投じ理想実現に努力したが失敗し生活費に窮して本件を犯すに至つたもので、酒色のためではない。日常の老母と妻を養ふ為であつた。

而も第一審判決の事実記載の内(1)の事実については西野被告の関与するに至つた経緯並に関与の程度、(2)の事実に付きての五台との関係に鑑み特に之を被告人西野が自己一人の犯行の如く述べたる心情並に之よりの収益の内より家主の窮状を助ける為費消せる事実、逮捕前から既に自発的に薬事法違反の行為を罷めて一ッ橋商事株式会社に勤務してゐた事実、而もその真面目さを買はれて現今就職困難とされる銀行に世話する人があつて、目出度く昭和二十七年五月に入行し今日迄毎日を精進し居るものであることは記録に現はれてゐる明かな事実であるのみでなく、

公衆衛生を害する危険防止の為の薬事法の取締が急に強調せられて以前に比べその違反が重要視せらるゝに至つたのであるが当時僅かに二十六才の若年の被告人西野は未だ充分に之を理解せざりしことは想像に難からず、而も前科は勿論取調べを受けた事もなく老母並に妻を養い改悛して今日に及んでゐるのに更に実刑を科し以て前途春秋に富む被告人西野をして折角の職場を失はしめて将来を葬り、生活能力なき母及妻を困窮せざるを得ざるに至らしめるのは刑罰の一般予防に急に過ぎて且又他の犯罪の科刑との均衡上も失当であつて量刑重きに過ぎ無慈悲、酷薄なる裁判であると考へられ懲役刑につきては執行猶予の言渡をなすべきを相当と思ふ。

以　上

昭和二八年(あ)第二八一四号

弁護人山崎一男の上告趣意

第一、原判決は、名古屋高等裁判所金沢支部の判例と相反する判断をした。

一、名古屋高等裁判所金沢支部昭和二十五年二月三十一日判決は、

「原判決は、前示のように三名の被告人に対する数個の有罪事実を認定し、之が総ての証拠として前掲十九個の証拠標目を羅列してあり、其の証拠を判示事実と対照するも各認定事実に対する該当引用証拠を判別し難く、結局羅列された標目の証拠の各個につき其の内容を調査し、某々の証拠は某々事実に対する引用証拠なるべしとの想像を為し得るに止まり、原判決の説示によつては判示各事実に対する各該当証拠を確認し難い、斯る証拠の示し方は、前示刑事訴訟法の条項に違反するものと謂うべきである……」

と説示している。右判決の趣旨を要約すれば、証拠標目の掲記は、判文自体に依つて該当引用証拠を判別し難い場合には、「記録の調査に依つて各該当証拠を確認し得る程度のものでなければならない、これを想像し得る程度のみでは違法である、」としたものと思う。

二、翻つて、本件は、被告人の数は五名であつて、五名乃至二名という人数及び期間、場所を異にせる各別の共同犯行あり或は単独犯行もあり又単に製造違反としての薬事法違反に止まる者あり或は薬事法違反及び所持違反としての覚せい剤取締法違反の双方に亘る者がある事件である。第一審判決は、斯る共犯態様を異にし又犯罪態様を異にせる各異別の事実を各別に判示し乍らその認定証拠としては単に十九個の標目のみを一括挙示するに止まつていることは、原判決に

被告人　岩谷秀雄こと　郭　九　岩

於てもこれを認め、判文上事実と証拠との関聯を求めるのに困難を感ずることを自認しているに拘らず、原判決は「原判決（第一審判決）の事実判示の順序を逐い挙示する証拠を逐次検閲するときは少くとも何れの証拠により何れの事実が認定されたかは之を明にすることが出来るので斯る証拠の標目挙示を以て刑事訴訟法第三百三十五条第一項に違反するものと謂うことは出来ない」として結局第一審判決を認容した。右原判決の窮極の趣旨は『証拠の標目の挙示に於ては、記録の調査に依つて、右関聯の存在を想像し得る程度に於て「明らか」であれば足る、確認し得る程度に於ては「明らか」である必要は無い』との見解に拠つたものの如く推測される。

三、右原判決の見解即ち「想像し得る程度に於て明らかであれば足る」との点は、前記名古屋高等裁判所金沢支部の判断即ち「確認し得る程度に於て明らかである必要がある」との点と相反する判断を為したことに帰着する。

右両判決の何れが失当違法なりやの点に付いては、原判決が失当違法であると思う。

何となれば、全知全能でない人間が人間を裁く矛盾を規整する法規とも謂うべき刑事訴訟法は、所謂自由心証主義として、証拠の価値判断を人間である裁判官の合理的判断に一任したので、これより派生する虞ある弊害、裁判官の恣意を内部的に規制し防止すると共に外部的には被告人等部外者に裁判官の判断の合理性の有無を批判検討するの余地を与えて不当の処罰を受けることの無いようにし以て裁判の公正を期しその確保のため、裁判官をして犯罪事実を認定するに至つた根拠、理由の対外的表示行為として証拠説明を為す責務を法的に課しているものと信ずる。従つて、証拠説明の方法は、内容、実質に先立ち先ず第一に少くとも表現自体に於て形式的に明確であるべきことを法は要請しているものと思う。批判検討するには先ずその対象の確定が必要であることは自明の理である。批判検討の対象たるべきものが数多のもののうちに混在していて批判検討の対象が何であるか他と区別し難く不明確であつては、批判検討することが

出来ない、結局、批判検討すべき対象が遮蔽されて価値的には対象の無いことに帰着する。証拠説明の明確の必要性は、裁判官に対し恣意を禁ずる法的要請であると共に被告人等に対し裁判に対する批判検討の余地を与えた被告人等部外者の人権擁護の法的保障であると思う。而して、証拠説明の方法としては、旧刑事訴訟法に於ては、判決文面に於ても証拠の内容の説明を必要とし、これに依つて必然的に、認定事実に対する証拠の外見的該当、形式的関聯が明示されて、内容、形式の両面に於て批判検討の対象が明確であつたのであるが、新刑事訴訟法に於ては、判決文作成上の事務簡易化から証拠の内容の説明を不要とし、証拠の標目の挙示という証拠の形式的関聯の存在の説明のみでもよいことになつた。即ち、裁判の公正の確保という見地に於ける証拠説明の内部的実質面に於ては変動は無いにしても、新法に於ては、裁判官の対外的表示行為は簡素化された反面に於て、裁判官の証拠判断の合理性の有無に対する批判検討の対象たる証拠の内容は判決文上より姿を消し記録の奥に隠れるに至つたため、批判検討の方法は、旧法当時の一段階的直截に為し得たに比し、新法に於ては、二段階的間接的となり、批判検討の対象の明確性が減少し、被告人側に不便を生ぜしめ、被告人の人権保障の実行方法は減殺されているのである。従つて、証拠の形式的関聯の明確性の程度に付いては、原判決の如く「想像し得る程度に於て明らか」で足るとするときは、明確性は更らに稀薄となり、斯る明確性なるものは、前記の如く証拠説明を必要とする刑事訴訟法の本義に反し、被告人の人権保障を阻害するものであつて、刑事訴訟法の所期した明確性には該当せず、明確性は無きに帰したものと謂うべきである。依つて、名古屋高等裁判所金沢支部の判決の如く「確認し得る程度に於て明らか」であることを必要とするものと解すべきである。

四、尤も既に最高裁判所第二小法廷昭和二十五年九月十九日の判例として、「数個の犯罪事実について数多の証拠の標目を一括して掲げて説明しても、判文と記録とを照らし合せて見て、どの証拠でどの事実を認めたかが明白である限り違法ではない」との説示があるが、右説示の「明白」とは想像し得る程度で足り、確認し得る程度を必要とせず、と為し

たものではないと解せられる。又、仮りに、想像乃至推認の程度で足るものと為した趣旨としても、右最高裁判所の判例に於ける具体的事案は、一人の被告人の数個の犯罪事実に関するものであり、本件の如く被告人の数は五名であり且つ共犯態様並びに犯罪態様を異にせる各別個の事実の場合に於ても適用せらるべき趣旨として判決したものか否か不明であるが、同一人の数個の事実の場合と異り、本件の如き場合には、一括挙示の十九個の証拠標目が、被告人五名に全部共通で無いこと顕著である以上、各証拠標目と判示各事実との関聯、即ち、五名の被告人のうちのどの被告人のどの事実をどの証拠に依つて認めたのか、他の被告人に対する事実認定の証拠との区別を為し難い状態に在り、刑事訴訟法に於ては「不明白」、「明白で無い」として取扱うべきものと思う。右本件の如き場合に於ても、証拠の形式的関聯は、記録を精査すれば想像乃至推認し得るからとの理由の下に「明白」であると断ずるときは、結局「一件記録中に該当証拠が包含されて居れば足る」と断ずると同様であり、斯くては刑事訴訟法第三百三十五条の規定は存在意義を失うに至る。

第二、原判決は、量刑甚しく不当であり、これを破棄しなければ著しく正義に反する。

被告人の本件行為は覚せい剤を中心とする行為であるが、その大半は覚せい剤取締法制定実施以前の一般に看過放任されていた当時の行為で単に形式的な薬事法違反に該当するに止まり且つ覚せい剤取締法制定実施後の行為に付いても未だ一般が法令不知の状態に在つた当時の行為であり且又被告人の行為の大半は単に幇助類似の機械的行為に従事したるに過ぎず而も被告人の全行為を通じては結局金銭的にも損失に帰して居る等犯情は軽微と思料せられるのみならず、本件検挙により被告人は厳寒の季節に五十日間拘禁せられて反省改悟し保釈後直ちに正業に従事して来て居ること、被告人は前科無く本件以外に検挙取調を受けたことの無い全くの初犯者であること、昨年一月出生の所謂「手足まとい」の幼児を抱えて自活能力無き妻は専ら被告人の勤労所得により母子共に生活して来て居ること等酌量すべき諸種の事情がある（控訴趣

意書記載、その他記録御参照）ので、本来罰金刑のみを科するに止めるか又は懲役刑及び罰金刑を併科する場合に於ても懲役刑に付いては執行猶予の判決を為すのを相当とするに拘らず、懲役一年及び罰金一万円に処したのは量刑苛酷に失すること甚しく、具体的事案に対する均衡的正義に反すること著しいものと思う。

叙上の理由により原判決を破棄されるよう希求する次第である。

以　上

昭和二八年(あ)第二八二七号

判決

本籍並びに住居　千葉市亀井町六〇番地

無職　亘政吉

大正一五年九月二日生

本籍　千葉県千葉郡二宮町滝台一〇八番地

住居　同県船橋市上飯山満町本郷一〇八番地

農業　増田米吉

大正七年六月二〇日生

本籍並びに住居　同県松戸市大字松戸一二九一番地

左官職　高橋繁

昭和二年六月八日生

本籍　群馬県多野郡八幡村大字根小屋九〇二番地

住居　千葉市栄町六四番地　東光堂書店内

無職

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二八年(あ)第二八二七号

一

国籍　朝鮮慶尚南道南海郡南海面深川里　山崎こと
住居　千葉市今井町三九九番地　富田彦市
大正一五年七月二五日生
無職
李太権こと
李泰権
昭和五年二月九日生

右旦政吉、高橋繁、富田彦市、李泰権に対する暴力行為等処罰に関する法律違反、不法監禁、右増田米吉に対する不法監禁各被告事件について昭和二七年一二月二五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人増田米吉、同李泰権の負担とする。

理由

被告人の上告理由は、本事件の検挙に違憲があり、原審は拷問、強制による自白を唯一の証拠としたもので憲法三八条に違反するというのであるが、所論の根拠とする事実は少しも認められず、補強証拠も挙示されているのであるから、違憲の

主張は前提を欠き採用できない。

弁護人福田力之助の上告趣意は、原判決に判断遺脱があるとし、これを前提として違憲を主張するのであるが、原判決の福田弁護人の論旨第一点についての㈠をみると、所論井上貞の裁判官に対する供述調書の証拠能力のあることについて判断していること明らかであるから、論旨は前提を欠き理由がない。

なお、援用にかかる成富弁護人の論旨の理由ないことも後記のとおりである。

弁護人成富信夫の上告趣意（被告人増田米吉に関する第一、二点、被告人李泰権に関する第一点）は、原判決は論旨に引用する判例と相反する判断をしたものでないこと、原判決が引用の判例と相反する判断をしたものであるが、原判決は原判文上明らかである。のみならず、別件の記録によれば被告人増田米吉においても所論証人井上貞の裁判官貞家克己に対する供述調書を証拠とすることに同意し、右調書の証拠調がなされたことは、公判の審理分離前の公判調書並びに添付書面（昭和二七年(わ)五八号被告人芹沢栄之他一名に対する不法監禁等被告事件記録）によつて明らかである。

なお、被告人李は他の被告人等の暴行についても共犯者として責を負うのであるから、所論殴打の回数に誤認があつたとしても判決に影響ない。

被告人李泰権に関する同弁護人の上告趣意第二点は、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また、本件には刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて刑訴四〇八条、一八一条（被告人増田米吉、同李泰権に関し）により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二八年(あ)第二八二七号

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二八年(あ)第二八二七号

裁判長裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二八年(あ)第二八二七号

被告人　高橋繁

同　李権泰

同　亘吉政

同　増田米吉

同　富田彦市

被告人の上告趣意

第一点　原判決は法令の適用を誤り、結局憲法第十一条、第十九条、第三十一条、第三十八条に違反した違法がある。

1　今回の事件がアメリカ帝国主義者と吉田反動政府の手先、千葉市警、及び千葉地方検察庁、今関検事、前科四犯の詐欺漢井上貞に依る計画的、政治的陰謀事件であつて、その一味今関検事等は、被告人等を含む十数名を不法監禁、暴力行為等処罰に関する法律違反の被告事件として逮捕状すら提示せず逮捕させたのであつて全く法律に違反した検挙である。

2　当時の内外の情勢は、外に於いてはアメリカ帝国主義者の朝鮮戦争に失敗し、内に於いては屈辱的な単独講和、安保条約の発効寸前と云う戦争政策遂行の地ならしの時期で特に我が日本国民の平和、独立、民主を守る運動に対してファッショ的な弾圧を加へた時期であります。

今回の事件が以上申述べた戦争政策遂行の一貫として、平和、独立、民主を闘いとる日本国民の前衛である日本共産党を破壊するために仕組まれ、米、日反動の手先、警察、検察庁とスパイ井上貞を党内に潜入させ、被告事件をデッチ

上げた計画的な政治的陰謀事件であり、不法監禁、暴力行為等処罰に関する法律違反等被告事件として被告を逮捕することはまつたくの刑罰権の乱用であり憲法第十一条、第十九条、第三十一条に違反する。

3　原審に於いてその取調べに当り、朝鮮人被告人李泰権に対して精神的、肉体的に拷問により自白を強制させ、この供述調書を有罪判決の唯一の証拠としたことは、憲法第三十八条に違反すると云うにある。

4　然るに原判決は被告人等が共謀して本件の行為を敢行したと云う判示を行つた。

要するに本件被告人等の不法監禁、暴力行為等処罰に関する法律違反の認定は、国家刑罰法の乱用であり、むしろ国家権力を乱用して政治的陰謀事件を計画するために仕組んだ千葉市警、今関検事、スパイ井上貞等にこそ憲法違反があるということを主張するものである。

従つてこれらの点に、更に審判を仰ぐものである。

以　上

昭和二八年(あ)第二八二七号

弁護人福田力之助の上告趣意

第一点　原判決は控訴趣意第一点に於て第一審判決が証人井上貞（被害者）の貞家裁判官に対する供述調書によつて罪体の認定をした点を非難し且同証人は公判廷に於て供述を拒み、被告人等より危害を加えられるが如き供述をした。当時、被告人等は何れも勾留中であり、被害者である証人が故意に誇張して証言することが危害を加えられる如き態度を示したものである。斯かる反感を抱いて被告人と対立している（むしろ証人は検察官に協力して居たと被告人等は信じている）証人が、その証言拒絶が正当の事由（刑事訴訟法第百四十四条乃至第百四十七条、第百四十九条等）によらないにも拘らず之を以て刑事訴訟法第三百二十一条第二項第一号の「供述者が公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき」として裁判官の面前における供述を録取した書面を直ちに証拠として採用したことを非難したのに対し、原判決は此の点について何等判断を示して居らない。抑々裁判の対審は公開の法廷で行うことが原則（憲法第八十二条）であつて、刑事訴訟法第二百二十七条の規定はその運用如何によつては旧憲法の下に於ける予審制度の復活の弊があるのみならず、之以上の人権無視の虞がある。即ち右第二百二十七条の供述が検察官等に対する任意の供述であるかどうか、その供述者が公判期日に於て圧迫を受け前にした供述と異る供述をする虞があるか。その供述が犯罪証明に欠くことが出来ないものであるか等始んど犯罪証明の最重要点に属する事項を裁判官の判断に委することになる。之は当該裁判官に対し不能を強うるに均

被告人　亘　政吉
同　同　高橋　繁
同　高田　彦市

しいものである。而も証人尋問の必要と犯罪証明に不可欠の理由とは疎明を以て足りるのであるから総ては秘密裡に行われ後日公判廷に於て之等の点を明かにすることは著しい困難を伴い、真相を明かにすることは殆んど不可能である。

本件証人井上貞に対する貞家裁判官の尋問調書については第一審以来被告人等は極力その採用すべからざることを主張して来た、特に同証人に前科四犯あり、之を第一審公判廷に於て検察官に請求して前科調書の提出を求める迄、秘して労働運動（全国自由労働組合千葉支部書記等）に従事していたこと、共産党員として活動し乍ら秘かに警察官と交際していたこと等を挙げて、争つて来たことは記録上明かである。斯かる特殊の理由ある裁判官の証人尋問調書につき、その採用を争う控訴趣意に対し何等の判断を示さず、控訴を棄却した原判決は憲法第三十七条第二項「証人に対し審問の機会を充分与へ」同第三十二条の「裁判を受ける権利」を奪つたものと云わなければならない。従つて原判決は右憲法の条章に違背するから之を破棄すべきである。

第二点　共同被告人増田米吉、同季恭権についての国選弁護人成富弁護人の上告趣意を共同被告人亘、同高橋、同富田に於ても援用し原判決の破棄を求める。

以　上

昭和二八年(あ)第二八二七号

弁護人成富信夫の上告趣意

(一)　被告人増田米吉に対する上告趣意

第一点　原判決には、最高裁判所の判例と相反する判断をした違法があるから到底破棄を免れないものと信ずる。

最高裁判所の判例によれば「違法な証拠を他の証拠と不可分的に綜合して事実を認定した場合、その違法は判決に影響を及さないものとはいえない。」のである。

最高裁判所判例集　二巻十二号一四八九頁　昭和23・11・6
同　三巻　二号　九七頁　昭和24・2・8
同　二巻　二号　五六頁　昭和23・2・9

然るに原判決は違法な証拠を他の証拠と不可分的に綜合して事実を認定して、被告人の控訴を棄却したのである。

即ち、原判決（記録三一八丁）には「被告人増田米吉の控訴趣意について。」と題して「記録を調査するに原判決が被告人増田米吉に対する判示事実認定の証拠として、他の証拠と共に証人井上貞の裁判官貞家克巳に対する供述調書（証人尋問調書）を挙示していること及び同被告人に対する関係においては、原審において、右井上貞を証人として尋問した形跡が認められないことはいずれも所論のとおりであるが、しかし同被告人に対する昭和廿七年五月十日の原審公判調書の記載によれば同被告人は、同日の公判期日において、右供述調書を証拠とすることに同意していることが認められるのであり」と述べているが、同被告人に対する昭和廿七年五月十日の第一審千葉地方裁判所第四回公判調書

被告人　増田米吉
同　李恭権

（記録号昭和廿七年公第五六号・昭和廿七年(わ)第五九号増田米吉に対する不法監禁被告事件記録第七五丁）によれば「裁判長」が「本件を昭和廿七年(わ)第五八号被告人芹沢栄之他一名に対する不法監禁等各被告事件より分離する旨決定を宣した」上「指定告知し出頭を命じた次回期日」が「来る五月廿八日午前十時」と記載されているのみであつて前記供述調書を証拠とすることに同意していることは認められないのである。

而して昭和廿七年(わ)第五八号被告人芹沢栄之他一名に対する不法監禁等各被告事件記録は存在しないのである。（即ち、記録五冊の一は昭和廿七年(わ)第六十号亘政吉に対するもの、同五冊の二は、前記昭和廿七年(わ)第五九号増田米吉に対するもの、同五冊の三は、同年(わ)第六一号高橋繁に対するもの、同年五冊の四は同年(わ)第六二号山崎こと富田彦市に対するもの同五冊の五は同年(わ)第七三号李泰権に対するものであり、それ以外に一件記録は存在しないのである。）

刑訴法第五十二条によれば公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明できるのであるところ、前記井上貞の裁判官貞家克巳に対する供述調書を被告人増田に於て証拠とすることに同意していることは記録上証明されていないのである。

且、右供述調書は、供述者井上貞が公判廷に於て、被告人増田に対する関係においては供述していないのであるから刑訴法第三百二十一条第一項一号所定の要件をも充さず、本件にあつては同条上の証拠能力をも亦有しないものである。

即ち原判決は、証拠能力なき違法な右証拠を他の証拠と不可分的に綜合して事実を認定し、控訴棄却の判決を言渡したものである。而も、右証拠は本件に於て唯一の被害者自身の詳細な供述調書であつて犯罪の証明に欠くことが出来ない証拠であるから右証拠に関する違法は判決に影響を及ぼすこと明らかであると云わねばならないのである。

第二点　原判決には最高裁判所の判例に違反した違法があるから到底破棄を免れないものと信ずる。

即ち「適法な証拠調を経ない証拠を他の証拠と綜合して事実を認定した違法があつても、その証拠調を経ない証拠を除外してもその事実を認めることができ掲げる必要のない証拠である場合には前記の違法は、原判決に影響を及ぼさないものというべきである。」（昭和廿五年一月十九日、集四巻一号三十頁）

処が前述の如く、証人井上貞の裁判官貞家克巳に対する供述調書は記録上同意された形跡がないのみならず、適法に、被告人増田に対する関係で証拠調された形跡も存しないのであり、之を他の証拠と綜合して犯罪事実を認定した第一審判決を原判決は是認したのである。而して右供述調書は、之を除外してはその事実を認めることが出来ず、掲げること絶対不可欠の必要な証拠である。故に前記違法は原判決に影響を及ぼすものである。

(二)　被告人李泰権に対する上告趣意

第一点　原判決には最高裁判所の判例と相反する判断をした違法があるから到底破棄を免れないものと信ずる。

「多数の証拠のうち一部において相互に抵触するものがあつても、論理の法則又は事験則に反しない限り、その全部を綜合して事実を認定しても差支えない。」というのが判例である。（昭和廿四年二月廿四日、集三巻二号二三八頁）

即ち、事実の認定に当り、論理の法則、又は実験則に反してはならないとされるのである。

然る処記録三一二丁原判決「福田弁護人の論旨第一点について」の「(二)」に「原判決が前示の原判示第一事実認定の証拠として援用している被告人李泰権の検察官に対する供述調書の記載内容と、右井上貞の裁判官に対する供述調書の記載内容とが必ずしも一致しない部分の存することは、所論指摘のとおりであるが、しかし、原判決においては、それらの各証拠中原判決の認定に抵触しない部分のみを採用したものと解するのが相当であるから、原判決が右二つの供述調書を共に証拠としたからといつて何等の違法もないものといわなければならない」と述べている。而して認定した前示第一事実とは、被告人李に対する第一審判決（記録二三五丁）第一事実である。（之は暴力行為等処罰に関する法律

違反に問われた原審各被告人に共通して認定されたものである。）その中には「被告人自ら手拳を以て同人の右眼瞼部顔面を二十回位殴打し右高橋繁が手拳を以て同人の顔面を一回位殴打し右富田彦市が俯向いている同人の顔面を二、三回位後方に突きやり等して以て同人に対し暴行を加え」たとあるのである。

被告人李に対する関係では右事実の証拠として李泰権の検察官に対する供述調書はとつていないが、一、証人井上貞の昭和廿七年五月七日の当公廷供述、一、証人斎藤くにの当公廷供述、一、井上貞の裁判官貞家克巳に対する供述調書、一、斎藤直喜の検察官供述調書を掲げている。

而して誰が何回殴つたかに関しては証人斎藤クニの証言（記録八四丁以下）、同井上貞の昭和廿七年五月七日当公廷供述（九五丁）からは窺えないのであり、斎藤直喜の検察官調書（記録一〇六丁）は母からの伝聞証拠である。最後に井上貞の裁判官貞家克巳に対する供述調書（記録一三五丁以下）には「高橋は私に嘘をつけというが早いか素手の拳固で私の顔面を一回殴りつけました。すると『私の両脇にいた二人の朝鮮人が手に手袋をはめて拳固で私の顔面や前頭部を何回となく殴り』時には私の胸倉をとつて殴打しました。」「何人位から殴られたかは良く判りませんが、回数は三十回位は優に殴られていると思います」（一三六丁）。「暴行の中顔を知つている方の朝鮮人から一撃右眼瞼にまともにくらいましたが、それを一番痛く感じました。」と述べているのみである。両脇にいた二人の朝鮮人が何回となく殴り、それが合計二十回位である場合に被告人李が一人で二十回位殴つたと認定することは論理の法則又は実験則に反するものである。

第二点　仮に右が判例違反とならないとしても、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものである。

以　上

昭和二八年(あ)第二八五九号

判　決

本籍並びに住居　宮崎県南那珂郡鵜戸村大字伊比井二一六〇番地

貨物自動車運転者

丁　精　一

大正六年八月一五日生

右業務上過失致死傷、道路交通取締法違反被告事件について昭和二八年四月一五日福岡高等裁判所宮崎支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人橋本市次の上告趣意について。

論旨はいずれの点も事実誤認の主張に帰し適法な上告理由とならない。

弁護人江波戸文夫の上告趣意第一点について。

論旨は判例違反を主張するけれども、被告人のために不利益な主張に帰するから、上告理由として不適法である。

同第二点について。

論旨は単なる訴訟法違反の主張であつて適法な上告理由とならない。のみならず控訴審において第一審判決の事実認定に争いなく単に量刑不当が主張せられた場合、控訴審がこれを理由ありとして破棄自判するときは、第一審判決の確定した事

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二八年(あ)第二八五九号

実に対し法律を適用すれば足りるのであつて、控訴審として更らに改めて事実の摘示をすることを要するものではないと解するを相当とする（昭和二七年(あ)六三一六号同二九年四月一三日第三小法廷判決参照）。それ故原判決には所論のような違法はない。

同第三点について。

論旨は量刑不当の主張であつて適法な上告理由とならない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善　太　郎

弁護人橋本市次の上告趣意

第一審判決は判決に重大なる影響を及ぼす可き事実の誤認を為し第二審は之を看過したるもの上告裁判所は原審を破棄し第一審裁判所に差戻され度し。四一一、四一三条

前　言

公訴訴因によれば酩酊事故が原因であるが事実は機械故障事故であると一審以来被告人側は争つて来た。

然るに裁判所は曖昧な証拠を証拠十分なりとして酩酊事故と断じ機械故障にあらずと被告人側の主張を、尚反証を斥け此の点十分なる証拠調をもして居ない。

結局。

飲酒の事実あり、

被害の深刻さに幻惑し、（帰責問題が第一義的だのに）幾何にせよ（酔つて居ない）飲酒して運転するとは不謹慎だ。

軽い刑罰だ甘受せよ。

と云つた誠に杜撰な判断判決であると云いざるを得ぬ。

各　論

第一　酔つた証明なし

道路交通取締法第七条第二項第三号には飲酒運転そのものを罰しては居ない。

『酔ふた者の運転』と『正当な運転のできない虞ある者の運転』を禁し且罰して居るのである。

そこで一勺飲酒しても酔つた者は禁ぜられ、五合のんでも酔はない且運転危惧なき者は飲酒したそのことのみに依つて運転が禁ぜられることはない。

然るに第一審判決は事故原因に関して

(1) 飲酒して居た

(2) 酔つて居た（後述反駁す）

(3) そして運転危惧が具現した

と云ふのである、そしてそれは(1)飲酒の事実(2)捜査主任警部の曖昧な証言(3)事故発生の結果を捉へて之を辛じて結びつけ証拠十分なりと云ふのである、がそれは余りにも非科学的判断である。

その酔つて居たその為めの事故が原因だ、と称する証言は捜査主任警部第一期原告官責任者安田辰之助である。

他の証言には酔つて居たと云ふ事実は認められない。のみならず総ての事情からして酔つて居たと断ずる首肯できる証拠は全然ない。却つて反体の状況、状勢、こそ多々ある。

安田証言の曖昧と脆弱性

(1) 此の証言の根拠出所は被告人第一回供述書と検証時の状況

(2) 証言は此の曖昧な被告人の供述書の祖述と検証の復唱

同警部の被告人供述録取は事故翌々日に行われて居る、之れが最初の訊問調書である。

之れが勾留中に於て死者重軽傷者の診断書をつきつけられての供述である。

被告人としては現場で絶命者外多数の重傷者のうめき遺族達の悲しみさゞめく悲惨事を見て来て未だ夢をも結び得ぬ心神虚脱時、その時に死者、重傷者の診断書をつきつけられてはあの悲惨時の場面を再現された思い。此の場面で左手に診

断書を右手にペンを持つた捜査主任の前での小心な被告人の供述、被告人が泣きつゝ『一層あの時死んで居た方がよかつた生きて居る感じがしない』と述べたことに不思議はない。

更に責任感を質されて私が酒をのんで居た為め操作を過つたと言つたとて何の無理であろう。

之れは此の陰惨な且苛酷な此の雰囲気が作つた供述で、迎合的答弁と死者重軽傷者と其の遺族に対する挨拶を意味して居ると敢て解し度い。

刑訴法第三一九条は拷問其他長日月勾留された時の自白を採証してはならぬと定めて居るが、此の供述はそれ以上不当なものであると云ひ度い。

安田証人の第一審第二回公判の証言は此の供述書の発表であり祖述である。

そしてあの時『こう云つたではないかと』執拗に被告人に裏付けさせ様と力めて居る。

尚ほ同証人はそれに加へて、

『事故発生電話に接したとき被告人が酒を飲んで居ると言ふことであつたので現場に行くと直ぐ被告人に酒を飲んでるかどうかを質すと共に被告人の息を嗅いで見たのですが、被告人は酒を飲んで居ますと言い、息も臭気芬分とし、態度にも酩酊の度が認められました』云々と、

前段は無理な供述録取内容の報告であり、後段は曖昧な検証内容の報告である。

此の証人の社会認識、法律認識、態度を考へるとき、到底措信し難いと云ふのは弁護人のみであろうか。

先づ被告人の飲酒と安田証人の臨場状況

五合の飲酒能力ある被告人が飲んだ一合足らずの御神酒を当日正午飲んだ。事故は午后二時

安田証人の検証は、四時間后の午后六時

当日は厳寒の日、二十七年二月一日

然るに安田証人の言は、

(1) 息を嗅いで見たら臭気芬々として居た

(2) まだ足どりはふらついて居り、

(3) うろ〳〵して居て酩酊の度が窺われた、

等々に至つては笑止に価する。

反対に被告人は、

飲酒后六時間后、加ふるに墜落により水につかり酔の覚めるは勿論、立場が立場だけに、たき火の側へも立寄られない彼被告人寒さと驚きの為めのふら〳〵足。うろ〳〵して居たと見たときは心気顛倒の為めの虚脱ぶりの動作。飲酒后外気に会へば覚める方向にこそ向へ酔が昂じるとは考へられぬ。況してや当日は二月一日厳寒の日尚更のこと、

尚本人が当日神殿境内の茶屋でのこと、『酒は止そう』と謹慎し断つたが、まあ〳〵『御神酒だけは頂だけよ』との勧めにやつと一合足らずの、量的にも精神的にも御神酒の域は出て居らぬ、ことをも併せ考へる可きである。

尚ほ突発混乱時から理性を取り戻した傷者及遺族達から重ね〳〵裁判所に対して被告人の寛刑を嘆願して居るのは理論的の方途を知らぬ朴納の人達の真相表明の懇に外ならぬ。

第二点　機械故障ドラックリング脱抜を否定し去つたが妥当ではない（事実誤認）

第一審以来被告人弁護人の主張して来たが結局は前項の酩酊故障と断じ此の点を否認し去つたのである。

其否定理由は、

(1) 事故直后の被告人の供述書惹いて之に基く安田証人の証言を信じた誤謬。被告人の自白様の供述は言辞を撰ぶ余地なき事故直后の朴納な、被害者達への挨拶と云つて過言ではない（前叙）

(2) 捜査警察員の証言

(3) 本件自動車修繕屋の証言

之れが反体証拠は、

(1) 被告人の主張

(2) 本件自動車の古品卅九年型、事故の来歴車

(3) 大津留肇証人の証言

(4) 積極的に反対証言存せず

此の点特に裁判所は被告人、弁護人の主張鑑定申請を斥け鑑定の結果を俟たなかつたことは軽卒の譏を免れぬ。

況して利害復雑なる証言で片付けたことは審理不尽なるの譏をも免れぬ。

以　上

弁護人江波戸文夫の上告趣意

第一点　原審判決は刑法五十四条前段に関する擬律錯誤がありこの違法な法令の適用は刑事訴訟法第四百五条第三号の判例にも相反している。

即ち本件記録添附の起訴状並に第一審判決の判示事実に依ればその理由中に「およそ交通上危険な業務に従事している自動車運転者たる者は酒に酔つて運転すれば注意力散漫、動作放漫となり操従に万全を期し得ず到底正常な運転はでき難いものであるからかような場合は運転を中止して転落による事故発生を未然に防止すべき業務上当然の注意義務があるのに被告人はこの注意義務を怠り飲酒の上敢へて該自動車を運転し前記の通り時速約二十粁で約六粁の間を進行したため途中自動車の動揺等で益々焼酎の酔が廻り右小目井橋に差しかゝつた際正常な運転能力を失ひ同橋は右カーブに架せられてあるため平常の習癖上左大廻りをして渡橋せんとしたところ廻り過ぎたことを覚り右に把手を切つたが之また切り過ぎて之を感知すると同時にあわてて把手を切り直そうとしたが時既に遅く右側欄干に自動車を衝突させて破壊し次で橋下三米八〇の川面に転落せしめ因つて乗車せしめて居た外山薫（三十六才）を頭蓋骨圧迫骨折のためその場に於いて即死せしめた外別紙の通り二十二名に対し治療約四日乃至二ヶ月を要する傷害を負はせたものである」云々と事実認定を為し居るが右事実認定の当否は別として控訴審たる原審裁判所は（原審裁判所はその判決に罪となるべき事実を明らかに判示せざること後記趣意書第二点に於いて論ずる通り）右判示犯罪事実に対し本件被告人の所為は刑法第二百十一条前段、道路交通取締法第二十八条、第七条に該当するものとなし且つ右は一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるから刑法第五十四条第一項前段、第十条により重い右業務上過失致死傷の一罪として処断したのである。

ところで原審が適用した前示道路交通取締法第七条はその本文に於いて車馬又は軌道車の操縦者は無謀な操縦をしてはならないとし同条二項に於いては無謀な操縦とは左の各号の一に該当する行為をいうとなし同条の三号は「前号の外酒に酔ひその他正当な運転ができない虞れがあるに拘はらず諸車又は軌道車を運転すること」と規定しているのである。

されば第一審において認定した本件の公訴犯罪事実の一部たる道路交通取締法第七条の犯罪事実は第一審判決前段記載の「鵜戸神宮に参拝し境内の飲食店外山マサオ方において黒木喜一郎より酒食の饗応を受け焼酎一合を飲み焼酎に酔つたあげく同日午後二時頃同神宮北参道入口において前記黒木喜一郎等十七、八名を乗車させて運転発車し帰途についた」旨の判示事実に徴すれば右の犯罪は既に同日午後二時頃被告人が本件自動車を運転発車した際成立しておるのであつて本件業務上過失致死傷の結果が発生した時に成立したものでないことは容易に理解できる。

況んや本件の道路交通取締法第七条は故意犯であつて他の公訴犯罪事実は過失犯であるから併合罪の関係にたつものである。

然るに原審裁判所が本件被告人の行為を以て前述の如く刑法第二百十一条前段、道路交通取締法第二十八条、第七条に該当するところで右の所為は一個の行為で数個の罪名に触るゝ場合であるとなし前記の如く刑法第五十四条第一項前段、同法第十条に問擬したことは擬律錯誤の違法があるので原判決は此点から云つても到底破毀を免れないものと思ふ。

尚原審の此点に関する法律の適用は旧大審院の同趣旨判例にも違反するのであるから上告適法のために該判例の要旨を抄録して添附した。

第二点　原審判決刑事訴訟法第三百三十五条の有罪判決に示すべき理由の一部が欠如した違法がある。

原審判決を査閲するに原審裁判所は第一審判決を破棄自判して本件被告人に対し禁錮六月の刑を言渡したのであるが冒頭掲記の法条に規定している有罪判決に示すべき理由を欠如しているのである。この事実は原審判決自体を一読すれば

容易に之を認識し得られるのである。

ところで原審裁判所が第一審判決を破棄すれば破棄判決の効果として訴訟は第一審判決前の状態に復することは自明の理であるから原審裁判所が自判するならば第一審の判決の場合と同様に刑事訴訟法第三百三十五条の要求している罪となるべき事実、証拠の標目を記載しなければならないのである。

このことは新法によつて控訴審が爾後審査審の構造に変つたとしても控訴審における破棄自判の場合は単なる事後審査ではなくその範囲に於いて続審が認められたことになるから、従つて第一審の訴訟手続が準用せられる結果有罪判決をなす場合は冒頭掲記の法条の要求する罪となるべき事実並に証拠の標目を記載しなければならないものと思ふ。

然るに原審判決がこと玆に出でず漫然量刑の軽きに失した点のみ認定しその基礎たる犯罪事実の確定並にその確定についての証拠の標目を挙示しなかつたことは冒頭掲記の法条に違反したものであるから原審判決は破棄を免れないと信ずる。

この第二点の論旨は刑事訴訟法第四百五条の上告適法の理由にはならないが同法第四百六条同第四百十一条第一号に該当するものと信ずる。蓋し凡そ理由のない有罪判決の如きは法治主義民主国家においては之れを想像し得られないからである。

第三点　原審判決は刑の量定において著しく不当である。

本件記録を精査して被告人の本件犯行の動機原因、被告人の家庭環境、その結果被告人と被害者との関係、被告人の心境、被害者の被告人に対する被害後の感情並に本件公訴犯罪事実に対する証明の経過等諸般の事情を綜合考覈すれば本件被告人に対し原審裁判所が禁錮六月の刑を以て処断したことは量刑甚だ不当であるから原審判決を破棄し更に相当の御裁判賜り度く玆に第三点の上告趣意を掲記する次第である。

尚本件とその犯罪の発端過程の酷似している広島県音戸町の某船長に係る呉市外海上における業務上の過失による船舶覆没罪と業務上の過失により乗客二十八名を溺死せしめた外地の船客をも負傷せしめた被告事件につき旧大審院は昭和八年十一月二十一日原審において被告人を禁錮六月に処した判決に対し量刑不当として原判決を破棄し被告人を罰金参百円に処した判決がある。よろしく御検討を賜り度い。

（牧野博士著・刑法各論（四〇五頁）昭和二七年十月二十五日有斐閣発行御参照）

以　上

上告趣意第一点に関する判例抄録

一、要旨　無免許医業の所為と医業上必要なる注意を怠り二人に注射を施し因つて之を死に致したる業務上過失致死の所為とは……全然犯罪の構成を異にし一は故意犯、他は過失犯であれば一個の行為にして二個の罪名に触るゝ場合に該当せず（大審院大正十一年(れ)第一回一九号）

二、要旨　被告人が自動車運転手の免許を受けずして自動車を運転したる行為は業務上必要な注意を怠り因つて人を死傷に致したる行為と手段又は結果たる関係に立つものに非ず（大審院昭和八年(れ)第五一六号同年六月三日判決）

右二判例とも中央大学発行学説判例総覧刑法各論五六七頁刑法第二百十一条罪数の部より抄録す

昭和二八年(あ)第二九三〇号

判　決

本籍並びに住居　足利市家富町二四一一番地

織物仲買業

原　明　夫

大正五年七月二〇日生

右詐欺被告事件について昭和二八年四月一五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人尾崎憲一の上告趣意第一点について。

所論は、原判決の憲法違反をいうけれども、実質は事実誤認又は刑訴法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。そして原審の事実認定は正当であつて、所論のような違法は認められない。

同第二点について。

所論は、憲法三六条違反をいうけれども、実質は原審の量刑を非難するに過ぎず、刑訴四〇五条の上告理由とは認められない。なお原審の量刑は相当であるのみならず、事実審の裁判所が普通の刑を法律において許された範囲内で量定した場合、それが被告人側からみて過重の刑であるとしても、これを残虐な刑罰といえないことは、当裁判所大法廷の判例とする

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二八年(あ)第二九三〇号　一

ところである（昭和二二年(れ)第三二三号同二三年六月三〇日判決）。

弁護人中村信敏の上告趣意第一点について。

所論は、原判決が違憲であるというけれども、その実質は、原審の証拠の採否ないし事実認定を非難するに帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。そして原判決の判断は正当であつて所論の違法は認められない。

同第二点について。

所論は、第一点の事実誤認の主張とともに、他の共同被告人が無罪となつたことと比較し、量刑の不当を主張するのであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（なお他の共同被告人二名が第一審において無罪の判決を受けたことを挙げて被告人の刑が不合理不均衡であるというが、ひつきよう独自の見解によつて、事実審が正当に判断した事実認定とこれに基づく科刑を非難するに過ぎず、採ることを得ない）。

その他記録を調べても同四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

弁護人尾崎憲一の上告趣意

第一点　刑事事件において被告人は公平な裁判所の裁判を受ける権利を有することは憲法第三七条の規定する処であるが本件につき被告人は第一、二審を通じて公平な裁判を受けておらない。即ち重大なる事実の誤認があると思料するものである。

第一審判決は其理由の冒頭において被告人原明夫は東京に柳屋実業株式会社又は株式会社柳屋なる名称の会社が実在せず且つ設立されるあてもなければ取引代金を完済する資力もないのに右事実を秘しこれあるものの如く装つてと判示し然る後各具体的事実につき判示しており之に対して控訴趣意書に於て具体的に各証人の証言の矛盾且つ齟齬しておる点を指摘したのであるが第二審に於て一部証人を尋問したとしても右第一審の各証人の証言と大同小異であり到底前記矛盾齟齬はしておる部分を訂正し得ない儘漫然と第一審判決は判決に影響を及ぶす様な重大な事実の誤認はないと控訴を棄却したのは如何に証拠の認否は裁判官の専権にありとは云ひ乍ら第一、二審各証人の証言を比較対照検討するときは被告人の行為を有罪と認定する為めには幾多の矛盾あるに拘らず此点を解明せずして看過した公平公正を欠く処の裁判なることは一般経験則に照して直ちに感知し得る処である。

以上有罪と認定し得ない理由は控訴趣意書によつて詳細陳述してあるが其概要を左に挙げれば本件被告人と機業者との取引の全部は第　審判決理由にも明示されてある通り梶山利一又は新井秋次郎を通じてなされてあるのであるから右梶山利一並に新井秋次郎が各取引業者に対して如何様に申し向けて取引をしたかが重大な犯罪の成否を決定する要件となることは云ふ迄もないことであり一方被告人とは何等関連無くして右梶山、新井等に於て被告人の言を誇張、各業者を欺罔

被告人　原　明　夫

したものであるとするならば勿論被告人には責任のないこと、云わなければならないのである。

併して前述の様に被告人と各業者との間に介在した処の梶山、新井の証言からしても第一柳屋実業株式会社又は株式会社柳屋といふ名称の会社の存在が取引の要件になつておらない。即ち各業者が取引の相手方が柳屋実業株式会社又は株式会社柳屋でなければならないとの趣旨で取引をしたことは無く新井秋次郎は初めから会社は出来ておらないことを熟知しており又梶山の証言からしても昭和二十六年一月十五日頃には会社が実在しておらないことを知つた、又重な業者に対しては会社のないことは話してあり業者も又承知しておつた筈であるとが会社の存在を前提として、即ち会社が取引の相手方になつておるのだと等各業者にいふておらないことは明らかで万一梶山、新井等が柳屋実業株式会社又は株式会社柳屋が取引をするのだと申しむけたとしたら被告人とは関係なく嘘偽の事実を申しむけたことになり何等被告人の責任のない処といわなければならない。

右介在者の梶山、新井等に於て右の様であるのみならず各業者と雖も何れもが柳屋実業株式会社又は株式会社柳屋の存在を信頼した会社でなければ取引を為ない積りであつたといふておる者もない。

会社の存在は問題としておらない、何等関心をもつておらなかつた。唯梶山等を信用して品物を売つたといふておるのであつて、従つて前記名称の会社の存否は各取引の条件となつておらない処であり会社が事実上存在しなくても何等被告人が欺罔手段として会社の存在するもの、装つたとは絶対にいひ得ないのである。

況や会社が設立せられることをあてにして取引をした業者等はあり得ないことで相手方が個人営業から会社組織に改められたとしても何等各業者にとつては無関心の他人のことに過ぎなかつたのである。

然も被告人等が繊維会社を設立せんと努力しておつたことは明かであつて単に其後設立計画が失敗に帰したといふことも何等其原因を究明しないで設立のあてがないと片づけて了ふのは不可解といわねばならない。

被告人等の右会社設立不能に終つたことは第一審の共同被告野崎勝太郎、中村八五良の供述等によつて明瞭である通り何等被告人の責任に帰すことの出来ない事由によつてである。

即ち商品の暴落（各証人の証言一致しておる）、商品代金の回収不能（これも第一審における証人の証言で明らかである）、商品の売行不振等に原因しておることであり以上の如き悪い事情が発生しなかつたなら逐次発行手形の支払も出来、従つて爾後の取引も順調に進み各住友正雄、鹿島信吉其他の資本家も出資して呉れる筈であつたが折角計画準備中に破綻を来して了つたのであつて始めから被告人が会社の設立を意志なくして他に発表したものでは絶対にない。

又取引代金を完済する資力もないのに右事実を秘しこれあるものの如く装いといふも商取引を為すもの常に其代金を決済し得る資力あるとは限らない。

要は一定の商品を仕入れこれ一定期間内に他に売渡して以て其代金を完済し得れば足りるのであつて常に右の如きが商人の常であり且つ営利を目的としての事業たる以上何人も営むものであり被告人も又当然ある程度の利潤を得る確信を持ち取引に当つたのである。当初から何等の利益無く損失を招くことが予め知り得たなら何を好んで被告人が本件の如き織物の取引に従事するであらうか。

其間或ひは営業に名を藉りて取得した商品或は其売渡代金によつて私腹を肥さんとした被告人とあれば兎も角、被告人は各第一審に於て提出した取引に関する書類又は其後整理に際して作成された書類よりしても明らかな如く一品も私しておらないし又代金も取得しておらないのであるから右の如く始めから被告人が悪心なく結局は不測の事由によつて損失を招き取拾し得ない状態になつたのであつて敢て被告人は予め支払ひし得ない状態を知つており乍ら業者に対して秘して取引を為したものではないことは明らかである。

更に具体的な点に言及するなれば恰も現金を以て取引をするが如く被告人が梶山、新井等を通じて織物を買ひうけるか

如く申しむけて取引した如く判示されてゐる部分が多数あるが之等は梶山及新井の証言に対比するなれば明らかであつて右両名は現金で取引する等申しむけたことはないと断言しており又現金で取引すると申しゐる其業者が事実上は数回又は十数回に亘つて一応は手形を以て決済し、而も其取引の期間の如きも一ケ月、二ケ月に亘つて取引を継続したに到つては其嘘偽な証言であることは何人も疑わざる処である。

控訴趣旨書にも詳細にのべたが長谷川国嗣の如きは特に直接取引をせす其妻が新井を通じて取引した処であるにも拘らず現金取引を強調してゐるが新井の証言と対照するならば直ちに其証言の偽りなることが明瞭するのである。

其他取引業者の証言からして何等被告人から直接又は間接に欺罔されて取引したととの証明のない件につき単に代金の支払を得られなかつたとの一事からして詐欺罪と認定、第二審又之を肯認してゐるが如斯は証拠によらないで有罪の判決をしたといふべきで洵に被告人を有罪と断定した裁判は公平ならざるものといふべきであり実に憲法第三十七条に違背するものといふべきである。

第二点　被告人の本件行為が万一有罪と認定せられたとしても被告人に対する懲役一年六月の実刑は其罪と刑罰は均衡を失するものであり此点からして憲法第三六条に違反する裁判であり又刑事訴訟法第四百十一条第二項に該当する刑の量定甚だしく不当であつて破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるものであると思料する。

憲法第三六条の残虐刑禁止は単に抽象的な憲法問題に止まらず個々具体的な事案に於ける量刑不当の問題をも当然包含しゐるものと解釈するものにして被告人の場合に於ては被告人が計画的に各業者を欺罔したとはいひ得ないのであつて取引した商品又は其代金を私かに着服したことのないことは各丙号証の計算書によつて明瞭であり一方被告人は自ら何等の報酬さい得る処無く八方奔走し事実松坂屋等の支店等に於ても販売を計画実施したが成績挙らず一方価格の暴落、代金の回収不能等の全く予期せざる処の外部的事情によつて迷惑を及ぼしたのであつて被告人に責任のある処は予め右様の事実

を知り得たるに拘らず敢て取引を為したといふに帰するものであるが然し乍ら一般人の常として一時的には業績が挙らなくても其他に何とか回復し得るといふ期待に希望をかけて営業を為すものであつて独り被告人が最後はどうでもよい、野となれ山となれといふ気持で取引したものでは無くどうにかして苦境を切りぬけたいと努力したことは明らかであつて遊興したではなく品物代金を隠匿したでもなく被告人自体も又一部資金を住友等から借りうけ注ぎ込み又自己の手持資金も又費消し、而も労して効無しといふ結果になつて了つたのである。

然も被告人と行動を共にした野崎勝太郎、中村八五良は無罪となり、而も中村の如き整理に際して莫大の商品を私しており乍ら免れて罪なく独り被告人が実刑に処せられるか如きは全く著しく正義に反するものと云ふべきである。

要は有罪と認定せられても其責任は被告人が其内に何とかなるとことであり決して悪質な犯罪として重罰を科せられるものではないから実刑一年六月は被告人の犯意或は結果に比較して重きに失する罪刑の均衡のとれてない、即ち被告人の行為に対して残虐に過ぐる刑罰といふべきであり破棄せられるべきものと思料する。

右陳述する。

以　上

昭和二八年(あ)第二九三〇号

被告人　原　明夫

弁護人中村信敏の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三十一条違反の判決であると思料する。

一、事実の認定に際し証拠の証明力の判断は裁判官の専権に属することはいうまでもないのであるがこれはあくまでも経験法則に照し合理的にして妥当なものでなければならぬことは多言を要しない。この法則に違背して証拠の価値判断を誤り誤つた証拠を以て事実を認定することは体裁は証拠によつて事実を認定した如きもその実質に於ては証拠によらない事実の認定であると言はなければならない。刑事訴訟法第三百十七条に謂う証拠はこの法則に準拠した証拠価値ある証拠を言うことは勿論であるからこの法則に違背して採証し証拠価値なきものを以て事実を認定科刑することは法律の定める手続によらないで科刑したものと言はねばならない。然るに原判決を観るに弁護人の事実認定の控訴趣意に対し「原判示事実は原判決が挙示引用した証拠を綜合すれば被告人の犯意を含めてこれを認めることができ本件訴訟記録並びに原裁判所及び当裁判所が取り調べた証拠を精査しても原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認の疑は認められないし又原判決の事実認定には論理の法則や経験則に違背した違法も認められない」として弁護人の主張を排斥しているのであるがこれは明らかに第一審判決と同様前述の採証の法則に違背し証拠によらない判決である。左にその理由を開陳する。

第一審判決は冒頭に「被告人原明夫は東京に柳屋実業株式会社又は株式会社柳屋なる名称の会社が実在せず且つ設立されるあてもなければ取引代金を完済する資力もないのに右事実を秘しこれあるものゝ如く装つて」と全般的欺罔行為を掲げ次いで各被害者毎に個別的欺罔手段を挙げて被害者を其の旨誤信せしめて反物を騙取したものであると判示して

いる然しながら「柳屋実業株式会社又は株式会社柳屋なる会社が実在していなかつたこと」は判示の通りであるが「その会社が設立されるあてもなければ取引代金を完済する資力もなかつた」ということは誤つた認定である。被告人は会社を設立して営業を継続せんとして努力したるも商品の暴落、売行不振等が原因して実現し得なかつたのであつてこのことは原審に於て証拠調をなした「日本繊維協議会編昭和二十六年版繊維年監」（記録一〇八七丁乃至一〇九〇丁）により証明される銘仙等の商品の暴落事実其の他被告人の供述各証人の証言並びに乙号証によつて明瞭であるのみならず証人梶山利一、長谷川国治、間中長吉、新井秋次郎、山崎治郎其の他多数の証言によれば各取引した業者の大部分が会社の存在につき又は設立せられるや否やにつき殆ど関心なく唯仲介者である梶山利一を信頼しての取引であるか又は会社が存在していないことを知つての上の取引であることが認められ会社の存否又は設立等は取引の原因となつていないのである、次に代金支払の資力又は意志の点についても犯意を認め得る確たる証拠はない前述の如く取引商品の暴落による損失、期待に反しての売行不振並びに山津島哲、栗原尚文、須貝禎資、奥田重次、倉持実、和田音吉等の証言及び丙号証によつて明らかな如く白木伊佐男に対する百九十数万円の売掛代金未回収を始めとして合計三百数十万円以上の未回収分がありその為めに手形で買受けた商品につき期日が到来しても支払不能に陥つたのであつて其の間被告人は遊興したとか或は商品を私したとか隠匿したとかダンピングしたとか要するに自ら営業を不振不利ならしめるやうな行為は更になく前記須貝或は奥田等の証言によつても明らかな如く鋭意営業の発展に努力し自らは更に報酬等を受けることもなく資金として勘なからざる私財を投じて居り、中戸川順三の証言丙第二号証の一、二によつても明らかな如く各地の松坂屋の店を通じ販路を求めて努力する等真面目に営業の発展に努力したのであるが遂に失敗に帰して取引代金を決裁し得なかつたのであつてその間故意も悪意もないのである。支払の資力なくしてと判示しているのであるが前述の如き事情で失敗したる取引が常に詐欺罪が構成するとせば無資本の者の取引は幸にして利益を得て代金の支

払を得た場合は問題はないが何等かの思はざる事情によつて損失を来たし代金決裁不能の場合は直ちに詐欺罪に問はれるということになり洵に不合理といはねばならない況んや被告人の如く当初から相当の利益を期待し販路を求めて努力して尚且つ失敗に帰した場合の如きは無資力と雖も何等そこに犯意を見出し得ないことは勿論である。

要するに第一審判決冒頭に全般的欺罔行為として掲げた事項は取引代金支払の資力又は意志の点については被告人に於ては全く犯意がなかつたのであり会社の存否或は設立せられるや否やの点についても被告人に於て虚偽の事項を申向けたことなきは勿論このことについては取引した業者の大部分が無関心で被告人と取引をしたのである。

二、次に個別的欺罔手段として各被害者毎に判示した事項を観るに何れも欺罔行為と認め得ないことは控訴趣意書に於て詳述した通りであるが殊に第一審判決の第八、九、十四乃至十六、十八、二十、二十一事実の如きは欺罔手段として挙示された事項が虚偽であるという証拠は一つもなく全く証拠によらないで事実を認定しているのである、例へば第十八の如き新井安次郎に対し「東京の柳屋が梶山方を出張所として繊維品を市価より高く買うから品を出してくれ」等と嘘のことを申向けて同人をして其の旨誤信せしめて云々と判示して新井秋次郎の証言を其の標目を挙げ而もそれだけを証拠として事実を認定しているのであるが右新井に申向けた事項が嘘であるという証拠は一つもないのである却つて新井秋次郎はその証言に於て「会社とか出張所が出来ない前だから原個人に売つたのだ」との趣旨の証言をなしているのであつて右被告人に申向けられた事項等は全く関心を持たず取引をしているのである、更に例へば第十四の如きも和田嘉久子に対し前記新井秋次郎に対すると略同趣旨の嘘の事項を申向けて和田をその旨誤信せしめて取引をさせたと判示して和田嘉久子の証言を其の標目のみを挙げ而もそれだけを証拠として認定しているのであるが和田嘉久子はその証言において「原という人が繊物を始めたから品物を出して呉れといはれて取引した、」「柳屋のことは聞かされぬ」との趣旨の証言をしているのであつて柳屋なる事項は全然取引のもとになつていないのである。

三、以上申述べた如く第一審判決に於て全般的欺罔行為として掲げた事項も個別的欺罔手段として挙げている事項も何れも虚偽ではないのであつて而も取引した業者の大部分が被告人が取引に当つて業者に申向けたという事項をもとにして被告人と取引していないことは前述の通りである。

然るに原判決は右の如く採証の法則に違反し証拠によらないで認定した第一審判決の事実を維持して被告人に有罪を認定したのは明らかに第一審判決と同様刑事訴訟法第三百十七条違反の判決であるといはなければならない。

憲法はその第三十一条で「何人も法律の定める手続によらなければ刑罰を科せられない」ことを規定しているのであるから原判決は結局憲法違反の判決であるというべきである。

第二点　原判決は左の事由があつて原判決を確棄しなければ著しく正義に反すると認められる。即ち

一、原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があることである、各丙号証で明らかな如く被告人は業者から買付けた品物は全部販売先に送付し鋭意業務に努力し乍ら前述の如き事情の為買付代金を完済することができなかつたのであつて其の間被告人は品物を私したこともなく又遊興等の無駄使は全然していないのである。而して被害者に対する損害についても業者の代表を以て組織する整理委員会によつて売残りの品物を集荷して返還すること売掛代金を譲渡すること等の内容で一旦示談解決したのであるが中村八五郎に於て集荷した売残り品（売価にして約二百八十万余原価にして百九十六万余円）を自分の責任のみを免れようとして自己の手形債務支払の為めとの口実の下に勝手に処分した為め示談が破れ遂に司直の手にかゝるようになつたのである中村八五郎は野崎勝太郎と共に被告人の共犯として起訴せられたのであるが中村、野崎両名は被告人が買付けた品物の販売に従事したにすぎないと認められて第一審に於て無罪の判決を受けたのであるが相共に共同事業を計画実行したものがその仕事の分担に於て被告人が買付を担当して業者と直接接触したからといつて被告人のみが代金不払に責任を負うべはれはない殊に代金完済の資力或は支払なくして業者から品物を取込んだ詐欺であるというなら中村、野崎も亦被告人と同様その罪責は免れないにも拘はらず被告人のみに有罪を認定したのはまことに不合理不均衡な判決というべきである要するに本件は仮に被告人に詐欺の意志があつたとしても前述の如き事情の為めに代金支払不能になつたのであつて其の犯意即ち悪性極めて薄いものであり事後の情状に於ても鋭意示談に努力して居り中村、野崎との責任の分担から観ても被告人のみに実刑一年六月を科したのは甚だしく重きに失する判決であり著しく正義に反する判決であると思料する。

以上

昭和二八年(あ)第二九三〇号

弁護人中村信敏の上告趣意訂正申立

被告人　原　明夫

曩に提出した上告趣意書中に誤記がありますので左の如く訂正する。

一、趣意書第一点中の新井秋次郎とあるを新井安次郎と訂正する（七枚目裏六行目及八枚目表一行目と七行目の三箇所に在り）。

二、趣意書第一点中「会社とか出張所が出来ない前だから原個人に売つたのだ」（八枚目表二行目より三行目にかゝる）とあるを「梶山が代行で柳屋から金をとつてくれると思つた」と訂正する。

以　上

昭和二八年(あ)第四二六六号

判　決

本籍並びに住居　長野県北安曇郡会染村四二九番地
農　矢口勝亀
大正一四年一二月五日生

本籍並びに住居　同県同郡七貴村四一四一番地の一
農　宮下庄一郎
明治二四年一二月二八日生

本籍並びに住居　同県同郡広津村長谷久保七九七番地
農　中山親雄
明治四二年五月二三日生

本籍並びに住居　同県同郡陸郷村一〇七〇〇番地
農　真島恒由
明治三六年四月一八日生

右各公職選挙法違反被告事件について昭和二八年七月二七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二八年(あ)第四二六六号　一

立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

各被告人の弁護人豊田求、被告人中山親雄の弁護人三輪寿壮の上告趣意について。

所論は、要するに公職選挙法二五二条が違憲立法であるという理由を前提として原判決の違憲を主張するのであるが、右法条が所論の挙げる憲法のいずれの条項にも反するものでないことは、当裁判所昭和二九年(あ)第四三九号同三〇年二月九日言渡の大法廷判決の趣旨に徴し明らかであるから、所論は採用の限りでない。（なお所論は、前記法条一項は罰金刑の方が他の刑より権利停止の期間が長いと主張し違憲の一理由とするが、体刑の執行を受ける場合は、刑の執行を終るまでの間及びその後五年間停止されるのであること、法文に明らかであつて、所論のような根拠はない。）

その他記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

弁護人三輪寿壮同豊田求の上告趣意

第一点　原判決は憲法に違反する。

右被告事件につき第一審判決は被告人に対し公職選挙法第二五二条を適用した、従つて被告人等は判決確定の日から五年間選挙権及び被選挙権を有しないことになる。この第一審判決に対し被告人等はこれを不当として控訴したが原判決はその理由がないとして右控訴を棄却した。しこうして、日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動しわが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、こゝに主権が国民に有することを宣言した。即ち選挙権は国民が前記憲法前文に述べられている政治的行動をするについての唯一の基本的権利である。それゆえに憲法第十一条においてはその基本的な権利はこれを侵すことのできない永久の権利であると規定したのである。

この永久不可侵の国民の権利は憲法十五条において公務員を選定することは国民固有の権利であるとし、更に同条第三項において公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障しているのである。

右のとおり憲法に規定するところによれば第一審判決は被告人等に対し、公職選挙法第二五二条を適用し、被告人等に

被告人　真　島　恒　由

同　矢　口　勝　亀

同　宮　下　庄　一　郎

同　中　山　親　雄

対し、その有する固有の侵すことのできない選挙権及び被選挙権を五年間行使することを得ないこととした。しこうしてこの規定は右に述べた国民の政治的行動についての唯一不可侵の固有権を侵すことになり、明らかに公職選挙法第二百五十二条の規定は憲法に違反するものである。更に考えるに憲法第四十四条において両議院の議員並に選挙人の資格についてはこれを法律で定めると規定しているが但し人種、信条、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別をしてはならないとし両議員並に選挙人の資格については国民は平等である旨を宣言しているのである。このことは更に憲法第十四条においてこれを保障しているところである。即ち選挙権、被選挙権については国民は凡べて平等であつて人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて差別されてはならないのであつて法律によつてもこれをはく奪することを得ないのである。然しながら特に合理的な理由によつて、被選挙権並に選挙権の行使について法律を以つてこれを定めることを相当とする場合の存することも敢てこれを否定し得ないようにも考えられるが、然しながら犯罪を犯した者に対し一般的に被選挙権並に選挙権を行使させないとする規定を設けることは合憲的であるといえるかどうか、犯罪者といえ、その政治的行動を阻止せしめられることは憲法の是認しないところであるまた現実に実刑を科せられている犯罪者に対し選挙権並に被選挙権を行使せしめることはこれ等の者が現実社会から隔離されている関係上不適当であり、かかる者に対して選挙権及び被選挙権を行使せしめないという規定を設けることは特に合理的な理由があるものとして是認せられるところである。然し刑の執行猶予をうけた犯罪者並に罰金刑に処せられた者に対して被選挙権並に選挙権を行使せしめることが、いづれの点に着目して不適当となされるのであるか、即ちこれを行使せしめないことにつき何の合理的な根拠をもみ出せないのである。それであるからこそ例えばかつては被産者にして復権しない者或は刑の執行猶予処分に附された者に対して選挙権並に被選挙権を与えないとする規定であつたが現行公職選挙法においては選挙に関する犯罪者を除き、これ等の者に対しても選挙権並に被選挙権を与えているではないか。

しこうしてまた選挙に関する犯罪者に対してのみ特に前述の犯罪者と差別する合理的根拠がどこにあるかこれまたわれわれの理解することのできないところである憲法の前記各原則からするとこのことは明らかに合憲的ではない。

更に公職選挙法第二五二条の第一項の規定するところは㈠罰金刑に処せられたものは五年間被選挙権並に選挙権を有しないが、㈡刑の執行猶予の言渡をうけた者についてはその裁判が確定した日から刑の執行をうけることがなくなるまでの間、㈢禁錮以上の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行の終るまでの間公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しないと規定している、刑の軽重は懲役又は禁錮より罰金刑が軽いものであることは論をまたないところであるが、前記公職選挙法第二五二条第一項の規定によると懲役刑又は禁錮刑を科せられた者より罰金刑を科せられた者の方が選挙権及び被選挙権を行使することのできない期間が長いという結果を生じていることは現実の事態に照して明らかなところである。つまり選挙権及び被選挙権の行使というような国民にとつて最も重要な基本的権利が不当に制約せられているということができる。

要するに公職選挙法第二五二条の規定は旧憲法時代の遺物であつて、新憲法が基本原理とする民主々義の本来認めないところのものである。然るに本件において第一審判決が被告人等に対し憲法に違反する公職選挙法第二百五十二条を適用したのに対し、被告人はこれを不当として控訴したのであるが、原判決は控訴の理由がないとしてこれを棄却した。これは明らかに憲法第十一条、第十四条、第十五条及び第四十四条の規定に違反するものであるから破棄を免れ得ないものである。

なほ前記所論によると原判決は著しく正義に反するものであること明らかであるから刑事訴訟法第四百十一条によつて進んで原判決を破棄せられたいのである。

昭和二八年(あ)第四三八一号

判　決

本　籍　高知県幡多郡山奈村大字芳奈一二四番地
住　居　高知市越前町五五番地
会社取締役
和　田　栄　治
明治二二年一二月二八日生

本　籍　高知市相模町五六番地
住　居　同市愛宕町二三番地
無　職
常　石　猛
明治三三年九月一〇日生

本　籍　滋賀県栗太郡治田村大字下鈎五一〇番地の一
住　居　大阪府豊能郡箕面町大字新稲七一〇番地の一五
会社取締役
中　村　政　芳
明治二六年一一月一五日生

右の者に対する経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反各被告事件について昭和二八年七月二八日高松高等裁判所の言渡し

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二八年(あ)第四三八一号

た判決に対し、検察官から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決及び第一審各判決を破棄する。

本件を高知地方裁判所に差戻す。

理　由

高松高等検察庁検事長市川季熊の上告趣意並びに被告人和田栄治弁護人田万清臣、同渡辺綱雄、同中村蓋世及び被告人中村政芳弁護人甘粕勇雄の各答弁はいずれも末尾添付の別紙書面記載のとおりであつて、これに対し当裁判所は次ぎのように判断する。

「経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律」二条が、同条の定める会社、組合またはこれらに準ずるものについて、その事業または業務を限定するところにかんがみるときは、同条にいう役職員の職務とは、その職務であれば右にいう事業または業務にかかわりなく、すべてを含むと解すべきでないことというまでもないが、他面、立法の趣旨がこれらの事業または業務の公共的性質に主眼をおくことを考え合わせると、これを厳に本来の独占的または統制的性質をもつ事務に局限すべきでなく、本来の事業または業務を行うために必要な関係にある事務をも含むものと解するのを相当とする。本件土佐電気鉄道株式会社が右法律二条別表乙号三〇にいう「地方鉄道法第十二条ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ地方鉄道業ヲ営ム者」である以上、同会社が線路の一部を電化するに当り、その架線工事を請負わせることは、その会社の本来の事業たる運輸事業自体とはいえないが、これを行うために必要な関係にある事務であること明らかである。従つて右会社の役職員がこのような事務を担当している場合には、その事務は右法律二条のいう職務に当るものと解しなければならない。さすれば、原判決がこれを同条の職務に当らないとして、被告人等に対し無罪の言渡をした第一審の各判決を支持したのは、法令の解釈を誤つた違法があり、結局、論旨は理由があるに帰する。

よつて、刑訴四一〇条一項本文四一三条本文に則り、原判決及び第一審各判決を破棄し、本件を第一審裁判所に差戻すこととし、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官　平出禾出席

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　島　保

裁判長裁判官井上登は退官のため署名押印することができない。

昭和二八年(あ)第四三八一号

被告人　和田栄治
同　常石猛
同　中村政芳

検察官検事長市川季熊の上告趣意

右の者に対する頭書被告事件につき昭和二十八年七月二十八日高松高等裁判所刑事第一部が言渡した「本件各控訴を棄却する」との判決は昭和二十七年七月四日大阪高等裁判所刑事第五部が田中孝一外一名に対する経済関係罰則の整備に関する法律違反被告事件につき言渡した判決及び同年十一月十八日同裁判所刑事第一部が内田猪之助に対する同法違反被告事件につき言渡した判決と相反する判断を為したものであるので刑事訴訟法第四〇五条第三号に該当し到底破棄を免れないものと思料する。

第一、第一審高知地方裁判所は被告人、和田栄治、同常石猛につき「本件公訴事実の要旨は被告人和田栄治は昭和二十三年六月三日地方鉄道法第十二条の規定による免許を受け地方鉄道業を営む土佐電気鉄道株式会社常務取締役に就任し翌四日臨時建設部長の職務を担当し電化工事に関する請負契約の締結並に該工事の施行中これが監督に当る職務を担当していたもの、被告人常石猛は同会社の主任技術者であり兼ねて同月十四日右会社、臨時建設部次長に就任し前記電化工事の実施に当りその技術面の監督の職務を担当していたものであるが

第一、被告人和田栄治は昭和二十三年十一月二十五日高知市越前町五十五番地の被告人方に於て近畿電気工事株式会社の常務取締役であつて同会社が土佐電気鉄道株式会社の経営に係る後免安芸間の鉄道線路の電化工事に関しその架線工事

を土佐電気鉄道株式会社から請負うに当り自から会社を代表してその衝に当つていた中村政芳が前記電化工事中架線工事を近畿電気工事株式会社に請負わすことの謝礼並将来工事の施行に当り便宜な取扱を受けたいことの謝礼の趣旨で交付するものであることの情を知り乍ら同人から現金二十五万円を収受し以てその職務に関し収賄したもの

第二、被告人常石猛は昭和二十三年十一月二十五日高知市相模町五十六番地の被告人方に於て前記中村政芳が前記電化工事の実施に当り将来便宜な取扱を受けたいことの謝礼の趣旨で交付するものであることの情を知り乍ら同人から現金十万円を取収し以てその職務に関し収賄したもの

であると謂うにある。

被告人和田栄治、同常石猛及中村政芳の当時の職務内容と被告人常石猛と中村政芳との間に金員の授受のあつた事実はこれを認めることができるがそれが検察官主張の如き趣旨の下に授受された点及び被告人中村政芳につき「本件公訴事実の要旨は被告人中村政芳が授受された点についてはその証明がない」との理由で、被告人中村政芳は近畿電気工事株式会社常務取締役であつて同会社が地方鉄道法第十二条の規定による免許を受け地方鉄道業を営む土佐電気鉄道株式会社の経営に係る後免安芸間の鉄道線路の電化工事に関しその架線工事を同会社から請負うに当り自から会社を代表してその衝に当つていたものであるが、

第一、昭和二十三年十一月二十五日高知市越前町五十五番地の和田栄治方に於て昭和二十三年六月三日土佐電気鉄道株式会社常務取締役に就任し翌四日臨時建設部長の職務を担当し電化工事に関する請負契約の締結並該工事の施行中之が監督に当る職務を担当していた同人に自己会社に前記架線工事の実施を請負わして貰つたことの謝礼並右工事施行に当つて将来便宜取扱を受けたい請託の下に現金二十五万円を供与し

第二、前同日高知市相模町五十六番地の常石猛方に於て土佐電気鉄道株式会社の主任技術者であり兼ねて昭和二十三年六

月十四日右会社の臨時建設部次長に就任し前記電化工事の実施に当りその技術面の監督の職務を担当していた同人に将来工事の施行に当り便宜取扱を受けたい請託の下に現金十万円を供与し

以て夫々贈賄したものであると謂うにある。

被告人中村政芳、和田栄治、常石猛の当時の職務内容と被告人中村政芳と常石猛との間に金員授受のあつた事実はこれを認めることができるが、これが検察官主張の如き趣旨の下に授受された点及び被告人中村政芳と和田栄治との間に金員が授受された点についてはその証明がない」との理由で夫々無罪の言渡をなした。

然しながら第一審判決がその証明がないとする被告人中村政芳と被告人和田栄治との間に公訴事実記載の如き趣旨の下に金銭の授受があつたこと及被告人中村政芳と被告人常石猛との間に授受された金銭が公訴事実記載の趣旨のものであることは一件記録に徴しまことに明白なところであるに拘らずこれに対し無罪の言渡をした第一審判決に対し検察官は承服することを得ず各控訴したのであるがその主張するところは検察官提出の控訴趣意書記載の通りであるので玆にこれを引用する。

これに対し高松高等裁判所刑事第一部は、

「本件記録に依つて原審の取調べた各証拠を調べてみると被告人和田栄治は昭和二十三年六月三日地方鉄道法第一二条の規定に依る免許を受け地方鉄道業を営む土佐電気鉄道株式会社業務取締役に就任し、翌四日臨時建設部長の職務を担当し同会社がその経営に係る後免安芸間の鉄道線路の電化工事を為すにつきこれが工事に関する請負契約の締結並に該工事の施行中これが監督に当る職務を担当し、被告人常石猛は同会社の主任技術者であり兼ねて同月一四日右会社臨時建設部次長に就任し前記電化工事の実施に当りその技術面に於ける監督の職務を担当していたものであり、被告人中村政芳は近畿電気工業株式会社常務取締役として前記土佐電気鉄道株式会社の電化工事に関しその架線工事を同会社から請負うに当り同

会社を代表してその衝に当つていたものであることが認められる。従つて被告人和田栄治及び同常石猛は経済関係罰則の整備に関する法律第二条別表乙号三十に所謂地方鉄道法第十二条の規定に依る免許を受け地方鉄道業を営む会社の役職員に該当することは明かである。」と説示して第一審判決と同様被告人等の職務関係を肯認した上「そして本件公訴事実に依ると被告人和田、同常石に右電化工事の請負契約並に工事施行等その職務に関し被告人中村から賄賂を収受し、被告人中村は右和田、常石の職務に関し同人等に賄賂を供与したと言うのであるが元来経済関係罰則の整備に関する法律第二条にいうところのその職務に関しとある職務とは同法別表乙号に掲げられたもののもつ職務全般を指すものではなく独占事業会社が行う事業の内独占的性質を持つ事項を内容とする事務若しくはその統制団体の行う事務の内統制に関する事務即ちその本来の事業に関する事務だけに限るべきものと解するを相当とする、尤も同法第二条には単にその職務に関しと規定し職務の内容については格別制限を明記していないけれども同法が特にその内容とする事務の公共的性質に鑑み、独占的業務の規制並に経済統制の必要上その罰則の強化を目的として商法第四九三条の特別法として立法せられた趣旨及び経済関係の罰則整備に関する法律第一条所定の団体等の役職員が公務員と看做される旨規定されているに反し同法第二条所定の役職員は公務員と看做されず同法第一条と区別されている点などから見てかように解決するのが最も立法の趣旨に副うものと言うべきである。或はその業務とは右の如き会社団体等の本来の業務に関する事務のみに限らずこれらの業務と密接の関係にある事務をも含むべきものと解する説があるかも知れないが斯かる曖昧な解釈は刑罰法規の解釈として適正でないのみならず立法の趣旨並びに他の罰則との関係につき前段に説明したところに徴しこれを肯認しない」と説示して経済関係罰則の整備に関する法律第二条の賄賂罪の対象となる職務は独占的性質を持つ事項を内容とする事務若しくは経済統制に関する事務に限られその余の事務に関しては賄賂罪を構成しないとの見解を示し更に進んで「今本件についてこれを見るに地方鉄道法に依つて営業する原判示土佐電気鉄道株式会社の事務中当然に独占となるべき業務とは勿論運輸

関する業務であり同会社が線路の一部を電化するに当りその電化工事を請負はすことは会社の業務の一部には相違ないけれども鉄道会社の当然に独占となるべき業務には当らないからこれを以て経済関係の罰則整備に関する法律第二条にいうところの役職員の職務と言うことはできない。然らば被告人和田、同常石が右電化工事の施行に関し仮に公訴事実の通り被告人中村から金銭又は金銭的利益の供与を受けたとしてもこれを同法第二条を以つて問擬することはできない。従つて被告人中村に対しても同法第五条を適用すべき限りでない。即ち本件公訴事実は罪とならない被告人等に違し犯罪の証明十分ならずとして無罪を言渡した原判決は結局正当であつて検察官の論旨は理由がない」と論断し検察官の各控訴を棄却したのである。即ち第一審裁判所は経済関係罰則の整備に関する法律第二条に所謂職務の範囲は独占的性質を持つ事項を内容とする事務若くは経済統制に関する事務に限定されないとの前提の下に（同一裁判所は本件と同様の事案で目下貴庁に繋属中の昭和二八年(あ)第四〇六四号五藤麟吉外一名に対する経済関係罰則の整備に関する法律違反事件につき有罪の言渡をしている）被告人中村政芳と被告人和田栄治との間に公訴事実記載の如き金銭授受があつたこと及被告人中村政芳と被告人常石猛との間に授受された金銭が公訴事実記載の趣旨のものであるとの証明がないという理由で無罪の言渡をしたのに対し、原判決はその事実につき審究するまでもなく同条第二条の職務の範囲を前叙の様に限定解釈し本件公訴事実は犯罪を構成しないのとして検察官の各控訴を棄却した次第である。

然しながら経済関係罰則の整備に関する法律第二条所定の会社若しくは組合又は之等に準するものにして同法別表乙号に掲げるものの役員その他の職員がその職務に関し賄賂を収受し又は要求し若しくは約束した場合のその職務の範囲に関しては既に冒頭掲記の如く大阪高等裁判所第一刑事部に於て「経済関係罰則の整備に関する法律第二条は『〇〇〇其ノ他経済ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ関スル業務ヲ為ス会社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙号ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ収受シ〇〇〇』と規定し本案の適用を受ける役職員の属する会社等につい

ては経済の統制を目的とする法令により統制に関する業務を為すもので別表乙号に掲ぐるものという制限を設けているが、その役職員の贈賄罪の対象となる職務については法文上単に『其ノ職務』と記載し特にその職務の内容について制限を設けていないばかりでなく元来右にいう様な業務は国の行う経済政策の一環として為すものであつてその性質上一種の公務に準ずると見らるべきものであるから、斯る業務を司る会社等の役職員は公務員と同じく常に公正な執務の態度を要請せらるものであるに鑑み本案は右会社等の内特に重要と見られる別表乙号に指定したものの役職員の地位そのものを罰則の適用について公務員に準するものとしその職務に関する限りそれが統制に関する業務自体であると否とを問わず贈賄罪として処罰する趣旨と解するのが相当である」と説示し同裁判所第五刑事部に於ても略同趣旨の説示をしているのである。然るに本件について原判決は明らかに之等二つの高等裁判所の判例に反する判断をしているので刑事訴訟法第四〇五条第三号に該当するものと思料する。

第二、思うに経済関係罰則の整備に関する法律第二条に「〇〇〇其ノ職務ニ係シ〇〇〇」とあるその職務の意義は如何なる観点より考察するも前述の大阪高等裁判所の二判決が解明している通り同法第二条所定の会社若しくは組合又は之等に準するものの役職員の職務に属する事務であるならば当該会社等のなす独占的業務又は経済統制に関する業務それ自体は勿論のこと、直接斯る性質のものでなくても苟くも当該役職員の職務に属する事務であれば足り更に進んで職務自体に非らずとも職務と密接な関係ある事務をも包含するものと解すべきである。

(一) 同法第二条は「〇〇〇其ノ他経済ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ関スル業務ヲ為ス会社若ハ組合又ハ之等ニ準ズルモノニシテ別表乙号ニ掲グルモノノ役員其ノ他職員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ収受シ〇〇〇」と規定し本条の適用を受ける役職員の属する会社等については経済の統制を目的とする法令により統制に関する業務を為すもので別表乙号に掲げるものという制限を設けているが、その役職員の贈賄罪の対象となる職務については何等の制限を加えることなく単

に「其ノ職務ニ関シ」と記載し其の規定の仕方は全く刑法上の贈賄罪に於ける「公務員及ハ仲裁人其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ収受シ〇〇〇」との規定の仕方と軌を一にしており而も公務員と同様当該役職員の廉潔公正を保持するため本法が制定せられた趣旨に鑑みるとき、その職務の意義に関し両者の間に解釈を異にすべき理由は全然見受けられず同一に理解せらるべきものと思料する而して刑法上贈賄罪における職務に関しては公務員がその資格上担任する一般的職務は勿論之と密接な関係を有する事務をも包含することは既に学説判例の定つているところで本条の職務に関しても之と同様に解すべく即ち本案所定の会社等の役職員がその資格上担任する職務は勿論苟しくもこれと密接な関係を有する事務についても本条の贈賄罪が成立するものと解すべきであつて原判決説示の様に職務の範囲を限定解釈することは到底之を容認することが出来ない。成程経済関係罰則の整備に関する法律第二条は同条所定の会社等につき「〇〇〇其ノ他経済ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ関スル業務ヲ為ス会社若ハ組合又ハ之等ニ準ズルモノニシテ別表乙号ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員〇〇〇」と限定しているけれども、それは本条の贈賄罪の対象となる役職員の身分を定める意味において漸く限定したにすぎないのであつて、それはあたかも刑法第七条が公務員の身分を明定しているのと同様であり何等当該役職員の職務の範囲を限定する趣旨のものではないのである。

(二) 原判決は同法第二条の職の意義に関し「同法が特にその内容とする事務の公共的性質に鑑み独占的業務の規整並に経済統制の必要上罰則の強化を目的として商法第四九三条の特別法として立法せられた趣旨」から見て原判決説示の様に解釈するのが相当であるとするも何が故に然るかその理由が明らかでない。

思うに経済関係罰則の整備に関する法律第二条所定の会社等の役職員が同会社の営む業務中独占的性質を持つ事項を内容とする事務若は統制に関する事務につき同条の贈賄罪に問擬せられるのは当然であるがそれ以前の事務で一般商事会社の事務と同様の事務についてまで同条の贈賄罪の対象となるのは商法第四九三条の贈賄罪との比較上刑の権衡を失

すると言うのであらうが、併し経済関係罰則の整備に関する法律第一条又は第二条所定の会社等は何れも国家的事業又は公共的性格を有する事業を営む会社等であつて之等に所属する役職員はその職務が直接経済統制に関するものであると又は独占的性質を持つ事項を内容とするものであると否とを問わず苟くもその職務の執行につき他の一般商事会社の職員と異り、特に簾潔公正を要請せられるところから商法第四九三条の贈賄罪とは別箇に本法が制定せられたものであり、そして本法第一条所定の様な国家的事業を営む会社等の役職員については公務員と看做して全面的に刑法上の贈賄罪を適用するものとし同法第二条所定の会社等の様な国家的事業ではないが公共的性格濃厚な事業を営むものの役職員については公務員とは看做されないが之に準じて刑法上の贈賄罪により稍軽き刑罰を以て臨むことにしたのである。

この事は昭和十九年法律第四号を以て制定せられた本法が終戦後国家総動員法等の廃止に伴い之に即応して改止の必要に迫られ昭和二十二年法律第二四二号を以て規在の規定に改正せられるに際りその改正法律案の提案理由の説明に徴しても明らかなように同法第二条においては第一条より単に刑を軽くしているに過ぎないのであつて、同法第二条の職務の範囲を第一条のそれより狭義に解釈する趣旨は毛頭ないのである。即ち本法はその制定の当初より同法所定の会社等の役職員に対しては他の一般商事会社の職員に対するよりも厳格な執務態度を要請する使命を以て生れたものであつて、原判決は明らかに本法制定の趣旨を誤つて解釈していると言わなければならない。

若し原判決所論の様に本法が商法第四九三条の特別法としてせられた趣旨より本法の職務の範囲を限定的に解釈するのが相当であるとするならば同法第一条の職務についても同様に解釈しなければ理論が一貫しない訳であるが同法第一条の役職員は公務員と看做されているのでその解釈を容れる余地はなく、若し同法第二条の職務のみが経済統制に関する事務又は独占的性質を持つ事項を内容とする事務に限定せられるとするならば右以外の職務は同条の贈賄罪の対象とならなくなり、同法第一条所定の会社等の役職員との間に著しく刑の権衡を失する結果を招来するに至りそ

の不当なことは極めて明白である。

(三) 又原判決は「経済関係の罰則の整備に関する法律第一条所定の団体等の役職員が公務員と看做される旨規定されているに反し同法第二条所定の役職員は公務員と看做されず同法第一条と区別されている点」からみても原判決説示の様に解釈するのが相当であるとするのであるが之又何が故に然るかその理由は明らかでない。然しながら第一条所定の会社等は国家的業務を営むものであるのでその所属役職員に対しては最も強く職務の公正を要請する必要があるところから公務員と看做して刑法上の贈賄罪を全面的に適用することにしたのに対し同法第二条所定の会社等は国家的事業ではないが高度な公共的業務を営むものであるから、その所属役職員に対しては公務員とは看做さないがそれに準じて相当高度な職務の公正を要請する必要から刑法上の贈賄罪より稍軽き刑罰を以て臨むことにしたのであつて同法第二条の役職員が第一条の役職員と異り公務員と看做されないからとて同法第一条及び第二条の職務の意義に関しては何等径庭あるなく両者間には唯刑罰軽重の差があるのみであつて之又原判決の所論は到底容認することが出来ない。

第三、而して土佐電気鉄道株式会社が経済関係罰則の整備に関する法律第二条別表乙号三十に所謂地方鉄道法第十二条の規定に依る免許を受け地方鉄道業を営む会社であること、同会社が施行した後免安芸間の電化工事が同会社の業務の一部であること、及被告人和田栄治が同会社常務取締役で臨時建設部長の職務上担当し同会社がその経営に係る後免安芸間の鉄道路線の電化工事を為すにつきこれが工事に関する請負契約の締結並に該電化工事の施行中これが監督に当る職務を担当し、被告人常石猛が同会社の主任技師で同会社臨時建設部次長として前記電化工事の実施に当りその技術面に於ける監督の職務を担当していたものであり、被告人中村政芳が近畿電気工事株式会社常務取締役として、前記土佐電気鉄道株式会社の電化工事に関しその架線工事を同会社から請負ふに当り同会社を代表してその衝に当つていたものである事は何れも原判決の容認するところであり、被告人和田栄治同常石猛が前記職務に関し被告人中村政芳より公訴事実記載の如き金銭

を収受した事実については検察官提出の控訴趣意書記載の通り明白なところである。

果して然らば原判決は当然有罪と認定すべき事実につき経済関係罰則の整備に関する法律第二条の職務の意義の解釈を誤つたが為検察官の各控訴を棄却したものと謂うべく、適法な解釈をした前示大阪高等裁判所の判例と相反する判断を為したこと明白であるから破棄を免れないものと思料し、ここに上告に及んだ次第である。

以上

昭和二八年(あ)第四三八一号

被告人　和田栄治

同　中村政芳

被告人和田栄治弁護人田万清臣、被告人中村政芳弁護人甘糟勇雄の答弁書

右の者に対する頭書被告事件につき昭和二十八年七月二十八日高松高等裁判所刑事第一部が言渡した「本件各控訴を棄却する」旨の判決は極めて妥当公正にして且つ法律上何等非難すべき理由なき適法のものであるから、本件上告は当然棄却さるべきものと確信する。

第一、高知地方検察庁検察官は頭書の被告人両名を左記の公訴事実につき第一審高知地方裁判所に起訴したのである。

(一)　被告人和田栄治については

「被告人和田栄治は昭和二十三年六年三日地方鉄道法第十二条の規定による免許を受け地方鉄道業を営む土佐電気鉄道株式会社常務取締役に就任し翌四日臨時建設部長の職務を担当し電化工事に関する請負契約の締結並に該工事の施行中これが監督に当る職務を担当していたもの、被告人常石猛は同会社の主任技術者であり兼ねて同月十四日右会社臨時建設部次長に就任し前記電化工事の実施に当りその技術面の監督の職務を担当していたものであるが

被告人和田栄治は昭和二十三年十一月二十五日高知市越前町五十五番地の被告人方に於て近畿電気工事株式会社の常務取締役であつて同会社が土佐電気鉄道株式会社の経営に係る後免安芸間の鉄道線路の電化工事に関しその架線工事を土佐電気鉄道株式会社から請負うに当り自から会社を代表してその衝に当つていた中村政芳が前記電化工事中架線工事を近畿電気工事株式会社に請負わすことの謝礼並将来工事の施行に当り便宜な取扱を受けたいことの謝礼の趣旨で交付するものであることの情を知り乍ら同人から現金二十五万円を以て収受しその職務に関し収賄したもの

(二) 被告人中村政芳については

「被告人中村政芳は近畿電気工事株式会社常務取締役であつて同会社が地方鉄道法第十二条の規定による免許を受け地方鉄道業を営む土佐電気鉄道株式会社の経営に係る後免安芸間の鉄道線路の電化工事に関しその架線工事を同会社から請負うに当り自から会社を代表してその衝に当つていたものであるが

(一) 昭和二十三年十一月二十五日高知市越前町五十五番地の和田栄治方に於て昭和二十三年六月三日土佐電気鉄道株式会社常務取締役に就任し翌四日臨時建設部長の職務を担当し電化工事に関する請負契約の締結並該工事の施行中之が監督に当る職務を担当していた同人に自己会社に前記架線工事の実施を請負わして貰つたことの謝礼並右工事施行に当つて将来便宜取扱を受けたい請託の下に現金二十五万円を供与し

(二) 前同日高知市相模町五十六番地の常石猛方に於て土佐電気鉄道株式会社の主任技術者であり兼ねて昭和二十三年六月十四日右会社の臨時建設部次長に就任し前記電化工事の実施に当りその技術面の監督の職務を担当していた同人に将来工事の施行に当り便宜取扱を受けたい請託の下に現金十万円を供与し

以て夫々贈賄したものであると謂うにある。

これに対する第一審高知地方裁判所は

「被告人中村政芳、和田栄治、常石猛の当時の職務内容と被告人中村政芳と常石猛との間に金員授受のあつた事実はこれを認めることができるが、それが検察官主張の如き趣旨の下に授受された点及び被告人中村政芳と和田栄治との間に金員が授受された点についてはその証明がない」との理由で夫々無罪の言渡をなした。

この第一審判決は本件記録に徴して何等間然すべき違法なく且つ全く適法なものであることは明白である。

然るにこの判決に対して検察官は高松高等裁判所に各控訴したのであるが、この控訴趣意の如何に理由なきかはこれに

対して提出せる答弁書にその詳細を陳述しているので、当審に於いてもこれを引用する。

第二、第二審高松高等裁判所は本件に対して

「本件記録に依つて原審の取調べた各証拠を調べてみると被告人和田栄治は昭和二三年六月三日地方鉄道法第一二条の規定に依る免許を受け地方鉄道業を営む土佐電気鉄道株式会社常務取締役に就任し、翌四日臨時建設部長の職務を担当し同会社がその経営に係る後免安芸間の鉄道線路の電化工事を為すにつきこれが工事に関する請負契約の締結並に該工事の施行中これが監督に当る職務を担当し、被告人常石猛は同会社の主任技術者であり兼ねて同月一四日右会社臨時建設部次長に就任し前記電化工事の実施に当りその技術面に於ける監督の職務を担当していたものであり、被告人中村政芳は近畿電気工事株式会社常務取締役として前記土佐電気鉄道株式会社の電化工事に関しその架線工事を同会社から請負うに当り同会社を代表してその衝に当つていたものであることが認められる。従つて被告人和田栄治及び同常石猛は経済関係罰則の整備に関する法律第十二条の規定に依る免許を受け地方鉄道業を営む会社の役職員に該当することは明かである。」と説示して第一審判決と同様被告人等の職務関係を肯認した上「そして本件公訴事実に依ると被告人和田、同常石に右電化工事の請負契約並に工事施行等その職務に関し被告人中村から賄賂を収受し、被告人中村は右和田常石の職務に関し同人等に賄賂を供与したと言うのであるが元来経済関係罰則の整備に関する法律第二条にいうところのその職務に関しとある職務とは同法別表乙号に掲げられたものゝもつ職務全般を指すものではなく独占事業会社が行う事業の内独占的性質を持つ事項を内容とする事務若しくはその統制団体の行う事務の内統制に関する事務即ちその本来の事業に関する事務だけに限るべきものと解するを相当とする、尤も同法第二条には単にその職務に関しと規定し職務の内容については格別制限を明記していないけれども同法が特にその内容とする事務の公共的性質に鑑み、独占的業務の規制並に経済統制の必要上その罰則の強化を目的として商法第四九三条の特別法として立法せられた趣旨及び経済

関係罰則の整備に関する法律第一条所定の団体等の役職員が公務員と看做される旨規定されているに反し同法第二条所定の役職員は公務員と看做されず同法第一条と区別されている点などから見てかように解決するのが最も立法の趣旨に副うものと言うべきである或はその業務とは右の如き会社団体等の本来の業務に関する事務のみに限らずこれらの業務と密接の関係にある事務をも含むべきものと解する説があるかも知れないが斯かる曖昧な解釈は刑罰法規の解釈として適正でないのみならず立法の趣旨並びに他の罰則との関係につき前段に説明したところに徴しこれを肯認しない」と説示して経済関係罰則の整備に関する法律第二条の贈賄罪の対象となる職務は独占的性質を持つ事項を内容とする事務若くは経済統制に関する事務に限られその余の事務に関しては贈賄罪を構成しないとの見解を示し更に進んで「今本件についてこれを見るに地方鉄道法に依つて営業する原判示土佐電気鉄道株式会社の業務中当然に独占となるべき業務とは勿論運輸に関する業務であり同会社が線路の一部を電化するに当りその電化工事を請負はすことは会社の業務の一部には相違ないけれども鉄道会社の当然に独占となるべき業務には当らないからこれを以て経済関係罰則の整備に関する法律第二条にいうところの役職員の職務と言うことはできない、然らば被告人和田、同常石が右電化工事の施行に関し仮に公訴事実の通り被告人中村から金銭又は金銭的利益の供与を受けたとしてもこれを同法第二条を以つて問擬することはできない、従つて被告人中村に対しても同法第五条を適用すべき限りでない、即ち本件公訴事実は罪とならないから被告人等に対し犯罪の証明十分ならずとして無罪を言渡した原判決は結局正当であつて検察官の論旨は理由がない」と論断し検察官の各控訴を棄却したのである。

第三、検察官はこの第二審判決を不服なりとして本件上告をしたのである而して、検察官が上告の理由とするところは要するに

「経済関係罰則の整備に関する法律第二条所定の会社若しくは組合又は之等に準ずるものにして同法別表乙号に掲げる

ものの役員その他の職員がその職務に関し賄賂を収受し又は要求し若しくは約束した場合のその職務の範囲に関しては既に冒頭掲記の如く大阪高等裁判所第一刑事部に於て「経済関係罰則の整備に関する法律第二条は「〇〇〇其ノ他経済ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ関スル業務ヲ為ス会社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙号ニ掲ゲルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ収受シ〇〇〇」と規定し本条の適用を受ける役職員の属する会社等については経済の統制を目的とする法令により統制に関する業務を為すもので別表乙号に掲ぐるものという制限を設けているが、その役職員の賄賂罪の対象となる職務については法文上単に「其ノ職務」と記載し特にその職務の内容について制限を設けていないばかりでなく元来右にいう様な業務は国の行う経済政策の一環として為すものであつてその性質上一種の公務に準ずると見らるべきものであるから、斯る業務を司る会社等の役職員は公務員と同じく常に公正な執務の態度を要請せらるものであるに鑑み本条は右会社等の内特に重要と見られる別表乙号に指定したものの役職員の地位そのものを罰則の適用について公務員に準ずるものとしその職務に関する限りそれが統制に関する業務自体であると否とを問わず賄賂罪として処罰する趣旨と解するのが相当である」と説示し同裁判所第五刑事部に於ても略同趣旨の説示をしているのである。

然るに本件について原判決は明らかに之等二つの高等裁判所の判例に反する判断をしているので刑事訴訟法第四〇五条第三号に該当するものと思料する」と謂ふにある。

而して、その趣旨を布衍して、

「若し原判決所論の様に本法が商法第四九三条の特別法として立法せられた趣旨より本法の職務の範囲を限定的に解釈するのが相当であるとするならば同法第一条の職務についても同様に解釈しなければ理論が一貫しない訳であるが同法第一条の役職員は公務員と看做されているのでその解釈を容れる余地はなく若し同法第二条の職務のみが経済統制に関する事務又は独占的性質を持つ事項を内容とする事務に限定せられるという解釈をとるならば右以外の職務は同条の賄賂罪の対

象とならなくなり同法第一条所定の会社等の役職員との間に著しく刑の権衡を失する結果を招来するに至りその不当なことは極めて明白である」と述べ、更に

「又原判決は「経済関係　罰則の整備に関する法律第一条所定の団体等の役職員が公務員と看做される旨規定されているに反し同法第二条所定の役職員は公務員と看做されず同法第一条と区別されている点」からみても原判決説示の様に解釈するのが相当であるとするのであるが之又何か故に然るかその理由は明らかでない。然しながら第一条所定の会社等は国家的業務を営むものであるのでその所属役職員に対しては最も強く職務の公正を要請する必要があるところから公務員と看做して刑法上の賄賂罪を全面的に適用することにしたのに対し同法第二条所定の会社等は国家的事業ではないが高度な公共的業務を営むものであるから、その所属役職員に対しては公務員とは看做さないがそれに準じて相当高度な職務の公正を要請する必要から刑法上の賄賂罪より稍軽き刑罰を以て臨むことにしたのであつて同法第二条の役職員が第一条の役職員と異り公務員と看做されないからとて同法第一条及び第二条の職務の意義に関しては何等径庭あるなく両者間には唯刑罰軽重の差があるのみであつて之又原判決の所論は到底容認することが出来ない」と主張している。

第四、弁護人は次の所論により原審判決を支持するものである。

経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律第二条の所謂「職務」の範囲については自然独占事業の関係で論じれば、大別して次の二つの見解が成立する。

㈠は検察官の主張する如く自然独占事業を営む会社に関する「職務」をすべてを包含すると解する説である。

この説によれば当該会社が附帯事業を営む場合には、その附帯事業に関する職務も、当該会社に関する職務に含まれることになる。例えば鉄道会社が百貨店を経営するとき、役員が百貨店に関する職務に関して収賄しても、本条の適用を受けることになる。

本条を単に文理的に解釈するときは、かような結論になるは、前述の本条の立法趣旨をあきらかに逸脱するもので不当といわなければならない。それは本条について文理解釈をとることを許されないことを示すものである。

㈡は独占事業の独占的性質をもつ活動に関する職務に限ると解する説である。

鉄道による運輸こそが独占的性質をもつ活動である。したがつて、運輸に関する職務に関して賄賂を収受、要求、約束した場合にかぎつて本条の適用があることになる。これが本条の立法趣旨にもつともよく適合した合理的解釈である。

およそ、ある規定の解釈にあたつて、合理的解釈を施すべきことは、法解釈の根本原則である。とくに、犯罪構成要件の規定については、罪刑法定主義からいつて、合理的な立法趣旨を越えた解釈は許されない。罪刑法定主義は単に犯罪と刑罰とを法律で決めると云ふだけのものではない。罪刑法定主義を規定する憲法第三十一条はアメリカ憲法の「適正なる法律手続」の条項に由来する。そこには直接には「手続」だけを明言しているが、いうまでもなく「実体」を法律で規定するべきことを当然に含蓄している。また、そこにはアメリカ憲法のように「適正」という字句はないが立法の沿革にかんがみて、同趣旨に解すべきことは疑を容れない、すなわち、罪刑の法定にあたつては、内容的に「適正」であることが憲法上要請されるのである。いま、経済関係罰則ニ関スル法律第二条についてみるのに、右の㈡の説のように解することによつて、はじめて、同条の内容が「適正」でありうるのである。もし検察官が主張する㈠の説のように解するときは、とくに商法の規定（四百九十三条）との対比に於いて均衡を失し、同条の内容は「適正」を欠くことになるものといわざるをえない。かようにして、同条はその立法趣旨に照らして意味内容を限定することは、憲法との関係においても重要である。

以上の所論によつて考えれば、本件鉄道会社が電化に必要な架線工事を請け負はすことは鉄道事業の内容の一部をなすものには相違ないが、それは鉄道事業の独占的機能とは無関係である。従つてその鉄道会社の役職員が架線事業を請負わすにあたつて仮りにその請負業者から金銭を収受したとしても、それは本条の「職務ニ関シ」の要件を欠き、本条の罪を構成するものでない。

これによつて、これをみれば、検察官が本件上告趣意中に引用している大阪高等裁判所の二つの判例は経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律第二条の「職務」についての解釈を誤つた不適法のものであるというべきである。

第五、右の所論により検察官の本件上告の理由がないことは一点の疑がないが、検察官の左の上告趣意によるときは、

(一) 原審判決が経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律第二条を商法第四九三条の特別法として本条の職務の範囲を限定的に解釈したのに対し、検察官は「同法第一条の職務についても同様に解釈しなければ理論が一貫しない」と反論するも、その理論の根拠とするところが明らかでない。たゞ、その所論の中よりその理由を抽出すれば、第二条の役職員の職務だけが限定的でありとすれば、第一条所定の会社等の役職員との間に著しく刑の権衡を失する結果となるというにある。これは両規定の本質から来る相違であつて当然といはねばならぬ。公務員と看做される性質の事業と公務員と看做されない性質の事業との相違から生ずる自然の結果であつて、贈収賄について一般公務員は刑法の適用を受け、株式会社の役職員が商法第四九三条の適用を受くることを思えば、本件の場合の刑罰に相違あることは何等異とするに足らない。この意味に於いて第一条も亦第二条と同じく商法第四九三条の特別法というべきである第一条の役職員の職務について第二条の職務と異なり制限を設けないことが立法の趣旨に合致するものといわねばならぬ。

従つて第一条の職務を第二条の如く限定しないところにこの法律の一貫性があるというべきである。寧ろこの第一条あつてこそ第二条の「職務」を限定して解釈すべきものといえやう。検察官のいう「理論が一貫しない」との所論は第

一条と第二条との性質の差異を認めず、却つてこの両条文を同質のものと誤認したために陥つた誤謬であつて、単に論理の面から見るも正論とはいえない。

(二) 検察官は原審判決が「経済関係ノ罰則ノ整備ニ関スル法律第一条所定の団体等の役職員が公務員と看做される旨規定されているに反し同法第二条所定の役職員は公務員と看做されず同法第一条と区別されている点よりみても原審判決説示の様に解釈するのが相当であるとするのであるが、之又何が故に然るかその理由が明らかでない」と原審判決が説示したのを非難しているが、これは前項の検察官の反論を遅つた語句によつて繰返しているに過ぎない。稍重複のきらいはあるが、これに対しても次の如く論述する。同法第一条と第二条とに業種を区別して、前者に属する役職員を公務員と看做し、後者はこれを公務員と看做さない旨を規定しているので、この差異区別は極めて重要なもので、特に第一条所定の団体等の役職員を公務員と看做して刑法上の賄賂罪を全面的に適用することを明定しているのであるから、この点からも第二条の解釈も立法趣旨の上に立つて目的論的になされなければならない。この両規定の以上の区別の他に第二条はその規定中に特に「其ノ他其ノ性質上当然ニ独占トナルベキ事業ヲ営ミ若ハ臨時物資需給調整法其他経済ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ関スル業務ヲ為ス」云々と第一条にない字句を使用して明定しているので、この点に於いても第一条と根本的に其の性質を異にするものといわねばならぬ。

右の二つの差異より生ずる論理の必然的に要求するものは「職務」の内容についての区別でなければならない。従つて第二条を目的論的に解釈するときは検察官の如く両規定の区別を単に刑罰の軽重にのみ置くことは失当も甚しいメカニズムである。

検察官はこれについての原審判決の説示を「何が故に然るかその理由は明らかでない」というも、これは前陳の所論の如き自明の理を理解し得ないところから来るもので、いはば自問自答というの他はない。この点についての検察官の

反論は何等理由がない。

以上の所論は要するに検察官が経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律第二条の「職務の適法なる解釈を誤りたる為め本件上告がなされたものであつて、原審判決が被告人等を無罪と認定したことは当然のことであつて、本件上告は棄却さるべきものである。

以上

昭和二八年(あ)第四三八一号

弁護人甘粕勇雄同田万清臣の補充書

経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反

被告人 中村政芳

被告人 和田栄治

右の者に対する頭書被告事件につき、昭和二十八年十二月十四日附御庁に提出した答弁書につき左の通り補充書を提出する。

この補充書は、検察官が主張すると想定せられる問題についての弁護人の意見の開陳である。この補充書中、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律は「本法」と略称する。

一、刑法第百九十七条と「本法」第二条の「其の職務」について

刑法第百九十七条に所謂「公務員」とは、刑法第七条によつて明示されている如く「官吏」「公吏」「法令ニ依リ公務ニ従事スル議員、委員其他ノ職員」を謂うのであつて、官吏及び公吏は言うまでもなく法令に依りその身分を定められることとによつてその者が従事する公務が限定せられるのであり、又「法令ニ依リ公務ニ従事スル議員、委員其他ノ職員」が従事する公務も亦、その者を公務に従事せしめるその法令によつて限定せられるのである。従つて、刑法「第百九十七条」に所謂「其職務」とあるのも亦、右の如く法令に依り限定的に定められた公務を内容とする職務に限定せられる趣旨であることは多言を要しないのである。

このことは文理上から言つて、「其」という用語がそもそも限定的意味をもつ「特殊性」「種分け」「区分」を示す用語に外ならないことによつても然謂えるのである。

而して、「本法」第一条は、本来刑法第七条に所謂「法令ニ依リ公務ニ従事スル職員」に当らない営団等「甲号表ニ掲グルモノ」の役職員をも「法令ニ依リ公務ニ従事スル職員」と看做したので、その役職員の担当している事務は、それがどのような事務であつてもその役職員の職務ということになるのである。然し、この場合留意すべきことは、当該役職員の個々のものについては飽くまでも職務に種分けがあるのであつて、「甲号表ニ掲グルモノ」の一役職員は、役職員たるの故を以て「甲号表ニ掲グルモノ」に該当するもの、例へば営団の全職務を自己の職務とするものではないのである。このことは、本来の公務員についても同様である。それは「法令によつて」公務に従事するものを定めると、その者が所謂公務員となることになるから、身分が定まるとともにそのものの分担する公務が総て瀆職罪における職務となる仕組みである。それ故、身分を定めることによつて職務が定まるのである。このことは、「職務」を定めることによつて「身分を定めることとは余程事理が異るのである。

つまり大蔵省の一役人は、大蔵省の役員なるが故に大蔵省所管の職務のうち、その者に当てられた職務をその職務とするのであつて大蔵省の所管職務の全域或は日本政府が職務とする職務の全域を自己の職務とするものではないのである。又、通産省の事務官はその部署如何に拘らず、通産省所管事務全部をその職務としておるのではないのである。唯法令ニ依リ公務ニ従事スル者又はそれと看做される者は、一人残らずその法令が従事を命ずる一部の公務に就くことによつて、全公務の一を分担する職務を持つことになり、同様の分担者の誰も彼もが公務員となつて瀆職の対象となるため、恰も公務員の職務には種分けがなく限定がないように錯覚を起すおそれがあるのである。

之に対し「本法」第二条の場合は、明かに異るものがあるのである。即ち、同法条を文理に従つて分析すると、

(1) 「特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル」会社及び此等に準ずるものにして別表乙号に掲ぐるものの役職員「其ノ職務」に関し……

(2) 「鉄道事業……其ノ他其ノ性質上当然ニ独占トナルベキ事業ヲ営ム」会社若は組合又は此等に準ずるものにして別表乙号に掲ぐるものの役職員「其ノ職務」に関し……

(3) 「臨時物資需給調整法其ノ他経済ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ関スル業務ヲ為ス」会社若は組合又は此等に準ずるものにして別表乙号に掲ぐるものの役職員「其ノ職務」に関し……

と読むべきものであるから、その立言の中にこそ、それら三種の事業体の役職員がその担当する職務の故に瀆職の主体とせられるに至つている根拠（つまり公務員になぞらえて言えば、公務員をして公務員たらしめ、よつて瀆職の主体たらしめているところの根拠、即ち「公務ヲ定メル法令」に匹敵するもの）が見出されなければならない理である。かくて、それら三種の事業体の役職員の職務をして一種の公務的なものたらしめるに至つている法令上の根拠、即ちその職務こそが瀆されてはならないと立法者が法文中に明言している職務としては、

(1)の「特別ノ法令ニヨリ設立セラレタル会社」等については、その事業を性質上自然に独占たらしめているに至つているものについての職務のみ。

(2)の「自然独占事業体」については、その事業を性質上自然に独占たらしめているに至つているものについての職務の全域。

(3)の「統制に関する業務の主体」については、それが業務上統制に関する業務とする統制についての職務のみ。

であるということが言えるのである。文理上かく理解してこそ立法者の意思と合致するのである。

つまり「本法」第二条の場合は、「職務」の内容を示して瀆職の主体となる「身分」を定めるのであるから、その内容を示されている職務以外の職務が瀆職と無関係であることは初めから自明であるべきである。

二、「本法」の立法者の意思について

「本法」の前身たる同名の法律、並びにそれの改正によつて存在するに至つた「本法」の夫々の法案の提案理由について見るに、「本法」の前身たる同名の法律制定の際の法案の提案理由として「……経済統制運用の中核をなす官公吏其の他の公務員、並びに其の運用の実際を担当する経済団体の役職員の瀆職に関する処罰規定を整備し……」と謂い、又、改正「本法」の改正法案の提案理由として「この種法人（註、性質上当然独占となる事業を営む法人をさす）の役職員に於て独占の優位を恃み偏頗な行為を為すときは、非常な弊害を伴うことが予想されるのであります」と謂うておるのである。

茲に「経済統制の運営の中核」とか「其の運用の実際を担当」とか言うことは、明かに統制に関する業務を内容とする職務を担当する職員についてのみ謂い得ることであり、又茲に「独占の優位を恃み」「偏頗な行為を為し」以て「非常な弊害を伴う」と謂われるものは、独占となつている業務を内容とする職務についてしか起らないことである。

是によつて見るも、立法者も亦「本法」第二条の「其ノ職務」の意義については実質的な観点と、文理的解釈とが合致するようにと志して現行法文の如き立言をしたものと理解することができるのである。

三、公共性を帯びた事業体の役職員の瀆職について

「本法」第一条の別表甲号に掲げられたもの、及び同第二条の別表乙号に掲げられたものが行う業務が何等かの意味に於て国家的公共性を帯びるかどうかは、立論の角度によつて肯定的にも否定的にも論じ得るのである。而して、仮にその行う業務が国民生活に影響があるという意味で謂うならば、凡そ総ての私企業乃至個人商店と雖も国家的公共性を帯ぶるものと謂わねばならないのである。従つて、単にその行う業務が国家的公共性を帯びるか否かによつて、その事業体の役職員が瀆職罪に問わるべき職務の範囲の大小を実質的に決定しようとするならば権限の論議を生むことになり、遂に事を決定することができないのである。

そこで、瀆職の罪を定める刑罰法令を探求するに、

(イ) 刑法第百九十七条以下の刑法の定むる本来の瀆職の罪。

(ロ) 「本法」第一条、或は国民金融公庫法第十七条、中小企業金融公庫法第十七条の如く「公務員と見なす」とせられる役職員、「国家公務員と見なす」とせられる役職員、「公務員とする」とせられる役職員についての如く、刑法第百九十七条以下の本来の瀆職の罪。

(ハ) 本件に於て論議されている「本法」第二条に定める瀆職の罪。

(ニ) 商法第四百九十二条に定める瀆職の罪。

の四種を見出すのである。

而して、(ロ)の「見なされる」公務員の瀆職は実質上刑法の瀆職であつて、唯立法技術から立言方法を異にするだけのことである。すると、瀆職の規定については、(イ)及び(ロ)と(ハ)と(ニ)との三種があるだけとなるのである。ところがこの三種の瀆職の規定の存する所以を体系的合理的に理解せんとするならば、「本法」第二条に所謂「其ノ職務」の意識を原判決の判示する如く解釈する外ないことは明白である。これは前述の如く文理の示すところと合致するのみでなく、又「本法」が第一条と第二条とで法文の立言を異にすることともよく合致するのである。

検察官は、或は「本法」第二条に基き別表乙号に掲げられた団体は、その司る業務は国家的公共的の業務ではあるが第一条に基き別表甲号に掲げられるものよりもその司る業務の国家的、公共的性格の程度が弱いから瀆職の罪の刑を軽くするため、第二条を第一条と区別して定めたというかも知れない。ところで、第二条関係の業務が第一条関係の業務に比し、その国家的公共性において程度に差異があるというのは、全く独断である。例えば、自然独占企業が日本銀行に比し国家公共性の上で瀆職罪の立法上軽く見られてもよいとは限らないのである。

然し、仮にそれはそれとして、第二条所定の事業体の司る業務の国家公共性が第一条所定のそれよりも弱いとしよう。そうすると同じ理由によつてそのような国家公共性の弱い事業体の役職員の瀆職の刑は第一条の場合よりも軽くてよいのみならず、左様な国家公共性の弱い事業体については、その業務を行うための職務の総てについて非買収性を確保する必要はなく、唯国家公共性を帯ぶる職務についてのみ非買収性を確保すればよいということにもなるのである。

つまりこの所論である「行う業務の国家的公共性」ということ及び「業務の国家公共性の程度の差異」というが如き基準を以てすれば、却つて「本法」第二条に所謂「其ノ職務」の意義を原判決判示の如く解すべき論拠とさえなるのである。それ故この所論の如き論拠のみを以て事を決することはできないのであり、やはり実定法たる法文の文理に則して法の解釈を行はなければならないのである。

然るとき、公務員の概念によつて瀆職の罪を定めている刑法第百九十七条及び「本法」第一条の場合は、身分を定めることによつて職務を定めているのであり、「本法」第二条の場合は職務を定めることによつて身分を定めているのであることが理解できるのであり、職務を定めることによつて身分を定める場合には、その定められた職務を担当する限りにおいて公務員たる身分を定められることになるのである。原判決はこのような法理を明言してはいないが、「身分の存在が前提となる贈収賄罪」云々という立言を行つているのは、恰も茲に論ずる法理を潜在的に前提としていると思えるのであつて、正当である。

検察官は更に、独占事業、殊に鉄道事業や電気事業が特許事業として国家から特権を与えられ、保護並びに監督を受けていることを強調し、事業の有機体化に言及し、以て、それらの事業が行う業務につき一を重んじ他を軽んずることはできないと論じ、仍て「本法」第二条の解釈についての自己の所論の正当性を主張するかも知れないが、所謂公共的事業に対しては、所謂行政監督及び之に伴う罰則が存在するのであつて、公共的事業なるが故にその行う義務遂行のための職務

の総てにつき非買収性を確保すべきものとは限らないのである。従つて、右の所論の如くであれば「本法」第二条が亙斯会社の役職員を瀆職の埒外においてある理由を説明することができないのである。

四、所謂「職務に密接な関係」ということについて

検察官は或は、被告人等の本件担当事務は自然独占たる事務そのものではないが、運輸業務に欠くことのできない密接な関係にあるから、「本法」第二条の対象となると主張するかも知れない。

然し、その所論においては業務の一体的有機性を説くの余り、茲に問題となつているのが役職員の担当する職務の問題であつて、業務の問題ではないことを忘却したか、又は業務と職務とを混同してあるのである。

それ故大審院判例が「職務と密接な関係」ということを説いているのは、瀆職の主体とせられるものが本来的な固有の職務を持つていて、その職務に根源して担当している他の事務がその固有の職務と密接な関係に在る事務であれば、その事務も亦固有の職務の内容たる事務と解すべきだとする趣旨であることを見失つているのである。

五、大阪高等裁判所の裁判例について

大阪高等裁判所の第一刑事部及び第五刑事部が言渡した判決は何れも普通銀行の支店長に関する事件であつて、「本法」第二条を原判決の判示した如く解するにしても、金融緊急措置令に所謂金融機関たる普通銀行の貸付については、所謂資金融通準則による経済の統制が行われることの法令が存在するところから、貸付業務に関する事務は、普通銀行支店長が法令に依り経済の統制を業務とする事を内容とする職務であると解すべき余地があるから、結局はそれらの裁判例はそれでよいと言うことになるかも知れないのである。従つて、右二裁判例は何れも本件には適切ではないのである。(同様の事件については、大阪高等裁判所第四刑事部にも同趣旨の裁判例があつたが現に上告中である。)

然し、右の第一刑事部の判決理由中では、仮に「本法」第二条の「其ノ職務」を弁護人主張の如く限定的に解するにし

ても、所謂融資準則の適用せられている金融緊急措置令に、所謂金融機関たる銀行の貸付業務に関する事務は、猶お「本法」第二条の職務に該当する旨判示し、以て同法条の解釈につき再考の余地あることを示唆しておるのである。又、右第五刑事部の判決も亦右第一刑事部のそれと同趣旨に帰着するのであり、それ故その職務が固有の職務として認められる限り、それと密接な関係のある事務についても、瀆職の対象となる旨の判示であると解されるから別に異論を挟むものはなく、従つて本件において取立て論ずべき限りではない。

尚、参考のため昭和二十七年十月二十七日東京地方裁判所が言渡した昭和電工事件の判決において判示せられたところを引用するに、「第二条（「本法」第二条を指す）は統制に関する業務の公共性とその影響力とに鑑みこれを行う会社等の役職員の職務の公正確保に供するのを目的とするものであるから、同条に謂う職務とは、統制に関する業務それ自体、もしくはこれと密接な関連を有する事務に限られ、それ以外の事務には及ばないと解すべきこと、まさに弁護人所論の通りであつて、同条に基く金融機関の役職員の職務もまた統制事務に限るというべきである」とあるのであつて、判示は洵に正論なりとしなければならないのである。

又、参考のため定塚道雄博士がその近著「賄賂罪」において「本法」第二条に関して論じておるところを見ても、「統制に関する業務には統制または統制のためにする業務と統制の補助業務とを含むのであるが、統制に関しないその会社組合本来の独自業務に関しては、これを除外する趣旨である」（同書一三八頁）と謂い、又金融緊急措置令に規定する金融機関には「いわゆる普通銀行、市中銀行の凡てが含まれるけれども、当該金融機関の行う業務の内統制に関する業務に限定される。従つて、前記金融緊急措置令により具体的に「統制」の内容を明かにした上で、賄賂罪の対象範囲たる業務を特定し犯罪の成否を決することになるのである」と述べている（同書同頁）のであつて之亦洵に正論であると謂うべきである。

六、本件起訴状には、昭和二十三年六月三日地方鉄道法第一二条の規定に依る免許を受け地方鉄道業を営む土佐電気鉄道株式会社の経営に係る後免安芸間の鉄道の電化工事をなすに当り架線工事の請負並に工事実施の監督に関連して、本件事案が発生した趣旨のことを公訴事実としているも、この公訴事実の記載自体に矛盾撞着があるといわねばならない。即ち、「地方鉄道業を営む土佐電気鉄道株式会社」というも、本件は起訴状中の公訴事実の記載によりて、明白なる如く、「地方鉄道業」を営むための電化工事中の架線工事の請負並に監督について発生したもので、換言すれば、「地方鉄道業」を営むための電化施設準備に関するものである。従つて、本件発生時には土佐電気鉄道株式会社は昭和二十三年六月三日電化の免許は受けていたが未だ地方鉄道業即ち電気による輸送を営んでいなかつたのである。被告人等の本件所為がかかる時期に於いて行はれ又行はれたとしても、「本法」第二条の犯罪を構成するものでないことは勿論である。

以　上

昭和二八年(あ)第四三八一号

被告人　中村政芳

被告人　和田栄治

弁護人甘糟勇雄同田万清臣の第二補充書

右の者にかゝる経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（以下本法と略称する。）違反事件につき、本日公判廷に於いて口頭を以て陳述したことを左の第二補充書として提出し、本法第二条の立法者の意思を一層適正明確にする。

一、本法第二条の立法者の意思は左の二つの効果を所期したものといえる。

(1)　事業の性質上、食糧・衣料・鉄鋼等の如く物質の配給が統制法規によつて統制することが可能なものについては、その統制を一層強化するためにこの物資の配給統制そのものについて、贈収賄したものを処罰することゝし、

(2)　前項の如く法令によつて性質上直接に物資の配給統制をなし得ないもの、例えば、鉄道事業の運送、電気事業の電力、電熱、電灯の供給、瓦斯事業の瓦斯の供給等の如きは、本法第二条を設けて、賄賂を収受して不正に運送したり、これ等を供給したりすることを防止することにしたのである。

換言すれば、(2)の場合は、(1)の物資の如く性質上法令によつて直接に現実に配給の統制ができないから、賄賂による不正な運送や供給を刑罰によつて取締ることとし、結局この罰則によつて、運送やそれ等の供給を間接ではあるが統制したものである。

二、前項の(1)も(2)も共に、配給する物資や供給するものが非常に乏しくなつたことから、統制を強化し、又はこれに相応した統制を行ふことを目的としたものであることは前述の通りである。従つて、(1)は統制せられる現実の物資の配給についての職務そのものを、(2)はこの規定の効果によつて間接ではあるが現実に統制せられる運送・電気の供給・瓦斯の供給に

弁護士渡辺鋼雄同中村蓋世の答弁書

第一、右検察官提出にかゝる上告趣意書の要旨は原判決が経済関係罰則の整備に関する法律違反被告事件につき昭和廿七年七月四日大阪高等裁判所刑事第五部に於て又同年十一月十八日同裁判所刑事第一部に於てそれぞれ言渡された各判決（以下これを大阪高等裁判決と略称する）に相反した判断を為したので破棄さるべきであると謂うにある。

然しながら

(一) 検察官の援用する右大阪高裁判決は原判決を攻撃する判断として適切なものではない。

(二) 右大阪高裁判決は経済関係罰則整備に関する法律（以下これを本法と略称する）第二条の解釈を誤つたものである。

以下右の二点につき略述する。

第二、検察官の援用する大阪高裁判決は原判決を攻撃する判断として適切なものではない。すなわち

(一) 昭和廿七年十一月十八日大阪高等裁判所刑事第一部に於て言渡された判決の事案は「稲岡徳次郎は京都市下京区四条通り大宮東入る株式会社大阪銀行大宮支店長として顧客に対する資金融通等、同支店の銀行業務の一切を総括執行する職務に従事し、被告人内田猪之助は三信染工株式会社の社長であつて、かねて右銀行支店と取引していたのであるが、同被告人は、右稲田徳次郎からその実弟が失業をして困つているので援助資金に融通してくれる様に申込まれ平素同人より同銀行業務として資金融通について世話を受けていることに対する感謝の趣旨で金三万円を同人に融通交付し贈賄した」と謂うのである。

(二) 右被告人内田猪之助の弁護人前堀政幸の控訴趣意書はその前段に於て「法第二条第一項の規定中『その職務に関し賄

関する職務そのものを、対象としたものである。これを明らかに証明し得る根拠は、本法第二条に列挙されている瓦斯事業が、数度の改正にもかゝわらず別表中にいまだ指定されていないことである。

この瓦斯事業が態々本法第二条に列挙されながらも、別表中に指定されないことによつて、

(イ) 瓦斯事業は石炭の優先配給を受け、瓦斯の制造が豊富であつて統制の必要がなかつたこと。

(ロ) 検察官のいうが如く、瓦斯そのものを供給する職務以外の関連した職務を対象としていなかつたこと。

を明認することができる。(ロ)を逆述すれば、検察官のいうが如く、瓦斯そのものを供給する職務以外の関連した職務をもその対象とするのであれば、瓦斯の供述が如何に豊富であつても、これに関連する職務を取締るために、この瓦斯事業を別表中に指定したであらうといわねばならぬ。

以上の論述によつても原審判決は正当であるというべきである。

以上

賂を収受し』とある、その職務とは単に別表乙号に掲げられたもの、本件で言えば第二十四号の『金融緊急措置令に規定する金融機関』の職員の職務の全域を意味するものではないのであつて、金融機関の職務のうち、其の性質上当然に独占となるべき事業を営み若しくは臨時物資需給調整法、その他経済の統制を目的とする法令により統制に関する業務内容とするものに限ると解釈すべきである」と説き、その後段に於て「然るに法に謂う金融機関が『経済の統制を目的とする法令に依り、統制に関する業務』を担当しているのかと検するに、判示犯罪日時既に左様な業務は存在しなかつたのである。」と主張し前段（職務に関しない）と後段（銀行支店長は、本法第二条の犯罪主体にはならない）との間に論理が一貫していないがその主眼とするところは要するに後段に於て主張する如く、銀行業務自体が、金融機関金融通準則により自主的に規則さるべきであつて、本法第二条に所謂「統制に関する業務」には当らないのであるから銀行支店長のいかなる業務行為も本法第二条の対象とはならないと謂うのであつて、銀行支店長の本来の業務に関してなされた増収賄行為は本法第二条の処罰の対象となるが、支店長の融資に関する行為が経済統制に関する業務でないから本法第二条の「その職務に関する」行為に該当しないと主張しているわけではない。

(三) 然るに前記大阪高裁判決は右の弁護人の曖昧な理論に引きずられその冒頭に於て、「法文上単に『その職務』と記載し特にその職務の内容について制限を設けていないばかりでなく、元来右に言う様な統制に関する業務は国の行う経済政策の一環としてなすのであつて、その性質上一種の公務に準ずると見られるべきであるから、かゝる業務を司る会社等の役職員は、公務員と同じく常に公正な執行の態度を要請せらるものであるのに鑑み本条は右会社等のうち特に重要とみられる別表乙号に指定したものゝ役職員の地位そのものを罰則の適用について公務員に準ずるものとして、その職務に関する限りそれが統制に関する業務自体であると否とを問はず賄賂罪として処罰する趣旨と解するのが相当である。」と判示しているが続いて、「資金の融通に関し金融緊急措置令に基く統制が現存し普通銀行等の金融機関は資金融

通の面において、右法規による統制に関する業務を為すものと解すべきであり、従つて普通銀行等の金融機関は経済関係罰則の整備に関する法律第二条にいわゆる経済の統制を目的とする法令により統制に関する業務を為す会社等に該当し銀行職員の従事する資金融通に関する事務はとりもなおず右統制に関する業務に該当するものといわなければならない。」となし、右弁護人の主張を排斥している。

(四) 従つて右大阪高裁判決の冒頭の判示部分は正しく検察官の主張する如く原判決と相反する判断をなしているが具体的事案は彼比同一視することはできず、ただ控訴人の理論構成の拙劣なことから之に引きずられてなした判断であつてその要旨は銀行業務が本法第二条に所謂、「統制に関する業務」に該当すると言ふ点に存するのである。

(五) 然るに検察官は事案の具体的内容に検討を加えることなく右大阪高裁判決の片言双句を把え以て原判決を攻撃することはいかにも失当と言わなければならない。検察官が原判決を攻撃するためには少くとも、銀行支店長が普通銀行事務でない事務を担当しその職務に関し賄賂を収受したというようなもの、例えば支店の建物の建築請負契約を締結しその建築工事の施行を監督する事務を担当しその職務に関して賄賂を収受したと言ふような事案であつて、この支店長は本法第二条によつて処罰さるべしと判示した判決が援用されなければならない。

第三、検察官の援用する大阪高裁判決の前記判示部分は本法の解釈を誤つたものであるから判例とすることはできない。

(一) 検察官は本法第二条の「その職務に関し」の法意を、「同法第二条所定の会社若しくは組合又は之等に準ずるものの役職員の職務に属する事務であるならば当該会社等のなす独占的業務又は経済統制に関する業務それ自体は勿論のこと、直接斯る性質のものでなくても苟くも当該役職員の職務の属する事務であれば足り更に進んで職務自体に非ずとも職務と密接な関係ある事務をも包含するものと解すべきである。」とし前記大阪高裁判決を援用している。前叙の如く右判決中に検察官が援用する如き判示部分が存することは認めるが、右は本法第二条の解釈を誤つたものでこの点につ

き原判決が「元来経済関係罰則の整備に関する法律第二条に言うところのその職務に関しとある職務とは同法別表乙号に掲げられたもののもつ職務全般を指すものではなく独占事業会社が行う事業のうち独占的性質を持つ事項を内容とする事務若しくはその統制団体の行う事務のうち統制に関する事務即ちその本来の事業に関する事務だけに限るべきものと解する。」とする解釈は正当である。以下原判決の解釈を支持し、前記大阪高裁判決及び検察官の控訴趣意書を反駁するため卑見を開陳する。

(二) 第一に本法制定の沿革と目的に照し第二条のいわゆる職務とは当該経済団体の業務のうち性質上経済統制に関する事務にのみ限らるべきである。前記大阪高裁判決も検察官も本法第一条に「その職務に関し」とあるのみでその職務内容につき何等の制限をも設けていないから刑法第一七九条以下に「その職務に関し」とあるのと同様職務行為全般の意であると解すべきであるとなし、若し本条第二条の職務の意を原判決説示の如く制限的に経済統制に関する義務に限定すべきであるならば本法第一条の規定も同様でなければならないと主張する。然しながら刑法に規定された固有の公務員の賄賂罪以外に特別刑法に於て贈収賄行為を処罰しようとする場合立法の仕方に二種類ある。一は公務員でないものを公務員とみなす規定の仕方である、他は特別に構成要件と罰則を規定する仕方である。本法第一条は前者の例であり、第二条は后者の例である。すなわち本法第一条は日本固有鉄道法第一七一条第一項、第三四条第一項、日本専売公社法同一の法系統に属し本法第一条の団体役職員は公務員と看做され、従つて其の職務内容については刑法第一七九条と同様第一八条第一項、日本電信電話公社法第一八条、第三五条、農林漁業金融公庫法一七条、日本開発銀行法第一七条等と様な解釈が採らるべきであるが本法第二条は土地改良法第一四〇条、商法第四九三条以下有限会社法第八十一条以下、会社更生法第二九三二条以下破産法第一四四条、証券取引法第二〇三条、商品取引法第一五四条、船舶安全法第二十三条以下等と同一の法系統に属し之等の法条に於て「その職務」とあるのは夫々の法律の立法趣旨に則り限定された職務の

みを意味することは毫末の疑も存しないところであるから本法第二条の団体の役職員の職務と言うのはこの性質上経済統制に関する職務のみに限定すべきである。そもそも本法は昭和十九年二月九日法律第四号として制定公布され、終戦後国家総動員法の廃止に伴い之に即応して昭和二十二年法律第二四二号を以て現在の規定に改正されたものであつて第二条は独占事業又は経済統制の公共性に鑑み之等に関する職務の廉潔公正を維持するため特別の構成要件が規定されたのであるから独占事業又は経済統制に関係なき職務に関する贈収賄行為を本条により処罰すべき法意ではない。

(三) 第二に原判決が説示する如く本法第一条所定団体等の役職員が公務員と看做されているに反し同第二条所定の団体の役職員が公務員と看做されず第一条と区別されている点より第二条の職務を制限的に解釈すべきである。検察官は「本法第二条は同条所定の会社等につき『……其の他経済の統制を目的とする業務を為す会社若は組合又は之等に準ずるもの……』と限定しているけれども、それは本来の賄賂罪の対象となるにして別表乙号に掲げるものの役職員其の他の職員……』と、又「同法第二条においては第一条より単に刑を軽るくしているに過ぎないのであつて、同法第二条の職務の範囲を第一条のそれより狭義に解釈する趣旨は毛頭ない」と説くか公務員の単純収賄罪は三年以下の懲役（刑法第一九七条）であり本法第二条所定の単純収賄罪も亦三年以下の懲役であるとすれば単純収賄に関する限り両者間に刑の軽重はない、従つて検察官の右の論拠は理由がない。とすれば本法第二条所定の団体等の役職員の単純収賄を（商法四九三条が不正の賄託を受けたことを構成要件としているのにこの要件を必要としないで）公務員と同様の刑に処すべき理由は一にかゝつて経済統制の公共性に求められなければならない、従つて第二条の「その職務」とあるのは経済統制に関する職務の意であることは火をみるより明らかである。

(四) 参考のため昭和廿七年十月廿七日東京地方裁判所刑事第十部が昭和電工事件につき言渡した判決の中には「第二条は統制に関する業務の公共性とその影響力とに鑑み、それる行う会社等の役職員の職務の公正確保に資するのを目的とす

るものであるから同条に言う職務とは統制に関する業務それ自体若しくはこれを密接に関連を有する事務に限られそれ以外の事務には及ばないと解すべきことまさに弁護人所論の通りであつて、同条に基く金融機関の役職員の職務もまた統制事務に限るべきである」（同判決書、日野原関係第四五五頁）としている。

第四、以上の通りであるから検察官の本件上告理由がなく棄却さるべきであると思料する。

以　上

昭和二八年(あ)第四八三〇号

判　決

本　籍　鹿児島市上龍尾町一六八番地
住　居　同市小川町一〇五番地
地金商　山元成根　大正一四年三月一三日生

右脈物故買被告事件について昭和二八年一〇月一四日福岡高等裁判所宮崎支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人奥江秀一の上告趣意（後記）第一点は、判例違反を主張するけれども、刑訴三二一条一項二号但書にいう「公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況」が存するかどうかの判断は、事実審裁判所の合理的な裁量にまかされているものと解すべきことは、当裁判所の判例（昭和二八年(あ)五四七六号同二九年七月二〇日言渡第三小法廷判決、昭和二六年(あ)一一一一号同年一一月一五日言渡第一小法廷判決、昭和二五年(あ)一六五七号同二八年七月一〇日言渡第二小法廷判決）とするところであり、従つて原審が所論川添正己の検察官事務取扱検察事務官に対する供述調書謄本の証拠能力を認めたことは、当裁判所の判例並びに論旨引用の高等裁判所の判例と相反する判断をしたものではないから、論旨は理由がな

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二八年(あ)第四八三〇号

い。その他の上告趣意は、事実誤認又は量刑不当を主張するものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

弁護人奥江秀一の上告趣意

第一点　判例違反

原判決は、左記の通り高等裁判所の判例と相反する判断をしたものである。

原判決は、その理由において「原判決引用の川添正己の検察官事務取扱検察事務官に対する供述調書謄本には、同人は被告人に対し、原判示日時、本件鉄筋を売渡す際、『駅のホームから盗つて来た。』と答えた旨の供述記載があり、これと被告人が原審公判期日で認むる本件目的物件の種類、性質、数量、買受価格とを綜合すると、所論の被告人の供述調書を除外しても、原判示知情の点を認むるに足る」と判示したのであるが、右本件物件の種類、性質、数量、買受価格が直ちに被告人の知情の点を認めしめ得るものでないことは、経験法則上明かであると思うので、原判決の右認定は、主として右供述調書謄本によるものといわねばならない。

二、第一審第三回公判調書には、右川添正己は証人として宣誓した上で、

(一)　同人は昨年（昭和二十六年）三月頃から引続き被告人と交際し、度々地金を拾つたのを被告人の処に持つて行つて買つて貰つている。

(二)　被告人が本件鉄筋を同人から買受けたとき、被告人は何処から持つて来たものかということは聞かなかつたが、同人は自分から「実は自分が荷役する時海に落したものを拾つて持つて来た」と云つた。

(三)　同人は検察庁では、被告人に売るとき「盗んで来たものである」と云つたと供述したが、只今申上げた「海から拾つ

被告人　山　元　成　根

て来た」と云つたのが本当である。
旨を供述した記載がある。

三、前記検察事務官作成の供述調書は、刑事訴訟法第三百二十一条第一項第二号の書証として検察官の提出したものであるが、その調書による川添正己の供述が、前記公判期日における同人の供述と相反し実質的に異ることは云うをまたないけれど、前者が後者よりも信用すべき特別の情況の存することは之を認めがたく、反つて後者は信用すべき情況の下になされた供述と見るべきものであるが、前者は信用すべからざる特別の情況の下になされた疑の存するものである。

四、即ち、右公判期日における供述は、公開の公判廷において、宣誓したる証人として、訴訟関係人全部の尋問の下になされたものであつて、供述自体に何等曖昧な点なく理路も整然としてをり、又右供述をなすにつき他から強制、誘導を受けた事実なく、心理的にも身体的にも真に自由な立場において為したものと見るべきものであるから、最も信用すべき情況の存する供述である。

五、之に反して、前記検察事務官に対する供述は、

(一) 被告人の反対尋問の機会を与えられず、又公開せざる尋問に対する供述であり、
(二) 右供述調書は、司法巡査七夕貞三作成の供述調書を前提として作成されたものであり、
(三) 右七夕巡査は、右調書作成に当り、被告人取調のときと同じく、強制、誘導の方法を用いたる疑あり、
(四) 検察事務尋問の前にも、七夕巡査は被告人に対し為したると同じく、川添に対しても誘導をなしたる疑あり、
(五) 当時川添は本件窃盗の嫌疑によつて検挙せられ、起訴の脅威の下にあり、偏に不起訴の恩典を求めて、取調の目的に迎合したる疑あり、(事実川添は本件窃盗につき起訴されなかつた)
(六) 窃盗犯人は、その盗品の売却に当り、その盗品である事情を買受人に告げないのが、人情の常であるのに、一旦検挙されるや、取調に迎合して自己の責任を軽くする為め、買受人知情の虚偽の陳述を為すことが種々あり、川添の右供述もこの例に漏るるものでない疑あり、

以上(一)乃至(五)の事実は、右供述調書、第一審第三回公判調書中の右川添供述記載、同第四回公判調書中の証人七夕貞三供述記載、同第四回公判調書中の被告人供述記載、同第五回公判調書中の被告人山元トミ子供述記載により明かであつて、右供述はむしろ信憑すべからざる特別の情況存するものと云うべきものである。

六、よつて、右検察事務官作成の供述調書は、刑事訴訟法第三百二十一条第一項第二号但書の、前記公判期日における供述よりも信用すべき特別の情況の存するものでないこと明かであつて、従つて之を証拠とすることができないものと云うべく、之を判例に徴するに、

(一) 昭和二十四年十一月九日名古屋高等裁判所刑事第三部判決(高裁刑特報五号七一頁)の判決要旨は、証人の公判廷における供述と相反する検察官に対する同人の供述は、前者が曖昧、根拠薄弱なるに反し後者が筋道が立ち首肯すべく真実性十分認められ任意性に疑なきときは、証拠能力がある、と云うにあり、
(二) 昭和二十四年十二月七日広島高等裁判所岡山支部判決(高裁刑特報五号八七頁)の判決要旨は、公判期日における証人の証言より検察官の面前における前の供述を信用すべき特別の情況の判断は、裁判所の自由な心証によるものであるが、審理を尽した上で判断すべきである、と云うにあり、

之によつて観るに、右供述調書が証拠能力なきものであることを却下して、前述の如く右供述調書を主要なる証拠として、被告人の知情の点を認定し、被告人の有罪を判定したのは、右判例と相反する判断をなしたるもので、原判決はこの点において破棄せらるべきものと考える。

七、なお、証拠の判断は事実裁判所の裁量に委されているものとしても、原審が右書証を以て刑事訴訟法第三百二十一条第

一項第一号但書に該当するものとなし、その証拠能力を認めたる判断の根拠において、前記判例と反するところあることは、叙上の事実に徴し明かであると思うので、原判決はこの点において刑事訴訟法第四百五条第三号の上告申立の理由あるものと信ずる。

第二点　事実誤認

原判決には、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があるものである。

一、第一審判決には、弁護人提出の控訴趣意書記載の如き重大なる事実の誤認があり、弁護人は之を明かにする為に原審において証拠調の請求をしたところ、原審はその証拠調を為さないで、前述の供述調書のみに頼り、第一審の事実認定を支持したる結果自らも同じく重大なる事実誤認に陥り、被告人の有罪を判定したのであるが、右控訴趣意書並に前示判例違反の項に叙述したる如く、右判決には重大なる事実の誤認があるもので、若し之を破毀しなければ著しく正義に反するものと信ずるので、原判決はこの点においても破棄せらるべきものと考える。

第三点　量刑不当

原判決は、刑の量定が著しく不当であるものである。

一、原判決は、又その理由において、「被告人はさきに本件と同質の犯罪によつて有罪の判決を受け、懲役刑の執行猶予中、更に本件犯行に出でたものであり、本件犯情、その他諸般の事情を併せ考えると、原判決の量刑重きに過ぎる不当ありとはいえない」と判示して、第一審の量刑を支持したのである。

二、しかしながら、仮に被告人に対し不利益なる観点に立つも、被告人の有罪は相当の疑を残すものであり、被告人と川添との協力による弁償により、被害者に実害なきに至つたのであり、又被告人の右前科の懲役刑は昭和二十八年十一月十二日を以て既に執行猶予期間満了したものであるから、被告人の家庭状況等を斟酌し、なお近時執行猶予制度拡張の立法趣

旨に鑑み、被告人に対し本件につき懲役刑の執行を猶予するを正義に適うものと考えるので、原判決はこの点よりしても破毀するのが相当であると信ずる。

以　上

昭和二九年(あ)第一三三九号

判　決

本籍並びに住居　福島県河沼郡八幡村大字気多宮字宮ノ内八二番地

桐材商

平野平治

明治二三年一一月一五日生

右の者に対する公職選挙法違反被告事件について昭和二九年二月一六日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人富岡秀夫の上告趣意第一点は、原判決が被告人に対し、公職選挙法二五二条三項によつて同条一項の規定を適用しない旨の言渡をしなかつた第一審判決を維持したことは憲法一四条一項、一五条に違背する旨主張するが、公職選挙法二五二条一項及び三項の規定が所論憲法の各法条に違反しないことは当裁判所大法廷の判例とするところであつて、(昭和二九年(あ)四三九号昭和三〇年二月九日大法廷判決)、右公職選挙法二五二条一項の規定を適用しない旨の言渡をすると否とは事実審裁判所の自由に決し得るところであるから、論旨は理由がない。

論旨はまた共同正犯者たる佐藤金三郎が公民権を停止せられなかつたにもかかわらず被告人がこれを停止されたことを非難している。しかし当裁判所の判例は、犯情のある面において他の犯人に類似した犯人がこれより重く処罰せられることが

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第一三三九号

あつても憲法一四条に違反するものでない旨を判示している（昭和二三年(れ)四三五号同年一〇月六日大法廷判決）。公民権停止についても同様の理論があてはまること、右の判例の趣旨に照らして明らかであるから、この点の論旨もまた理由がない。

弁護人長谷川太一郎の上告趣意第一点及び第二点は、違憲を主張するけれども、その実質は単なる刑訴法解釈の問題であつて、適法な上告理由とならない。のみならず選挙人又は選挙運動者が投票取まとめ運動の報酬たる非合法的金員とそうでない合法的金員とを一括して供与を受けしかもその両者の割合明かでないときには、その金員全部につき公職選挙法二二一条一項四号の受供与罪が成立するものと解するを相当とする（昭和八年(れ)七三八号同年七月六日大審院第二刑事部判決参照）から、所論はすべて採用できない。

同長谷川太一郎の上告趣意第三点は、第一審判決は被告人の自白のみにより有罪を認定した憲法三八条並に刑訴三一九条の違反があり、これを是認した原審は憲法三一条に違背すると主張するのであるが、第一審判決は被告人の自白以外に同判決掲記の各証拠を綜合して犯罪事実を認定しているのであつて、自白の補強証拠は犯罪事実の全部に亘つて存することを要しないこと当裁判所の判例（昭和二三年(れ)七七号同二四年五月一八日大法廷判決集三巻六号七三四頁）であるから、論旨は理由がない。

弁護人富岡秀夫の上告趣意第二点、同長谷川太一郎上告趣意第四点はいずれも量刑不当の主張で、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二九年(あ)第一三三九号

被告人　平野平治

弁護人富岡秀夫の上告趣意

右の者に対する公職選挙法違反被告事件につき弁護人は左の通り上告の趣意を弁明いたします。

第一点　原判決は憲法第十四条第一項の違反がある。

憲法第十四条第一項に依れば「すべて国民は法の下に平等であつて人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係に於て差別されない」旨規定している。

その趣旨とするところは、固よりあらゆる場合、あらゆる点で国民が絶対に平等であることを要求するものではなく、平等の要請そのものゝ中に合理的な制限を当然含むものなることは言を俟たないところであつて、不合理なる差別が違憲たるべきものである。

右憲法の規定による政治的差別とは固より広く国政に参与する権利の不平等を指称するものであつて、選挙権被選挙権をその最たるものとしている事は疑いない。

原判決に依れば被告人の所為に対して公職選挙法第二百五十二条により被告人に対して選挙権被選挙権を停止するの処分を為したのであるが、右規定による所謂公民権停止の処分は右憲法の規定に反するものと謂はねばならない。

選挙権被選挙権なる公民権は憲法第十五条にも規定する通り憲法の保障する国民の固有の権利として最上の尊重を要する権利であつて国民主権を顕現し民主々義政治の根幹をなす権利であり国民が長い間の辛酸を経て獲得し来つたところのものである。

従つて公民権停止処分に当つては、裁判官に信念ある決断を以て慎重審議せられねばならない所であつて、合理的なる

判断を要する所である。

固より禁治産者、準禁治産者が政治上の権利を制限せられる事は合理的ではあらうが、本件に於ては原判決は此の合理的なる判断によらずして正に不合理なる判断によるものであるから違憲とせられねばならない。

第一に所謂公民権なるものは、右に述べたる如く国民固有の権利として憲法上最大の尊重を要するものであるから公職選挙法第二百五十二条の公民権は不停止が原則でなければならない。公民権停止は特に被告人が候補者であり選挙事務長或は出納責任者である場合即ち加重責任の立場に在る者に対して為されるべきが原則であつて他の選挙運動員の場合は不停止を以て原則とすべきものでなければならない。

被告人は記録上明らかであるが単なる一選挙運動員であつたのにすぎず従つて公民権停止の処分は政治的に差別を生じ違憲たるべきである。

第二に公民権停止不停止の処分は一に裁判官の裁量に係はる事柄であるがこの確たる標準のない以上不停止を原則とすべき所である。

記録に依れば被告人は佐藤金三郎と共謀の上金二十万円の供与を受けたるものであるが、共同正犯者である佐藤金三郎は公民権不停止の処分であり被告人に於ては停止処分である。固より記録上裁判官は異るのであるが、右事実は如何に公民権の停止不停止について確たる標準のない事を証明すると謂はねばならない。時を同じうし且つ同一裁判所に於てかく正反対の結論に至る事は裁判官に如何に公民権停止不停止につき信念なく全く出鱈目なる裁判によるものと断ぜざるを得ない。

記録中佐藤金三郎の判決書によれば佐藤は共謀の金二十万円以外に更に一回の供与を受けているものであり且つその経歴は公務に長年従事していたもので被告人の如く野人として経歴した者より加重せられるべき身分ある者に於ては尚更に

不合理なる政治的差別ありと謂はねばならない。

之を要するに被告人は単なる一選挙運動員にすぎずこの被告人に公民権の停止処分をなしたことは政治的差別の合理的判断を欠き殊にその共犯者が公民権不停止の処分あるに於ては以て不合理なる差別あるものであるから違憲ありと謂はねばならない。

第二点　原判決は刑の量定が甚だしく不当であるから原判決を破棄せらるべきものである。

原判決は刑の執行を猶予したがこれに附帯する公民権の処分は停止せられている。被告人に対して公民権停止の処分ありたることは、刑の量定甚だしく不当であつて正義に反すると認められる。その理由とするところは次の通りである。

一、公民権は憲法に直結する重大なる権利であるから公職選挙法違反に対する科刑の標準は新憲法下に於ては旧憲法の観念と異り妥当しない所がある。

殊に被告人の経歴の示す通り被告人は永年公共の為に尽力し地方自治体の議員として公務に貢献し来つた者である。将来共地方自治体の議員のみならず地方各団体の中心人物たるべき者であり被告人の将来の生命も亦一に政治的な活動にあるのである。従つて被告人より公民権を剝奪することは刑罰以上の苦痛なのであり厳罰に処せられたことゝ同じなのである。

然るに原判決は公民権不停止停止の処分について共犯者の一人に対してのみ不停止を以て臨み被告人に対して停止処分ありたる事は量刑不当の非難は免れ得ない所であると謂はねばならない。

即ち同一裁判所に於て日を同じうして裁判せられたにも不拘裁判官が異つたが為に異る結論を生じたること殊に共犯である佐藤金三郎に於ては被告人より更に被供与事実が多いのであれば、全く原判決は無軌道であつて公民権与奪の趣

旨目的並びに効果について認識がなかつたことを明示するもので、裁判の公正を害しひいては裁判への不信を国民に投影するものである。

二、選挙法ことに公職選挙法の趣旨は一般国民に滲透して居らず被告人に於ても公職選法の意味や趣旨についての理解が全くなかつた。同法の実費弁償額の費目や金額やその支払方法が技術的であつて煩瑣に亘り被告人には当初より理解していなかつた。之等は悉く出納責任者に於て処理せられるものであると理解してゐたのである。

被告人は初犯者である為めに殊に同法第一九七条の二の実費の弁償が許されるものであることを知らずに捜査官の取調に於て実費弁償である弁明が出来ずに嫌疑を深めた結果となり終つたのである。公判期日に於てその趣旨は弁明されたがそれは裁判官の措信するところとならなかつた。又供与を受けたる二十人の悉くも亦弁当料や茶菓料が貰えることさへ全く不知の為に被告人には不利なる供述となつたのである。

被告人は固より被告人に供与した選挙事務長である長谷川善助、被告人より供与を受けたる二十人の者も公職選挙法の意味がよくわかつて居らない場合に於てそも〳〵厳罰に処することは、被告人のみならず一般の人をして選挙運動はするものではないと消極退嬰の感を懐かしめ民主政治に無関心たらしめる虞れがあるところと謂はねばならない。国民が民主政治に無関心になるとき官僚独善の政治思想を擡頭せしめるであらし選挙違反に対する刑罰の根拠標準の不明確は国民の裁判への不信へと走ることは疑いないところである。

三、どの代議士を逮捕して捜査してみても、法定選挙費用で当選している人は一人もいない。否違反に触れずに当選した代議士の悉くが法定選挙費用でのみ当選している人は一人もいないと云うても過言ではない。これは世人の既に常識である。且つ又発覚しないように功妙に奸策を弄することを知らない正直者は処罰せられるということも一般世人のみならず裁判所に於ても亦公知の事柄に属する。俗言にして三当一落はニュースに評論に言

論に選挙運動期間に於て目に耳に入る所である。従つて選挙違反の悪質者は検挙せられない者の中にこそあるのであつて、検挙せられた者は検挙されない違反者ほど悪質ではないと言い得る場合が多いのである。

被告人は奸策を弄する事を知らず、実費弁償の弁解も為し得ないまゝに起訴せられ厳罰に処せられたると同様の公民権停止の処分を受けて将来一切の政治活動の制限を余儀なくせられる立場に置かれている。

此の被告人に対しては違反は正に強要せられたものであると謂はざるを得ない故に量刑も亦不当であり正義に反するところである。

之を要するに憲法の保障し尊重する国民固有の公民権の停止処分は選挙の実態上より且つ被告人が一運動員であつて選挙法の不知の上に招来せられたるものであつて強制せられたる結果であるから殊に共犯者との比較に於て甚だしく不当であり之れは裁判の公正を害し引いては正義に反するものであるから破棄せられるべきものと信ずる。

以　上

昭和二九年(あ)第一三三九号

被告人　平野平治

弁護人長谷川太一郎の上告趣意

第一点　第一審の弁護人は第一回公判期日に於て起訴状の趣旨について釈明を求めたところ検事は「起訴状中の運動資金は合法非合法の金を含む」と釈明したことは公判調書に明記してあります、この釈明によつて本件起訴状記載の金員中どれだけが罪となるのか其された金員即ち罪とならざる金員をも含んで居る事は明白でありますから起訴状は明白であると申さなければなりません、それば分界が、はつきりいたしません、これでは刑訴法第二五六条に違背した起訴状であると申さなければなりません、そればかりではなく検事は公判期日に於て起訴状の朗読をしていない事は公判調書によつて明らかであります。従つて本件第一審の公判手続は刑訴法第二九一条に違背して為されたものと申さなければなりません。然るに原審に於てはかゝる違法な起訴状に基き違法な手続によつて為された第一審判決を是認して控訴を棄却しましたが、これは正しく憲法第三一条に違反したものでありますから破棄されなければなりません。

第二点　検事は起訴状記載の金員中には合法的のものを含むと主張して居りますし、又第一審判決が挙示した証拠を調べて見ると検事の主張と符切を合せるように合法的な運動の実費として授受された金員が起訴状記載の金員中に含まれている事を認め得るのであります、然るに第一審判決は起訴状記載の金員は悉く違法性を帯びるものとして科刑の対象としましたが、これは誤りであります、第一審に於て精密な審理をとげて被告人が長谷川善助より受取つた金員の内合法的の部分即ち罪とならざる部分を明白にして起訴状記載の金員の内から合法的の部分を除けば非合法に授受された部分は極めて少額となり、従つて量刑の点に於て被告人の有利となるべき事は明白であるばかりでなく被告人の犯した罪の範囲が明らかになるわけであります。然るに第一審に於きましては漫然、被告人と長谷川善助との間に為された金員授受行為の全部を

違法視して検事の所謂合法的な金員授受行為として訴追しない行為に対しても刑を科したことは罪とならざる行為に対し有罪を言渡した違法あるばかりでなく検事の訴追しない行為に対し有罪を言渡した違法があると申さなければなりません、第二審判決が叙上違法な第一審判決を是認し控訴を棄却した事は憲法第三一条に違背するものでありますから破棄されなければなりません。

第三点　第一審判決が挙示した証拠を調べて見ますと検事に対する被告人の供述調書に「私達二人に対する御苦労分とか心付けの意味で、この様な運動に必要な資金としてよこしたものだということはすぐわかりました」とありますから被告人は共犯者佐藤金三郎と二人で選挙運動の報酬並に運動資金として金員の供与を受けたものと認められるおそれのある供述をして居りますが其他の証拠即ち長谷川善助、佐藤金三郎の第一審における証言並に被告人の第一審公判に於ける供述は何れも選挙に要する実費として授受された旨を述べて居り又檜沢幸之助の証言は被告人の共犯者佐藤金三郎に金員を渡した旨を述べているだけであつて其趣旨は何も知らないと述べて居りますから被告人の検事に対する供述調書以外には被告人の有罪を認定し得べき証拠は存在しません、そして前記、長谷川、佐藤、檜沢の各証言は何れも被告人の公判以外における自白の補強証拠となり得るものでなく却つて被告人の有利に解すべきものであることは記録に徴し明白でありますから第一審判決は結局被告人の自白のみにより有罪を認定したことに当り憲法第三八条並に刑訴第三一九条に違背するものであります、然るに原審においては違法な第一審判決を是認して控訴を棄却しましたことは憲法第三一条に違背するものとして破棄されなければなりません。

第四点　被告人は佐藤金三郎と共謀して長谷川善助から金二十万円の供与を受け内十一万は佐藤が、内九万円は被告人が受取り被告人は其内三万六千円を十数名の運動者に供与したに過ぎません、そして右三万六千円は選挙運動の実費として供与したもので所謂悪質の買収金でないことは記録上明白であります、犯罪の情状は何れの点を検討しても共犯者佐藤金三

郎に比して決して重いものでない事も亦記録上明白であります。然るに佐藤に対しては公民権不停止の言渡しがなされたに拘らず被告人に対しては其言渡しがありません事は量刑の当を得ざるものでありまして、被告人が上告いたしましたのも公民権不停止の恩典に浴したい一念に外ならぬものであります、被告人は前科も無く多年各種公共事業の為め力を尽し地方自治の功労者であり、且つ地方の名望家でありまして将来も公共事業の為め、地方自治の為め大に力を尽したいと考えて居るものであります。斯様な被告人に対し公民権を停止する事は被告人に対し過酷であるばかりでなく地方自治の為め大なる損失でありまして何れの点から見ても量刑は不当であると申さなければなりませんから原判決は破棄せらるべきものであります。

以　上

昭和二九年(あ)第一七一三号

判　決

本籍並びに住居　福島県西白河郡小田川村大字萱根字新小萱二番地

農　業　高野新太郎　明治三五年六月二八日生

右公職選挙法違反被告事件について昭和二九年三月二五日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人富岡秀夫の上告趣意は末尾添附別紙記載のとおりである。

同趣意について。

違憲を云々するが公職選挙法二五二条の合憲であることは昭和二九年(あ)四三九号同三〇年二月九日当裁判所大法廷の判決に明かであるから論旨は採用の限りでない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものと認められない。

よつて同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一〇日

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第一七一三号

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第一七一三号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二九年(あ)第一七一三号

弁護人富岡秀夫の上告趣意

右の者に対する公職選挙法違反被告事件につき弁護人は左の通り上告の趣意を弁明致します。

被告人　高　野　新太郎

第一点

原判決は憲法第十四条第一項の違反がある。

憲法第十四条第一項に依れば「すべて国民は法の下に平等であつて人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的、又は社会的関係に於て差別されない」旨規定している。

その趣旨とするところはあらゆる場合、あらゆる点で国民が絶対に平等であることを要求するものではなく、平等の要請そのものゝ中に合理的な制限を当然含むものなることは言を俟たないところであつて、不合理なる差別が違憲たるべきである。

右憲法の規定による政治的差別とは固より広く国政に参与する権利の不平等を指称するものであるが選挙権、被選挙権をその最たるものとしているのは疑のないところである。

右公民権は憲法第十五条にも規定せられある通り憲法の保障する国民の固有の権利として最大の尊重を要する権利であつて国民主権を顕現し民主々義政治の根幹をなし国民が長い間の辛酸を経て獲得し来つたところである。従つ公民権停止処分に当つては裁判官に信念ある決断を以て慎重審議せられねばならない所であり合理的なる判断を要するのである。

禁治産者、準禁治産者が政治上の権利を制限せられる事は合理的ではあるが、本件に於ては原判決は合理的な判断によらずして不合理なる判断によるものであるから違憲とせられねばならない。

第一に所謂公民権は、右に述べたる如く国民固有の権利として憲法上最大の尊重を要するものであるから公職選挙法第二百五十二条の公民権は不停止が原則でなければならない。公民権停止は特に被告人が候補者であり或は出納責任者である場合に為されるべきであつて他の選挙運動員の場合は不停止を以て原則とすべきものでなければならない。

被告人は記録上明らかであるが単なる一選挙運動員であつたにすぎず、従つて公民権停止の処分は政治的に差別を生じ違憲たるべきである。

第二に公民権停止、不停止の処分は一に裁判官の裁量に係はる事項であるがこの確たる標準のない以上不停止を原則とすべき所である。

記録に依れば、一選挙運動者であつて、出納責任者金山広美の指示によつて選挙運動に従事した被告人であるから、此の被告人に公民権停止の処分を為したことは政治的差別の合理的判断を欠き違憲であると謂はねばならない。

以　上

昭和二九年(あ)第一七八五号

判　決

本籍並びに住居　同県同郡北有明村大字築切一六六八番地の口

農　業

本籍並びに住居　佐賀県杵島郡住吉村大字大野九一一〇番地

農　業

坂　口　善　八

明治二七年四月二一日生

本　籍　同県同郡若木村大字本部一八八三三番地

住　居　同県同郡北方町大字志久一三三〇番地

新聞販売業

池　袈　裟　一

明治二八年二月二二日生

久　保　仲　吾

明治二八年五月一五日生

右の者に対する各公職選挙法違反被告事件について昭和二九年四月二二日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第一七八五号

本件各上告を棄却する。

理　由

弁護人松下宏の上告趣意（後記）は、事実誤認、量刑不当又は単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

弁護人中村又一の上告趣意（後記）は、公職選挙法二五二条の違憲を主張するけれども、同条が憲法に違反しないことは、当裁判所大法廷判決（昭和二九年(あ)四三九号同三〇年二月九日言渡）の判示したとおりであるから、論旨は理由がない。また記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

弁護人松下宏の上告趣意

右当事者間の公職選挙法違反被告事件の上告趣意を申立てます。

第一、原判決は選挙に対する政党の活動と買収行為とを混同した事実の誤認があると思料します。

改進党佐賀県支部連合会幹事長徳永八郎が金十八万円を被告人久保仲吾に交付したことは同人が改進党杵島郡支部会計課長であり、之に党費を交付したものであります。

勿論この金が、党の経常費でなく、参議院議員候補者武富敏彦の選挙対策の費用であつたことは間違ひがなく、杵島郡支部は、全杵島郡を地理的に三地区に分けて、吾々主任として支部の幹部である被告人池田袈裟一、同坂口善八を選任し之に各六万円宛配付したものであります。

この徳永八郎の行為は、記録によれば「唯武富候補をよろしく」と申して渡してゐるが、之は被告人三名を選挙民であると見てのことでもなく又選挙運動者と見てのものでないのであります。そうすれば此一点から見ても、之は公職選挙法第二百二十一条第一項の各号の何れにも該当しない行為であります。

勿論同人等が、選挙有権者であり、党の有力者であることは徳永八郎も認識してゐる。然し同人が金六万円を交付した主要目的は、同人等の投票権を買収し又は同人等をして之から選挙運動をなさしめるためではない。唯党幹部に対して、党活動の資金を提供したものであつたのであります。それならば同法第一項の第五に該当するかどうかと云ふに被告人等

被告人　坂　口　善　八

同　池　田　袈　裟　一

同　久　保　仲　吾

は選挙運動者でなく又徳永から特定の行為の指示を受けておらないので、この号にも当らないのであります。
又同法第一項第六号の周旋又は勧誘にも該当しないのであります。
要するに同人等は党内部の党費の配分、配置に干与したものであります。
この点原判決は事実の誤認であり、然らずとすれば、同法第二二一条の解釈を誤り不法に之を適用した違法があると思料します。
杵島郡が大郡であつて、之を三地区に分けて一地区に何万かの有権者のあることは地理的自然の条件であつて、記録の全体から推測せられる事実であつて原審援用の調書には本件六万円の金員が投票取纒めの為めの費用報酬と述べられ原審判決も之を是認せられておるが之は事実上不可能のことである。之は政党が政党として選挙に対する方策に要する費用に支出するものであつたのであります。人或は、選挙運動は合法的には文書と言論である、それ以外は違反でありそれに要する費用は皆違反となると見る向もあるのであるが之は選挙の実体を把握せないものであります。
選挙はあらゆる運動が結集して最後に投票となるものであります。法は選挙運動の公式のものを規定し、又禁止行為を明示しておりますが、選挙費用は広く選挙運動に干するものであつて又禁止行為以外に政党、第三者はあらゆる運動が出来る、又之が与論の達成に必要である。之に要する費用は政党か又は第三者が之をまかなう外ないのであります。
この選挙の実態、政党の活動の方面から本件被告人等の行為を観察賜われば原判決が形式的観察におわつており明に事実誤認に属しており、この点原判決を破毀せねば著しく正義に違反するものと思料仕ります。
第二、原判決認定の三被告人の金六万円の使途には何れも之を買収行為と見ることは之亦事実の誤認であると思料します。
(一) 被告坂口善八の行為
原判決は被告人が山下善吾と共謀して毛利源三から金一万五千円の運動資金の提供を受けた事を認定しておるが、之

は事実に反しておる。被告人は助言し、立会しただけのものであつて従犯関係とも見られないのであります。
被告人が衆議院議員候補者中村又一のために村上鶴馬、田中常作に金員を提供しており参議院議員候補者武富敏彦のために数部落に金員を分けて之を各責任者に交付しておるのであつて之は別に具体的指示をしておらない。又相手方の買収が目的でない事は明である。そうすれば之は党の活動として各部落の責任者に費用を交付し、以て各方面に選挙運動を為すためであり、それ自体公職選挙法第二百二十一条第一項の各号に該当せないものと思料する。
(二) 被告人池田袈裟一が杵島郡白石地区の各村を単位として、責任者に金員を提供しておることも之亦党費の分配であつて之の相手方の買収と見ることは出来ないものであります。
(三) 又久保仲吾が岸川八郎に交付した金一千円は同人が選挙運動を武富候補のため為しておるので之が実費提供のためのものであるのであります。被告人三名は多年同一政党の幹部として活動し其功績顕著なものがあり、一端の誤りで多年の政治的活動を喪失せしめらるることは政党人として苦痛之より甚しいものはなく、現在民主主義の危機に直面し政党の更生を要望せらるる秋にあたり、本件のような純朴で地方自治、政党政治に努力しておつた者を地方政界から失ふ事は多大の損失となるのであり此点原判決は其量刑に過りあるものと思料せられます。
更に御審理を仰ぐ次第であります。

以　上

昭和二九年(あ)第一七八五号

被告人　坂口善八
同　池田袈裟一
同　久保仲吾

弁護人中村又一の上告趣意

右頭書被告事件につき昭和二十九年四月二十二日福岡高等裁判所第三刑事部の言渡した判決に対しさらに各被告人より上告の申立をしたが、その理由は左記に申述べる。

原審は、被告人控訴を棄却した。よつてもし、本判決が確定するならば、被告人等は裁判確定の日から五年間公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しないこととなるのである。しかしながら本上告人は、原審判決が公職選挙法第二百五十二条第三項により同条第一項の規定の不適用を宣告しなかつた点において刑の量定が甚しく不当であり結局は憲法の違反があると考えるものである。その理由を示せば次に説く通りである。

㈠　昭和三年三月五日の大審院刑事判例によつて明かにされた如く、いわゆる公民権の停止を宣告するかどうかは、上訴理由たるいわゆる刑の量定中に包含される。このことは、最高裁判所においても是認せられるところであろうと信ずる。よつて本件公職選挙法違反に対する控訴審において第一審の判決をそのまゝ容認したことにつきこの点に関する刑の量定が甚しく不当であるとすることは当然上告の理由となると解せられる。ところで、この場合に、私が強調しなければならない点は、公職選挙法第二百五十二条第一項（従つて第二項も同じ）は憲法に違反する規定であり、しかるが故に、これを適用した原審判決には憲法の違反があり、無効の法令を適用したものであつて、当然破毀さるべきものであるとする一事である。従つて、事は、刑事訴訟法第四百五条による上告の申立に当ることともなると思料する。

一

(二) 然らば、何が故に公職選挙法第二百五十二条に定めるいわゆる公民権停止の規定は憲法に違反し無效であり、従つて原審判決は法令に違反し甚しく不当な刑の量定をしたことになるのであろうか。今これをこゝに論究してみたい。

申すまでもなく、公職選挙法第二百五十二条に定めるところは「選挙権及び被選挙権」であつて、「選挙権又は被選挙権」ではない。すなわち、判決において同条第三項による不停止の宣告がなされない限り、被告人は、選挙権及び被選挙権を一挙に有しないこととなるのである。私は、被選挙権についてこれを有しないとすることは、あるいは立法として可能であり、公職選挙法の罰則としても適当と見るべき場合があることを否定しない。しかしながら、選挙権をも奪つてしまうということは果して憲法上許されるかどうか。この点につき私は最高裁判所の重大な関心を喚起しなければならぬと考える。なんとなれば、選挙権は、国民が国又は自治体の政治に参与する唯一の基本的固有の権利であるからである。憲法第十五条に曰く、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と。この公務員の語に、国会議員が含まれることはここに、言及の要を見ないのであろう。申すまでもなく、国民誰れでもが選挙されるわけには行かないにしても、何人でも議員を選挙することができるというところに一人々々の政治参加の基盤に立つ民主政治の根本理念が成立するわけなのである。従つて、この選挙権はいかなる方法によつても奪わるべきではない。憲法第十一条の云う通り「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」のである。この意味において、選挙権を有せしめざることを規定した公職選挙法第二百五十二条の該当部分は、当然、憲法に違反する無效の規定と断ぜざるを得ないのではないか。然らば、この無效の規定の適用を排除しなかつた原審判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反を犯したものであり、且つそのことによつて甚しく不当な刑の量定が行われたと云わざるを得ないのである。この事態は正に、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認むべき事態であらう。(刑事訴訟法第四百十一条)

(三) 私が訴えたいことはこれだけである。この論理は明確且つ簡単である。すなわち私は、たゞ以上の所説を十分に慎重に御検討の上、最高裁判所がよく司法優位の厳然たる態度を示されんことを期待し熱望しそのことを信じて疑わないが故に、これを以て本件上告の理由とする次第である。

以　上

昭和二九年(あ)第一八一一号

判　決

本籍並びに住居　福岡県筑紫郡山口村大字針摺三八六番地
農　業
阿　部　峰　次　郎
明治三三年八月四日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字石崎七九番地
製　材　業
井　上　梅　次　郎
明治三七年二月二八日生

本籍並びに住居　同県同郡同村大字立明寺二五三番地
農　業
吉　村　鹿　五　郎
明治三四年二月五日生

右の者に対する各公職選挙法違反被告事件について昭和二九年四月二一日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第一八一一号

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第一八一一号

理　由

弁護人副島次郎の上告趣意第一点について。

公職選挙法二五二条が憲法に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和二九年(あ)四三九号同三〇年二月九日大法廷判決）の示すとおりであつて、これを改める必要を認めない。それ故論旨は理由がない。

同第二点について。

論旨は量刑不当の主張であつて適法な上告理由とならない。また記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二九年(あ)第一八一一号

弁護人副島次郎の上告趣意

右者に対する公職選挙法違反被告事件につき上告趣意は次の通りであります。

第一点　原判決が被告人等の選挙権、被選挙権停止の除外をなさなかつたのは憲法に違背するものと信ずる。

けだし憲法はその第十五条に於て国民の参政権を基本的人権として保障し公務員の選挙は成年者の凡てによる普通選挙によるべきことをき定して居る。然るに拘らず公職選挙法第二五二条は選挙犯罪につき処罰を受けたものに対し選挙権被選挙権を停止する旨き定しているが右選挙法第二五二条はその点に於て既に憲法第十五条のき定を犯すものであり違法無効の法条であると信ずる。もつとも御庁は既に先に右選挙法の法条が憲法に違背しないとの判例を示されて居るが該判例には承服し難い。殊に本件の如き犯情軽微なる各被告人に対しては選挙法第二五二条三項は該停止き定の適用除外を認めて居りその限りに於てこそ同法条の合憲性はこれを首肯し得るものである。然るに原審判決は被告人および弁護人の主張を退け同法条三項による公民権停止き定の除外を認めなかつた。誠に苛酷不法の判決であると信ずるので直ちに原判決を破棄し改めて公民権停止除外の御判決を願います。

第二点　原判決は量刑甚しく不当であり之を破棄しなければ正義に反するものと考えられる。

即ち本件各被告の犯情を見るに既に控訴趣意書において、本弁護人および各被告本人から陳述せる如く誠に已むなき特殊の村内事情に駆られ私利私慾を全く離れて公的憤りの下に敢行したもので何れも犯情掬すべく家庭的前歴的にも同情の

被告人　井　上　梅次郎

同　阿　部　峰次郎

同　吉　村　鹿五郎

余地多々あり殊に被告人等が村内の村議その他の有志として衆望を担つている点よりも公民権を奪わねばならない何等の理由も見出し得ない。原判決が之に対し公民権を剥奪したのは全く不当、酷薄に過ぎるものと信ずる。

本弁護人は本件の控訴趣意第十項八に於て指摘しました如く、他の事件との均衡が取れていない、そこに指摘した案件於ては大平・豊田の如きは金額的にも本件各被告人の所犯よりもずつと上廻り内容的にも本件各被告人の方が軽微である。然るにその刑罰はずつと本件被告人が重く殊に公民権まで剥奪されている。

本弁護人は同じ日本の国民が同じ国法に依つて処断されながら斯る不公平を甘受黙過することは出来ない。本件各被告人等も理由なくして重く処罰されねばならないかを理解し得ないでおります国民は法の下に平等なるべきである。然るに此の不公平は何たることでせう。

先に御庁に於て示された統計表によるも全国各地の下級裁が公民権の停止に干し如何に無定見、無見識であるかが完全に暴露されて居ます。各下級裁の思付きや気分で国民の基本的人権のうち最も大切なる参政権が剥奪されるようなことでよいでせうか。

速かに本件原判決を破棄して被告人等に公民権を許容され度い。

以　上

昭和二九年(あ)第二五六七号

判　決

本籍並びに住居　兵庫県神崎郡田原村南田原一三九四番地

農　業　中　井　晃

明治三四年二月二八日生

右の者に対する公職選挙法違反被告事件について昭和二九年六月二四日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人永田彦一郎、同岡野富士松の上告趣意第一点は公職選挙法第二五二条第二項の規定は憲法に違反する旨主張するが所論の如く憲法に違反するものでないことは、当裁判所大法廷の判例とするところであるから（昭和二九年(あ)第四三九号昭和三〇年二月九日判決）論旨は理由がなく、同第二点は量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第二五六七号

裁判長裁判官　島　保
裁判官　河　村　又　介
裁判官　小　林　俊　三
裁判官　本　村　善太郎

昭和二九年(あ)第二五六七号

被告人　中井晃

弁護人永田彦一郎、同岡野富士松の上告趣意

右の者に対する公職選挙法違反被告事件に付上告理由は左の如くである。

第一点　第一、二審共公訴事実の通りの事実認定を為し被告人を懲役五月（但し三年間刑の執行猶予）に処したのであるところ公職選挙法第二百五十二条第一項の規定に依れば被告人は裁判確定後刑の執行を受けることがなくなる迄の間同法に規定する選挙権及被選挙権を有しないことになるが該法条は日本国憲法に違反すると考える。

日本国憲法は総ての国民は法の前に平等に取扱はれ政治的経済的又は社会的関係に於て差別されないことを規定してゐるのであり刑法に於ては刑の種類を明白に限定し各条の罪に付ても法定刑が定められ基本的人権尊重の理念に基く罪刑法定主義を貫いてゐる。

然るに前記公職選挙法の条項は特定の者に対して公民権である選挙権被選挙権を剝奪し以て特殊の刑罰的制裁を科し同時に政治的社会的に差別的取扱を為すことを規定するものであるから憲法に違反するものと考へる。

第二点　一件記録に徴しても明である如く被告人の居村兵庫県神崎郡田原村に於ける当時の河本敏夫候補の為の選挙運動に関して其の報酬並運動資金として授受された金銭の配分関係は、

伊藤鹿次が青田源太郎から(一)昭和二十七年九月十日頃現金六万円(二)同年同月二十日頃現金二万三千円の供与を受けた上、(三)同年同月十日頃被告人に現金七千円、千家善夫に現金九千円(四)同年同月二十日頃被告人に現金七千円、千家善夫に各現金一万円を供与してゐるのである。

ところで伊藤鹿次は別紙の如く右青田源太郎から二回に亘り計現金八万三千円の供与を受けた事実及被告人等に現金を

供与した等の公職選挙法違反の事実に依り起訴せられ第一審に於て該事実を認められ懲役六月（三年間刑の執行猶予）に処せられたが第二審に於ては同一事実を認定し量刑不当として第一審判決を破棄し懲役六月（三年間刑の執行猶予）に処し公職選挙法第二百五十二条第一項の規定を適用せずとの判決があつた。

被告人に対する原審量刑と伊藤鹿次に対する右量刑とを比較するに伊藤鹿次は田原村農業協同組合長で被告人は同組合理事であつた関係上被告人は伊藤鹿次から河本敏夫の選挙運動を依頼され之を断り切れず承諾し其の結果其の資金として本件現金を受取り更に他の者に配分したのであり金銭の配分関係からするも被告人は其の下位にあり其の取扱金額も伊藤鹿次より遙に少額であり被告人の方が情状格段軽いと何人も認め得るところである（被告人に付て特に他の点で情状が悪いと認められる点はないので）から右両者に対する量刑は明に均衡を著しく欠く。

凡そ同一候補者に関する同一系統の選挙違反事犯で然も狭い同一村内の一連の違反者の間で斯る不均衡を生じていることは（併合審理されてゐたら斯る不均衡は生じなかつたと信ずるが）一般国民感情として納得し難いところであり裁判の威信の上からも好ましからぬところであり破棄せねば著しく正義に反するものと考へます。

尚別紙の如く被告人の隣村兵庫県神崎郡山田村に於ても前記河本敏夫候補の選挙運動に関し青田源太郎より共謀して現金六万円の供与を受け更に之を他の者に供与した事実及其の他の事実等に依り起訴せられ判決を受けた弓岡和一、坪田三代次、白国清高等何れも其授受金額等被告人より犯情重いに拘らず第二審に於て第一審判決は量刑不当であるとし破棄し公職選挙法第二百五十二条第一項の規定を適用せずと自判したのでありこれと比較するも被告人の本件量刑は著しく均衡を失し妥当でないのであり破棄せられ公職選挙法第二百五十二条第一項の規定を適用せずとの御判決あらんことを切望します。

（添附書類省略）

以　上

昭和二九年(あ)第三九八一号

判　決

本　籍　愛媛県温泉郡北吉井村字志津川一九一三番地　松本孝方

住　居　東京都新宿区新小川町一丁目一二番地　工員　松本学　昭和二年四月一三日生

右窃盗被告事件について昭和二九年一一月二日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人野口恵三の上告趣意は、憲法違反を主張するけれども憲法三六条にいわゆる残虐な刑罰とは不必要な精神的肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味し、被告人の側から見て過重の刑が必ずしも残虐な刑罰ではないこと当裁判所大法廷の判例とするところである（昭和二二年(れ)三二三号同二三年六月二三日判決刑集二巻七号七七七頁）から所論は採用の限りでなく、その余の論旨及び弁護人犬山春吉の上告趣意は、事実誤認を前提とする法令違反、量刑不当の主張であつて何れも上告適法の理由にならない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第三九八一号

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第三九八一号

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二九年(あ)第三九八一号

弁護人野口恵三の上告趣意

右の者に対する窃盗被告事件につき弁護人野口恵三は左のとおり上告の趣意を陳述する。

第一点　第一審判決は、被告人に対し十月の懲役刑を言渡し、原判決は量刑不当を主張する控訴理由に対して、第一審判決の量刑は不当ではないとしてこれを棄却しているが、本件の量刑は左に述べるとおり罪刑の均衡を著しく失しており、憲法第三十六条所定の残虐刑を科したものとして破棄を免れない。

すなわち、

(一)　本件の犯罪事実は、昭和二十八年十月十三日における背広三ッ揃一着外二点（時価合計一万六千二百円相当）と同年十二月九日における鼠小格子オーバー一揃外二点（時価合計一万九千九百円相当）とであつて、しかも後者は犯後直ちに、被害品は返還せられて実害は実質上恢復されている。その上前者については、昭和二十九年五月四日附被害者栗田博行の上申書に明らかな通り、示談弁償の目賭は確実であり被害者自ら裁判の寛大ならんことを上申している。

これによつてみれば、まず、本件の犯罪事実は現在の財産罪の傾向上微罪に属すべきものであり、財産法益侵害の軽少であることについてみれば十月の懲役刑が甚だその均衡を失していることが一見して明瞭である。

憲法第三十六条の残虐刑禁止の意味は、その思想的沿革に照してみても、それが行為者の主観的事情を捨象して客観的法益の侵害の大小と刑罰の軽重との均衡を保障せんとしたものであることは明らかであつて、本件の量刑はこの点において右の保障に反した違法の量刑といわなければならない。

(二)　次に被告人の一身的事情を顧慮するならば、被告人は昭和二年生れにして前途ある青年であり、従来甚だ謹直に生活

被告人　松本学

してきた実情は実兄孝の言に徴しても明らかである。同人が僅々昭和二十八年一ヶ年において多少生活の軌道を逸脱して、その結果惹起したものが本件犯罪にほかならない。要するに青年一時の客気の結果であつて、これを以て、被告人を悪性の所有者と見ることは形式的な観察であるといわなければならず被告人は松山中学の出身者であり、現在実兄孝（洋画家）のもとにおいて、兄を助けて真面目に生活しているものであり、再犯の懸念は皆無である。

問題は被告人が昭和二十八年十月九日、高知地方裁判所において窃盗罪により懲役一年二月執行猶予三年の判決をうけ、僅々数日を出でずして本件犯罪第一を行つたことに帰着するものと思われるが、被告人はこの判決後家庭に居たゝまれず単身兄を頼つて上京し、生憎兄との連絡がとれずして前途に不安を感じた渦中においてなされた偶発的な犯行であり、前示の犯罪と時間的に接着している事実よりみて、前刑の執行猶予は所詮本件犯罪を包含して被告人に更生の機会を与えしめるべきであり改正刑法の趣旨は本件のごとき場合を救済すべく、再度の執行猶予を認めたものであり、原判決は弁護人の前示のごとき主張に対し「再度執行を猶予すべきかぎりではない」と判示しているがこれは到底首肯しえざる判断といわなければならない。

要するに本件の量刑は、いかなる意味においても著しく不当であり憲法第三十六条に違反する刑を科したものとして破棄さるべきものと考える。

刑事訴訟法第四百十一条所定の点

第一審判決は被告人が栗田博行所有の鼠小格子オーバー一枚外二点を窃取した旨の事実認定をしているが当時被告人は右の財物を四国電力浜野寮内の友人郷田の所有物と誤信し同人との間柄上事後承諾を予想して寸借の意図の下にこれを持ち去つたものであり、所謂一時使用の目的に出でたものである。窃盗罪の成立につき、一般故意の外に不法領得の意思を要することは大審院以来判決の一貫した見解でありこの意思なき本件事実を窃盗罪として問擬した第一審判決は「判決に影響を及ぼすべき法令の違反」あるものとして刑事訴訟法第四百十一条第一号に該当し御庁の御審理において破棄さるべきものと考える。

以　上

昭和二九年(あ)第三九八一号

被告人　松本学

弁護人犬山春吉の上告趣意

右の者に対する窃盗被告事件につき、左に上告の趣意を述べる。

右の者に対する窃盗被告事件につき、左に上告の趣意を述べる。

一、原審は刑の量定が甚しく不当であつて、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと信ずる。

(一)　第一審東京簡易裁判所が昭和二十九年二月二十四日言渡した判決に依れば被告人は、第一、昭和二十八年十月十三日午後三時三十分頃高松市浜野町五三番地四国電力の浜野寮内に於いて栗田博行所有の背広三ッ揃一着外二点（時価合計一六、二四〇円相当）を、第二、昭和二十八年十二月十九日午後六時十分頃東京都千代田区神田神保町一ノ三二先道路に於いて高橋清所有の鼠小格子オーバー一枚外二点（時価一九、九〇〇円相当）を各窃取したものである。

との事実認定の下に被告人を懲役十月に処したものであり、原審亦一審判決を支持して控訴を棄却したものである。

(二)　然れども第二事実に於いては、直ちに物件は返却せられて、被害者は聊かも実害がなかつたものであり、又第一事実については、これは未だ被害者に対する弁償こそ了してゐないが、被害者栗田博行の上申書（昭和二十九年十月十九日附）によるも被告人に被害弁償の意思あることを認められたとして寛大な措置の懇請してゐる程で、即ち被害者は被告人を宥恕してゐるものである。

結局第一、第二事実を通じて見れば被害法益は極めて少く、被告人がこれによつて得たものは五、五〇〇円に過ぎないのである。

(三)　本件第一、第二事実は何れも動機が単純にして且つ偶発的なものであつて深い計画性は聊かも考へられない。

即ち第一事実は偶々就職依頼の目的で松山中学時代の友人郷田明を尋ねて昭和二十八年十月十三日午後三時頃四国

電力の浜野寮に行き、勝手知つた郷田の室で休んでゐる中、偶々手紙を書かうとして押入を開けると洋服が目についたので自分は未だ開衿シャツの姿であるので友人の心安さから一時借用するつもりで床の間にあつた鞄等（重要なことはそれまで持つてゐた自分の鞄は其処に置いて行つたところ後で郷田は既に徳島支社に転任してゐることを聞き、従つてその室は郷田の室ではなく、持出した洋服等は郷田のものではなく別人のものであることが判つたのである。

即ち友人の気安さから一時借用するといふ軽い気持が動機であつたことは本件が白昼（午後三時三十分頃）行はれた事に徴してもこれを知ることができる。

第二事実は上京して次兄等の世話で大日本印刷株式会社に就職が決まり、就職を配慮してくれた人のところへ次兄孝と共に礼に行く途中、兄との会同時間に阻齬があつて、独りでぶら〳〵歩いてゐる時偶発的に本件の如き行為を犯したのであつて犯罪の態様から見ても深い計画性は認められない。

(四) 被告人は松山経済専門学校を昭和二十三年卒業したもので所謂インテリの一人である。而して原審の云ふ罪歴と称するものも、(イ) 昭和二十八年七月二十二日業務上横領行為で起訴猶予となつた事件、(ロ) 昭和二十八年九月七日高知市内で知人から買物手帳等を盗み五千円位の品物を買求めたといふ事件の外は本件のみであり、何れの場合も被害法益は軽微であり罪質が単純であるのが窺はれる。

(五) 被告人は家庭的に面白くなかつた環境より離脱せんとして郷里松山より上京、幸ひ大日本印刷に工員として職を得て現在更生の意気に燃えて勤務してゐるものであり、自分の性格を自己批判し本件についても十分改悛して其の後一度も過りを犯したことなく、再び悪い事をしないといふ覚悟を新たにしてゐるのである。そうして今回の事件につき、四月余りの未決勾留を受け、懲戒の目的は十分達した筈である。

若し原審の量刑の如くば結果として昭和二十八年十月九日高知地方裁判所による執行猶予の判決は取消されて本件一審判決の刑と合せれば実に二年の実刑となるがこれは前述の如き犯罪態様、被害法益、被告人の既に蒙つた社会的懲戒等に鑑み頗る不当なものであつて、著しく正義に反するものと云はなければならない。

折角職を得た被告人をして自暴自棄に陥らしめて一生暗い生活を送らしめるか、或ひは被告人をして法の温情に感激して更生の途に生き今後社会の為め貢献し得る人物となるか、何れが国家の利益に叶ふであらうか。

本件に対する最終判決は被告人今後の人生の岐路になるであらう。

以上の理由により宜しく被告人には改正刑法の趣旨に則り再度の執行猶予の判決を賜るべきを相当とするものであつて、事茲に出でなかつた原審の量刑は甚しく不当であるから破棄さるべきものと信ずる。

以　上

○昭和二九年(あ)第四一八八号

判　決

本　籍　神戸市生田区楠町六丁目三〇番地の一
住　居　同市兵庫区東出町二丁目　春山荘内（大阪拘置所在所）
無　職　西村玉雄　明治四〇年三月二〇日生

右自殺幇助被告事件について昭和二九年一二月六日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人の上告趣意について。

第一審判決は所論のように被告人の自白を唯一の証拠として判示事実を認定したのではなく、その他に西村きくの検察官に対する供述調書及び上田政雄作成の鑑定書をも証拠として採用し、それ等を綜合して判示事実を認定したのであるから、所論憲法三八条三項違反の主張はその前提を欠き採用することができない。

その余の論旨は単なる法令違反、事実誤認又は量刑不当の主張に帰し適法な上告理由とならない。

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第四一八八号　一

昭和三〇年五月一〇日判決　昭和二九年(あ)第四一八八号

二

弁護人石丸勘三郎の上告趣意について。

論旨は原判決に憲法三一条の違反があると主張するけれども、その実質は単なる訴訟法違反の主張に過ぎないから適法な上告理由とならない。（所論精神鑑定及び実地検証の申請については、第一審第四回公判期日において、いずれも放棄せられ、裁判所が取調べない旨決定したこと記録四九六丁に徴して明らかである。また第一審の当否を原審が判断する資料は、第一審が引用した証拠に限らるべきではなく、記録にあらわれ、適法に証拠調べを経た全証拠によるべきこと当然である。所論実況見分調書並に添附の写真は、第一審で証拠調べを経ているのであるから、それ等が第一審判決の証拠に引用されていないからとて、原審がこれ等を右のような判断の資料としたことに所論のような違法はない。また記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。）

よつて同四〇八条一八一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和三〇年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二九年(あ)第四一八八号

被告人の上告趣意

私儀、昭和二九年七月二十六日神戸地方裁判所に於て自殺幇助の罪で懲役二年の判決を受け、此判決に対し控訴、同年十二月六日控訴公判で棄却を申渡されましたが、原判決に対して

憲法第三十八条第三項

何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ又は刑罰を科せられない。

刑事訴訟法第三百十九条第二項並に第三項

二項　被告人は、公判廷における自白であると否とを問わずその自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には有罪とされない。

三項　前二項の自白には起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

以上の条文を理由として刑事訴訟法第四百〇五条一号の規定に従いて此処に上告趣意書を提出します。

第四百〇五条一号憲法の違反があること、又は憲法の解釈に誤があること。

事　実

明石駅前の食堂より自動車で舞子公園へ向い公園で自動車を降りて、松林内にある休憩所で一時休憩して色々と天皇御西下の折り、御宿泊になつた舞子ブイラーの事を話してきかせてあげていたが浜が見へぬと言ふので其希望通り、国道南側の通称六角堂東方の芝生へ移動してから母「きく」と省線舞子駅より須磨駅へ帰る迄の再度に渡つて作製された供述調書と全然に違つている事実を左に詳細供述申上ます。

其一　六角堂東方の芝生へおばあちやんを連れてきてから約二、三分位した時におばあちやんが私に「兄ちやん気の毒やつたなー」言つたので私は「何を言つているの此位いのこと」と返事をしましたら「兄ちやんそこらへ行つて遊んでおいで」と言いましたので私も其気になつて「遊んでくるはな」と言い置いて其処から更に東方の海辺へおりる階段のある西側に若い男女の立話をしている処まで行つて下を見下ろしますと、下の浪打ぎわに親子連らしい四、五人位の人が居つたので私は其仲の良さそうな有様に自分でも何かしらんが嬉しく、其処から西の六角堂の方へ引返してすぐ前の階段（石段）から海辺へ下つて行き丁度其辺から海に突出ている、防波堤の先端まで行つて東の方を見ればさゝ程の親子連れは最早居らず其辺から東へ二、三軒位の家が造作か又は新築かしているらしく、六、七人位の人が働いているのが見へました。沖を見ますと淡路島がかすかに見へ天気が良ければ美しい景色だと思い乍ら、更に西を見ますと海は静かで明石海峡辺を大小の舟が二、三見へる位のものです。何気なく岡の方を見ますと二軒ある売店の中程位の処で四、五人の人が沖の淡路島の方を指差して何やら話をしているらしいのが見へました。私は自然と真下を見ますと底まできれいに望められて深さは私の脊丈け位かと思はれる程で何とも言へぬ美さでしたので少しの間私はみとれて居りました。何と言ふ事なしに私は淋しくなつてすぐ二人の居る芝生へ引返して来てからボケツトより「光」を出して火を付け様としたがマッチがないので「しまつたマッチがない」と私は独言を言つて舌打ちをしました時おばあちやんが「兄ちやん買つて来なさい、それからオスシやおいしい物かつて来てお呉れ」とお金を三百円出してくれました。調書の如く買物をして三人で食つたのです。少しの間昼ねでもする気で沖の見へる場所（ねころんで見へる）と思つて六角堂近かく二人よりはなれる事約六、七米位かと思はれる場所（実地で調べねば解り兼ねます）で寝転んだのです。気持よくなつたと思ふ頃に「兄ちやん〳〵」とゆり起されました。目覚めてみると母と二人が私を起して居りました。私が起されてキヨロ〳〵しているとおばあちやんが笑ひ乍ら「兄ちやん雨がぽろついたで」と言いましたので不思義想な顔であつたのでせう母親までが「さつき雨がポ

ロットしたで」と言はれますと「そーか」としか答へることが出来ません。私がねる前よりも天気は良く成つているのです。見へなかつた淡路島が今では見へる様に成つて居るし又空模様でもやはり良く成つて居るのですもの、然し二人にそんな具合に言はれゝば止むを得ぬ事です。ね起きでも有る私は先一服とタバコを出して火を付ける用意をしていると、おばあちやんが「兄ちやん天気が良く成つたから波や船の見へる下へ連て行つてくれへんか、おばあちやん（私の母）ともう少し遊んでから帰るから其内に迎へに来てくれるよつて頼むわ」と言はれるので母の方を見ますと母は早石段から下へ降りつゝ有りますので、私もタバコに火を付けたのを消して言はれるまゝにおばあちやんを脊負つて石段の所迄くると母は半分位まで降りて居りました。私も続いて降りました。降りきつた時は母と同時位で砂の上へ座蒲団をしかせて其処へおばあちやんを降して、消したタバコに火を付け直して吸いかけました。約三分位かと思はれる位の折りに私は便所へ行きたくなつて来たので其旨をおばあちやんに告ると、「兄ちやんゆつくり遊んでおいで私等は此処で遊んでいる内に迎いに来てくれたら帰るから」と言ふものですから母に頼んでおいて便所の方へ行きました。六角堂の処から便所の方を見ると一年生位の小学生男女生徒が先生に連られて遊びに来ていて松林の省線舞子駅の辺から南へ国道側の便所のある間の公園内で今自由行動をとつた時でしたので便所の方へ多くの小供が集つて行くので私は足を売店の東の方へ向け其処でジュースを一本のんで又タバコに火を付け沖をしばらく望めてから便所の方へ行きました。然し小供達はまだ皆済んでないのか女の妓が待つているので私も止むなく小供の遊ぶのを見ていると自分迄が小供に成つた気持で見ていましたが、心棒が仕切れなく成つて振返つて便所を見ますと空いているらしいので又タバコに火を付けて這入つて見ますと都合よく空いているので用便に掛りました。大体私には「ぢ」持ちで大変に永く掛る時が有りますが丁度此折りも永く掛つたと思はれますが、大分終りかけた頃おい外から母が「玉雄居るか」と声が掛りましたので「居るで」と返事をしますと母は又「まだ出てこんか」と言ひましたので「もう少しや待つてゝか」と声を掛けて後しば

らくして用便が済んで出て見ると母は駅の方角へ向つて歩きだしました。私は又母が用便にでも来たものと思つて早目に出たので一寸腹立たしい思をしましたがズボンのバンドを締めて早速母のあとを追ひまして、駅下のドテの処で追付いて私は「おばあちやんは」と問ひました。母は「知つた人が迎ひに来て連れて帰つた呉々も兄ちやんお礼を言つておいてと言つておつたで」と言いますので「そおかそれは良かつたな」と言つて母の姿を見ますと、おばあちやんのワラ草履をはいて自分の下駄を右手に持ち、左手で座蒲団を抱へて居りますので「其ざまは何んやそんな草履の様な物捨て下駄をはきんか座蒲団なぜおばんに渡さなかつたんや」と聞きました。母は「此の座蒲団おばんがカタミにやると言ふたから貰つて来たんや」と答へましたので駅へ行きつゝ何の気もなく小供の遊ぶのを振返つて見ました。それから東から西又は淡路島の方へと望め乍ら国道の方へ目が行つた時西から東へ走つて来る青色らしい自転車がありますので、変つた自転車やなと思ひ見ていますと六角堂の前で止まつて海へ降りる石段から姿が下へ消へて行きましたので、私はあの人がおばあちやんを迎ひに来た人か知らんと思つている内に其人はすぐ上つて来て又自転車で東へ向つて走つて行きました。母の方を見と駅の入口で待つて居りましたので急いで母と一所に須磨駅へ帰つたのです。其夜鳴海荘麻雀倶楽部へ母が私を尋ねて来ましたので表へ出て行きますと母は「大変やおばん死んだんや」と聞き返しますと母は「お医者さんの処へ警察からきゝに来たんや、おばんが薬袋持つていて解つたんや言ふとつた」と言ひますので私は馬鹿やなーおばんが死んだ処はどこや言ふてきいているのに解らんやつやなー」と母にどなりました。母は涙ぐんで「舞子や」と言ひますので「馬鹿!!」とつい声が大きく成りましたので自分の声に自分がビックリして、人でもきいてはゐらぬかとあたりを見ました。幸ひにして人も居らなかつたので気も落付き其折りの模様を母に詳細に聞きとつてから私は「お前は何も知らん様に言ふのやで、其れからお前は明石から帰つた様に言ふておき、外の事は皆私が知つて居る様にしておくのやで、馬鹿な事してくれたが今更仕様がない呉々も忘れぬ様にするのやでそれから警察から私を連れに来るから是非共に片付けて置かねばならぬ仕事があるから大阪へ行つて二、三日したら帰つて来ると言ふときよ」と言つて呉々も間違ひを起さぬ様に言ひ聞かせて別れました。母が帰つたあとでよく〳〵考へて見ると悪意は無く共自殺幇助の罪はのがれる事は出来ない。七拾九才の母を苦しい思ひをさせる詳にも行かぬ、色々おばあちやんの話や事情をきいても、現在のおばあちやんの様な事情に有れば或いは自分でも又は大部分の人が死を選ぶだらうと想象しまして身勝手な考へでしたが母を助けて自分が身替りに成つても裁判の決果は執行猶予の恩典に浴せるものと思つて居りましたので其夜私と同性の西村某に会つた時にも私は事実に自殺幇助の罪に問はれても仕方ないと云々の言葉を使用致しました。其夜鳴海荘でねましたが色々考へるとねむれぬ儘に夜が明けましたので神港新聞を見ますと小さく、おばあちやんの自殺が出て居て其文意で青の自転車の人が発見者である事が知れました。

以上が事実の供述であります。

其二　其翌日五月廿一日私が鳴海荘以外へ行かずに廿二日の用件の有る日を待ちつゝ鳴海荘の手伝いをして居る午後二時頃垂水署の大沢刑事外一名が来て署へ私を同行したのです。捜査係長直接の調べが有つて其夜十二時過ぎ迄も掛つて第一回の供述調書を作りました。私は母との約束通りに明石より母は帰つた様にして自分が自殺幇助の罪を受ける様に調書を作つて貰ひましたが、其では不足かして如何にも物たらぬと言ふ様な態度でした。根堀り葉堀りして午前二時（二十二日）頃係長は「あんたには重大な疑ひが掛つて居るから這入てゝ貰はねばいかん」と言はれたので止むなく留置場入りをしました。翌日から調べに調室へ行くにも手錠を掛けて其取扱方法に付いて如何にも重大強悪犯の如き有様でしたので私は極度に反感を買いました。留置場のトナリ監房の人より母が須磨署へ預けられて毎日取調べを受けて居る事を聞き恐きました。其話の模様では私等親子して金銭関係でおばあちやんを殺したと言ふ疑ひにあるらしいと云ふ事が解りました。私は馬鹿らしくて開いた口が閉さがらぬ位でしたが、疑ふのは警察側の自由で有つて私等は只腹を立てるのみであり